京都市・大阪市視察報告書　ごみ屋敷条例・中学校給食

資料一覧

資料　１	いわゆるごみ屋敷条例に関する新聞記事
資料　２	京都市いわゆるごみ屋敷条例についての当局説明資料
資料　３	京都市不良な生活環境判定チェックシート要
資料　４	京都市行政代執行に関する新聞記事と敷地概要
資料　５	京都市議会いわゆるごみ屋敷条例についての附帯決議
資料　６	京都市いわゆるごみ屋敷条例についての日本共産党の討論
資料　７	京都市いわゆるごみ屋敷条例についての日本共産党の修正案
資料　８	大阪市いわゆるごみ屋敷条例についての当局説明資料
資料　９	大阪市中学校給食パンフレット（大阪市教育委員会）
資料１０	大阪市中学校給食に関する新聞記事
資料１１	大阪市 H26 中学校給食に関するアンケート結果
資料１２	大阪市中学校給食に関する資料（日本共産党大阪市議団提供）
資料１３	中学校給食の改善に向けた取り組みについて（大阪市教育委員会）
資料１４	京都市中学校給食パンフレット（京都市教育委員会）
資料１５	京都市中学校給食について（京都市教育委員会ホームページより）
資料１６	京都市中学校給食に関する請願
資料１７	京都市日本共産党赤坂議員要求資料（京都市教育委員会）

資料　1　いわゆるごみ屋敷条例に関する新聞記事

28.1.13　神奈川新聞

ごみ屋敷 横浜市が条例

強制撤去へ代執行検討

年内施行目指す

住宅に大量の廃棄物などがある、いわゆる「ごみ屋敷」問題の対処に向け、横浜市が県内初となる条例の策定作業を進めている。当事者に寄り添う福祉的視点の重視を基本的方向性としつつ、私有地への立ち入り調査などを可能とするためのもので、ごみを強制撤去する行政代執行の必要性も議論されている。市が認識するごみ屋敷は少なくとも93カ所あり、対策を求める周辺住民は切実だ。市は2月に条例素案を作成、市民意見募集などを踏まえ年内の施行を目指す。

（石尾　正大）

＝関連記事23面に

市によると、ごみ屋敷の住人は1人暮らしや高齢者が多いという。苦情や相談は区役所で受け、住人が高齢であれば介護保険の案内を口実に訪問。支援の中でごみの片付けを手伝うなどして解決につなげてきたが、接触を拒否されたり行政と接点がない場合は手だてがないのが現状だ。

ごみに見えるものでも住人に財産と主張されると関与が難しいほか、対応する法令がないため、私有地への立ち入りや調査は困難。市は社会の高齢化とともにごみ屋敷は増加すると推測する。

昨年9月に庁内プロジェクトが発足。ごみを片付けるだけでなく、当事者に寄り添い福祉的な視点に重点を置いて取り組むことを基本的方向性とした。「本人が『集めても仕方がない』『適正処理が必要』と理解しな　と、たとえ強制撤去したとしても繰り返しになる」（市担当者）からだ。

行政代執行の必要性については、自治体によって判断が分かれる。東京都足立区や大阪市、京都市の条例には明記されたが、今年4月の施行を目指すという東京都世田谷区の条例素案には盛り込まれていない。

京都市は昨年11月、条例に基づく強制撤去を全国で初めて実施した。幅約1・3㍍の私道に高さ約2㍍までごみが積まれ、市の担当者は「非常時に命に関わると判断した」と話す。2時間の撤去作業でごみは45㍑袋167袋分に上った。

条例の理念は「支援」が基本。担当者は「無理矢理撤去しても、同じ状態に戻ってしまう。住人が抱えるさまざまな問題を解決することが真の解決につながる」と説明する。今回のケースでは、住人も撤去作業を手伝い、感謝の言葉を口にしていたといい、今のところ新たにごみが増えた様子も見られないという。

条例を制定せず福祉的取り組みで対処する自治体もある。大阪府豊中市は2005年から社会福祉協議会などと連携。社協のコミュニティーソーシャルワーカーが中心となり、地域の関わりの中で解決を図る。高齢化や認知症、経済的負担などごみが出せなくなる理由はさまざまだが、強制ではなく本人の同意を得て片付け、介護サービスなどにつなげる。「時間はかかるが、丁寧に進めている」と市の担当者は話す。

条例の制定に向けて議論を重ねる横浜市。ごみ屋敷の定義や過料の有無、代執行の必要性や代執行費用の負担先など、検討課題は多い。市の担当者は「ごみ屋敷対策にはいろいろなツールが必要。あとはそれらのツールを、どう折り合いをつけて使うかだ」と話す。

（1面）

28.1.13　神奈川新聞

（23面）

ごみ屋敷 問題も山積

法令なく、行政 対応苦慮

条例策定へ議論加速 横浜市

「福祉的支援には限界」

いわゆる「ごみ屋敷」問題の対処に向け、条例策定の議論が進む横浜市。調査、撤去といった対応策に関して、地方自治体としては根拠となる法令がないのが実情だ。ごみ屋敷の住人はさまざまな〝事情〟を抱えているケースが多く、早急な対応を求める周辺住民との間で、「今の制度ではどうすることもできない」と苦慮する自治体担当者。福祉分野からのアプローチを模索する動きもある中、市内の現場を歩いた。（藤田　昂一）＝本記１面に

駅から徒歩約20分。坂道を抜け、閑静な住宅街を歩くと、2階建て住宅が目に入ってきた。うずたかく積まれた白いポリ袋の山。そこかしこが破れ、ペットボトルや空き缶などが周囲にこぼれ出ている。ラジカセ、折れ曲がった傘、屋根に置かれた逆さの机ー。玄関とみられる場所も全てごみでふさがれていた。

この家に住む50代男性は「収集所に置かれた未分別のプラスチックや金属などを持ち帰り、自宅で仕分けるため」とごみを集める理由を話す。「私が神経質なだけかもしれないが、大変だけど私が分別しないことにはね」と物静かに話しながら、ロープを伝ってごみの山を器用に上っていった。

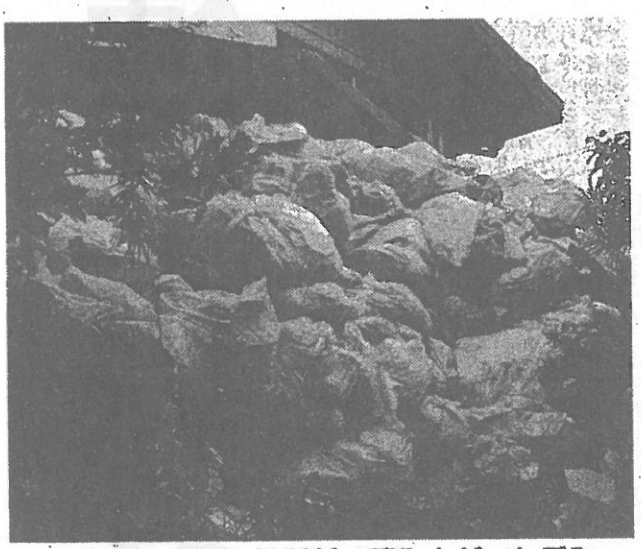
「夏は臭いし、ゴキブリや蚊、ハエなど虫も多い。どうにかしてほしい」。近隣住民からは悲痛な叫びが上がる。5年ほど前には自治会がごみの廃棄を求めたが、拒否されたという。双方の日常的な接触はほとんどない。

管轄の区役所によると、男性がごみを集め始めたのは10年ほど前。区は昨年になってプロジェクトチームを設置し、福祉保健センターや消防署、土木事務所などで対応を検討したが、出た結論は「調査や撤去の根拠となる法令がないため、現時点では何もできない」（区担当者）。

今は週2～3回、町の美化を担当する区職員が状況確認に訪れるほか、高齢者支援の職員も男性の母親に対する医療支援に足を運ぶ。少しずつ打ち解けてはきたが、「手伝うから片付けましょうと説得しても『自分で分別する』と繰り返すばかり」と進展しない。

市内では福祉的アプローチが成功した事例もある。入院支援のため70代の単身高齢者宅へ訪問した職員が、自宅内にため込んだごみの実態を把握。高齢者は認知症だったため、老健施設への入所支援と並行して別居する親族に連絡を取り、相談から1年後、住人の代わりにごみを撤去させた。

先のごみ屋敷に対処する区の担当者は、「住人は高齢者でも障害者でもない。福祉的支援だけでは限界がある」。その一方で「気持ちを理解しないと、片付けてもまたごみを集めるだろう」とも。条例化に向けた動きを歓迎しつつ、説得は続ける方針だ。



玄関とみられる場所が、積み上がったごみでふさがれている　＝横浜市内

いわゆるごみ屋敷等対策の取組について

不良な生活環境の解消のための支援及び措置

平成28年1月　京都市保健福祉局

京都市保健福祉局
保健福祉部　保健福祉総務課

担当課長　金森　一夫

〒604-8571　京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
TEL（075）222－3366
E-mail:kanamori@city.kyoto.lg.jp

京都市保健福祉局
保健福祉部　保健福祉総務課

担当係長　中濵　正晃

〒604-8171　京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
TEL（075）222－3366
FAX（075）222－3386
E-mail：nakcg961@city.kyoto.lg.jp

いわゆるごみ屋敷等対策条例

- 「不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」　（平成26年11月11日施行）
  - 「人」への支援を基本としつつ，ごみの撤去等の「措置」を適切に組み合わせ，自治組織等地域の取組と行政の取組を連動させ，市民が相互に支え合う地域社会の実現を目指す。
- 目的
  - 要支援者が抱える生活上の諸問題の解決
  - 市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保
  - 市民が相互に支え合う地域社会の構築

不良な生活環境とは

- 建築物等における物の堆積または放置
- 多数の動物の飼育，これらの給餌または給水
- 雑草の繁茂等
  - 上記により，当該建築物等における生活環境または，その周囲の生活環境が，衛生上，防災上または防犯上支障が生じる程度に不良な状態をいう。

基本方針

- 不良な生活環境の解消は，次に掲げる基本方針に基づき推進していくこととする。
  - できる限り不良な生活環境を生じさせた方が行うこととする。
  - 不良な生活環境を生じさせた方のみによっては不可能であるときは，できる限り早期に，本市，自治組織，関係機関等が協力して行うこととする。
  - 支援を必要とされる方が不良な生活環境を生じさせた背景に地域社会におけるその方の孤立その他生活上の諸課題があることを踏まえ，これらの解決に資するよう行うこととする。
  - 市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与することとする。

責務等

- 本市は，基本方針にのっとり，不良な生活環境の解消を推進することとする。
- 市民は，不良な生活環境の発生の予防に努めるとともに不良な生活環境を生じさせたときは，速やかにその状態の解消に努めることとする。
- 自治組織は，基本方針にのっとり，不良な生活環境を解消するための取り組みに協力するとともに市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保に向けて主体的かつ積極的に取り組むことにより，市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与するよう努めることとする。
- 本市，市民及び自治組織は，この条例の目的を達成するため，相互に，その果たす役割を理解し，協力することとする。

対策事務局

- 各区役所・支所において区長・担当区長の下に「区役所・支所対策事務局」(総括：地域力推進室)を設置する。
- 構成メンバー
  - コアメンバー(地域力推進室，支援課，健康づくり推進課，消防署警防課)
  - 庁内組織(保護課，衛生課，まち美化事務所等)から選定する。
- 対策事務局では，指導・説得，一斉清掃，各種施策への引継ぎ等の支援を行う。

対策会議

- 検討内容

  調査実施課の決定，不良な生活環境の判定，対応方針・主たる対応課の決定，即時執行や立入調査の可否の判定，一斉清掃に係る人員の確保等

- 参加メンバー
  - コアメンバー（必須）
  - 庁内外関係機関（事例に関係すると思われる組織に適宜参加要請）
    - （庁内）保護課，衛生課，まち美化事務所等
    - （庁外）区社会福祉協議会，地域包括支援センター，警察署等

- 検討内容の決定
  - 関係機関の役割，要支援者への関わりや適用施策の有無等に基づく対策会議での議論を踏まえ，区長，担当区長の判断により決定する。

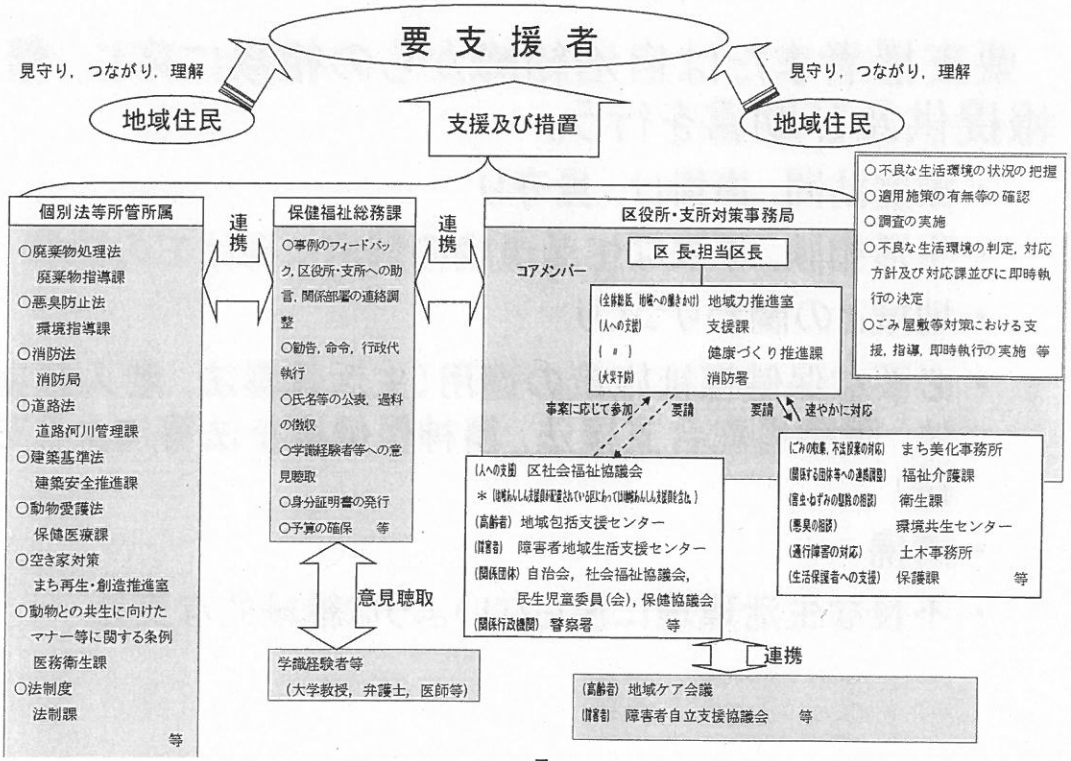
関係課の役割

関係課	主な役割
地域力推進室	対策事務局の総括，災害対策，まちづくり，関係する団体等への連絡調整
福祉部福祉介護課	関係する団体等への連絡調整
福祉部支援課	子ども・母子世帯・身体知的障害者・高齢者への支援，身体・知的障害があると思われる方への支援，関係する団体等への連絡調整
福祉部保護課	生活保護受給者への支援，経済的支援が必要と思われる方への支援
保健部健康づくり推進課(支所健康づくり推進室)	健康・医療・母子保健に関すること，精神障害者への支援，精神障害があると思われる方への支援，関係する団体への連絡調整
保健部衛生課	害虫・ねずみの駆除相談，動物の飼養に係る相談指導に関すること
消防署警防課	防火及び防災に係る安全指導に関すること
まち美化事務所	ごみの収集，不法投棄に関すること
環境共生センター	悪臭に関すること
土木事務所	通行障害に関すること

その他の関係部署等

- 都市計画局
  - まち再生・創造推進室　空き家対策課
  - 建築安全推進課
- 行財政局　サービス事業推進室
- 京都市住宅供給公社
- 保健福祉局
  - 保健衛生推進室　医務衛生課

ごみ屋敷等対策の推進体制



取組の流れ

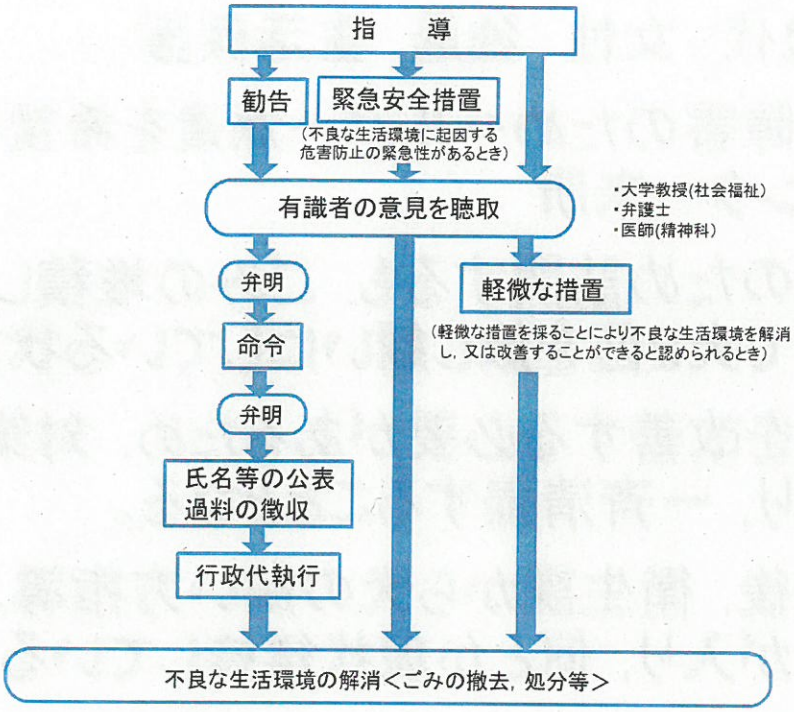
1. 対象案件把握（ご近所の方からの相談，福祉・医療関係機関からの相談，福祉事務所・保健センターからの情報提供，消防・救急からの情報提供）
   – 情報収集
2. 調査方針・調査実施課の決定（対策会議）
3. 調査（外観調査，可能であれば本人アプローチ，ご近所の方からの情報取集）
   – 情報共有
4. 判定，対応方針・対応課の決定（対策会議）
5. 「人」への支援と「措置」

「人」への支援

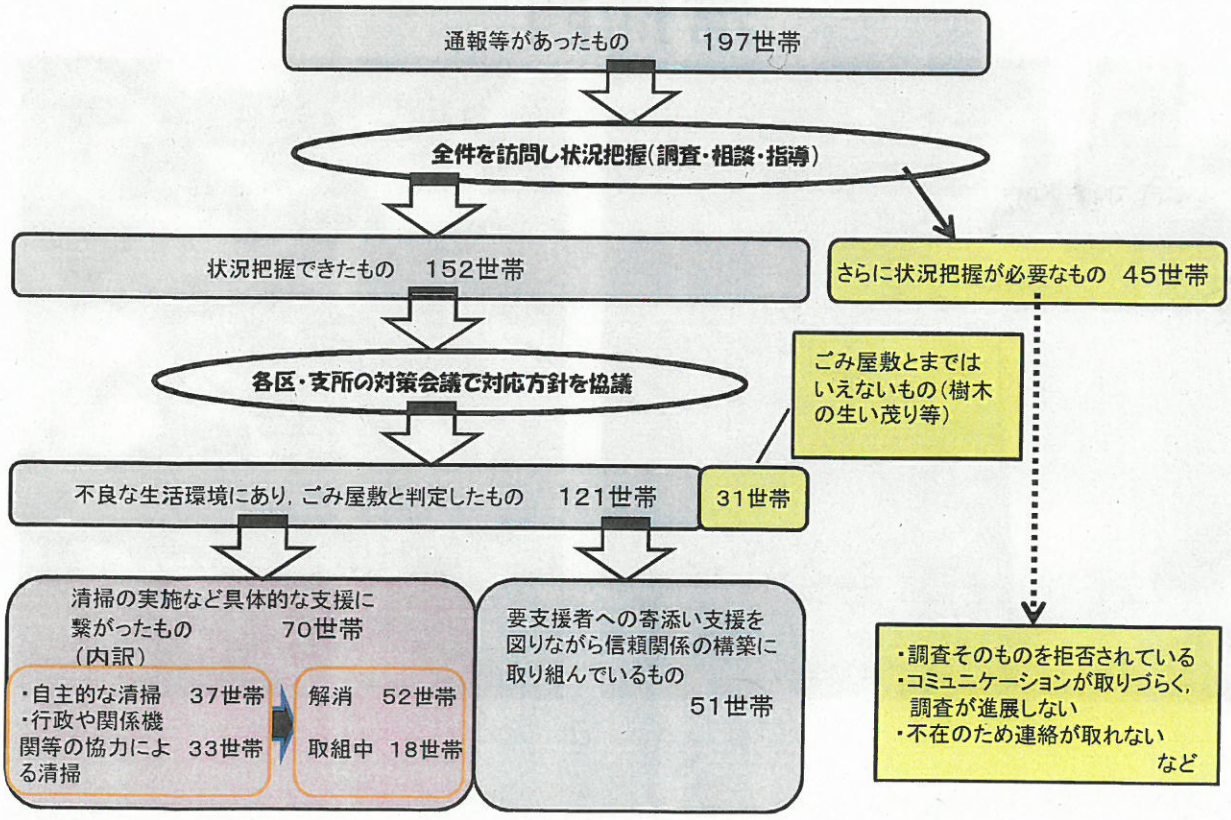
要支援者または自治組織からの相談に応じ，情報提供及び助言を行う。

- 家庭訪問，声掛け，見守り
- 生活相談，不良な生活環境の解消に向けての説得
- 地域との関わりづくり
- 必要な保健福祉施策の適用（生活保護法，老人福祉法，障害者総合支援法，精神保健福祉法等による支援）
- 清掃
- 不良な生活環境に戻らないような継続的な支援

「措置」



いわゆるごみ屋敷対策の取組状況（27.10.31）



事例1

- 40歳代　女性　独居　生活保護
- 精神障害のためヘルパー派遣を希望し，保健センター来所
- 調査のため訪問するも，ごみの堆積している室内で犬2匹を放し飼いにしている状態。
- 環境を改善する必要があるため，対策会議に諮り，一斉清掃することとなる。
- 清掃後，衛生課から犬の飼い方指導。ヘルパーが入り，何とか現状維持している。

清掃前







お風呂・洗面所



キッチン

清掃開始



従事者

健康づくり推進課　3名
衛生課　2名
保護課　1名
地域力推進室　2名
保健福祉総務課　1名

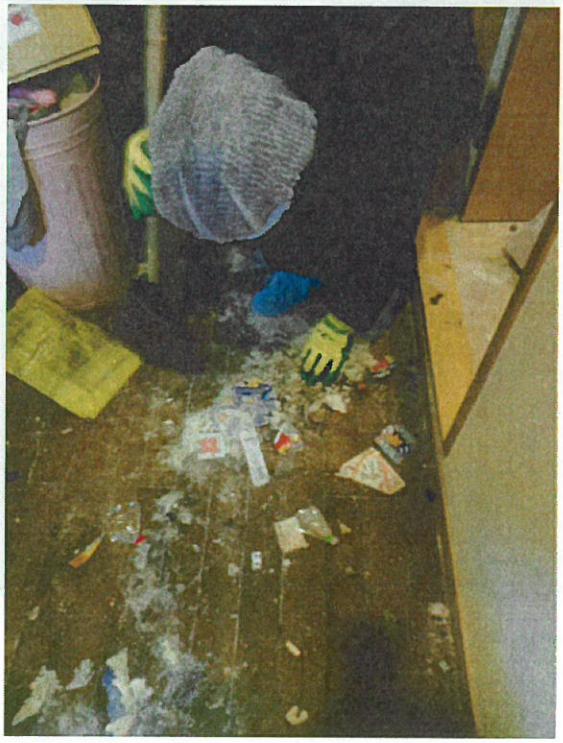
京都福祉サービス協会
3名

計12名

まち美化事務所（回収）

清掃中







床に固着した糞



薬剤散布とぞうきんがけ

清掃後





ゲージを2つセットし，ゲージ内で飼養するよう指導

事例2

- 50歳代　男性　独居　無職
- 近隣より，「ツタの葉が樋に詰まって困る」と区役所に苦情あり。
- 関係部署なし。
- 地域力推進室が訪問し，苦情を伝え，費用のかからない清掃方法を提案。
- サービス事業推進室の協力でツタを除去。
- 月1回訪問し，一緒に伸びたツタを刈り，少しずつ会話できるようになってきた。

清掃前





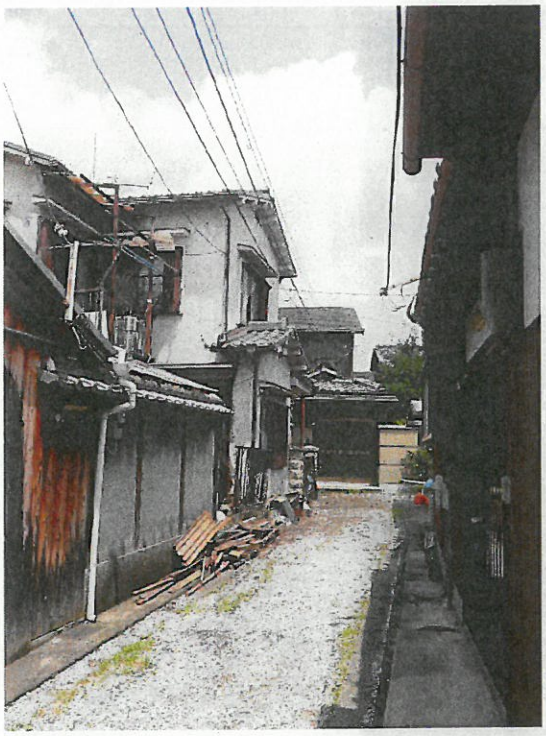
清掃中





サービス事業推進室職員４人が雨の中，伐採作業を行った。今後，複数回にわたって作業を行ってもらうこととしている。

清掃後

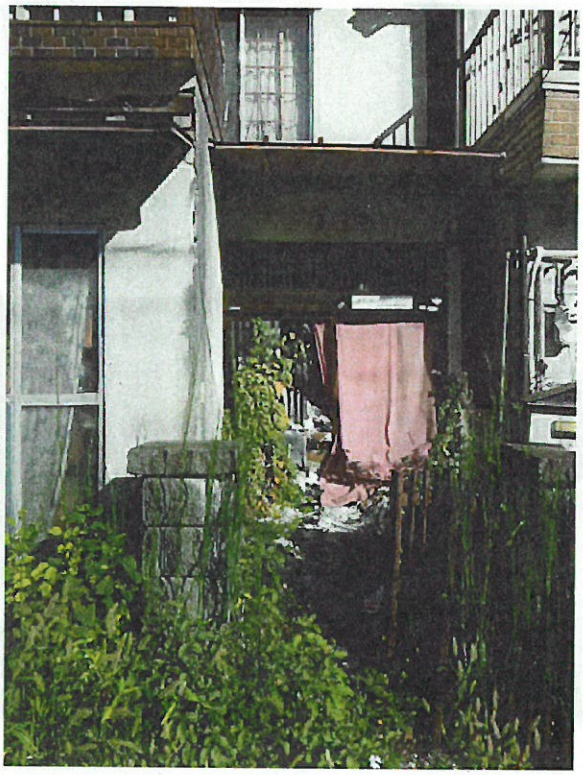




事例3

- 80歳代　女性
- 自治連合会会長より相談。
- 玄関のドアはなく，室内の電気はついたまま，ラジオがずっと鳴っている。人が住んでいるのかどうかもわからない。堆積物が玄関から溢れ出している。
- 戸籍等の情報より，家族へ手紙送付
- 安否確認のため，立入調査をする寸前，息子と連絡が取れ，所有者は別の住所で居住と判明。
- 清掃を勧め，息子と協力して清掃実施。まち再生・創造推進室空き家対策課の協力を得て，清掃後玄関ドアを取り付けた。

清掃前



清掃中





清掃中



玄関内の堆積物を外に掻き出していく。

従事者

消防署	2名
地域力推進室	5名
家族	1名
近隣住民	2名
	計10名

45Lごみ袋200袋排出

扉の設置





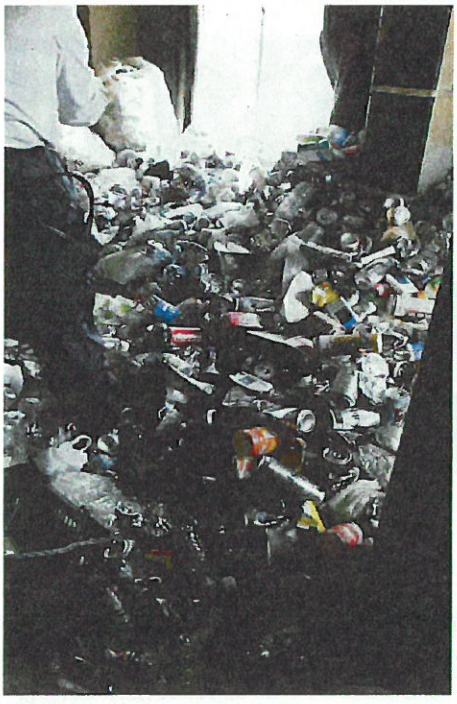
作業時間　10:00～17:45
清掃作業3時間半，ごみ袋移動時間約40分，ドア取付け約2時間

事例4

- 40代男性，統合失調症，一人暮らし
- 保護課より相談あり。
- 空き缶，瓶の山の上で生活。
- ここ10年ぐらいの堆積物である
- 本人も片付けたい思いがあり関係機関で清掃を実施する。

清掃前





玄関を開けると堆積物が1M～1．5M

清掃前



堆積物の上を毛布を敷いて寝ている

清掃前



清掃時の様子



従事者

保護課　　2名
健康づくり推進課　3名
地域力推進室　　1名

本人

計　7名

清掃後



清掃後





ごみ袋250袋搬出

事例5

- 60歳代　男性　独居　新聞配達員
- 管理会社からの相談で把握。
- 新聞の山の上で生活。ドアを開けると新聞が崩れ落ちる。毎日，新聞を持ち帰り溜まった。
- 管理会社が説得し清掃することになる。
- 1回の清掃で1トン以上の新聞を回収。4～5回清掃を実施し完了する予定。
- 新聞を持ち帰らないよう指導中。



初めて訪問で入ったとき，
崩れて「登る」のが大変だった。

ここで生活していることに
驚いた。

清掃従事者

地域力推進室　3名
消防署　1名

本人
管理会社等　2名

計　6名

清掃前

部屋の入口は物でふさがれている





台所周囲には新聞やビニール袋が堆積

玄関ドアを開けると新聞が堆積

清掃前



台所の横の部屋は入れない



普段生活している部屋
堆積物の上にテレビや食事が置いてある

清掃中

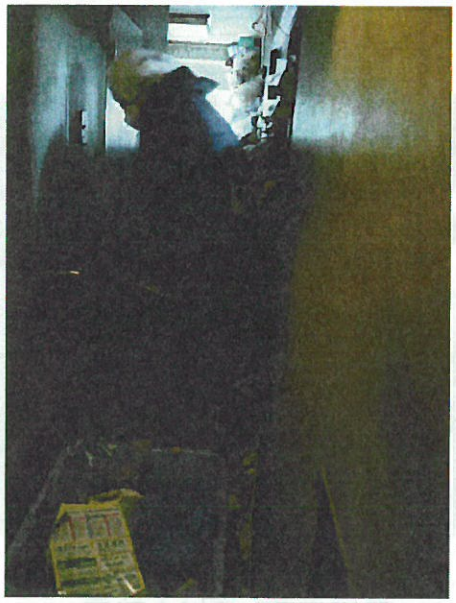


バッカンに新聞紙を投入
台車に3箱を乗せてエレベーターで1階へ
約140箱分（1．64t）回収



40分かけてやっと床が見えてきた

清掃中

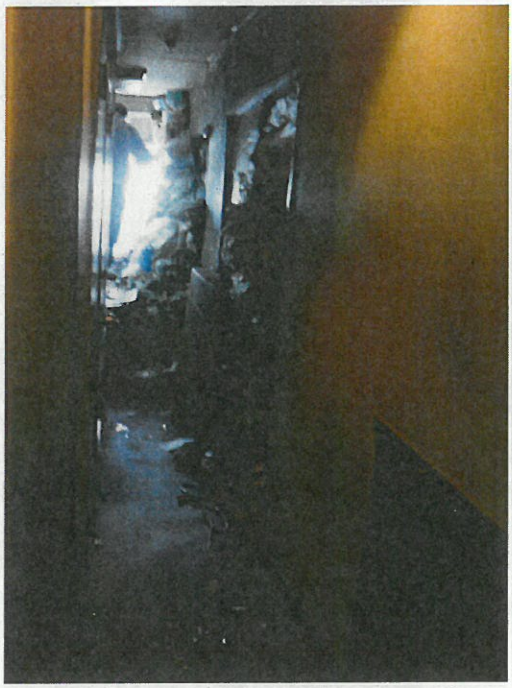


廊下は一人しか入れないので作業が困難



下の方の物を抜くと崩れるため慎重に作業

1回目清掃後



廊下の物は除去できた。
左側のトイレと浴室のドア
が開けられるようになった。

廊下の堆積物だけで，
パッカー車1台が満杯に
なったため，1回目の清
掃は終了とした。

右側の部屋は160センチ近く
物が堆積している。
奥の部屋は入れない状態。
台所は1メートル程度堆積。

2回目清掃後





堆積物の高さは120cm位に減った。

台所の床をほうきで掃きとった。新聞が
腐ってこびりつき，床が変質している。

3回目清掃後



堆積物がなくなると，壁面にぎっしり本が積み上げられているのが確認できた。

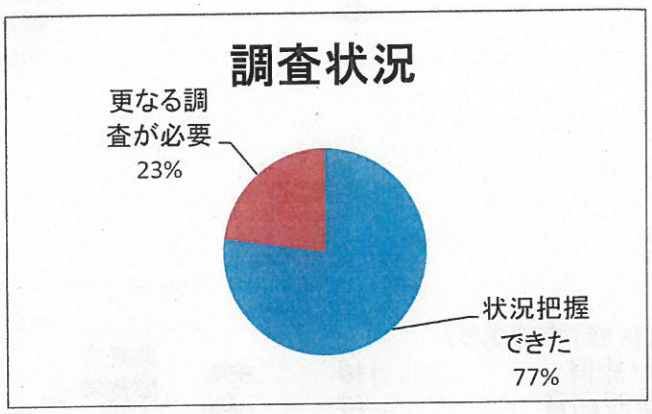


バッカン約100個，1.46トン　排出。
清掃後も，30～80cm程度堆積。
床はまだ見えない。

不良な生活環境に係る統計（27.10末現在）

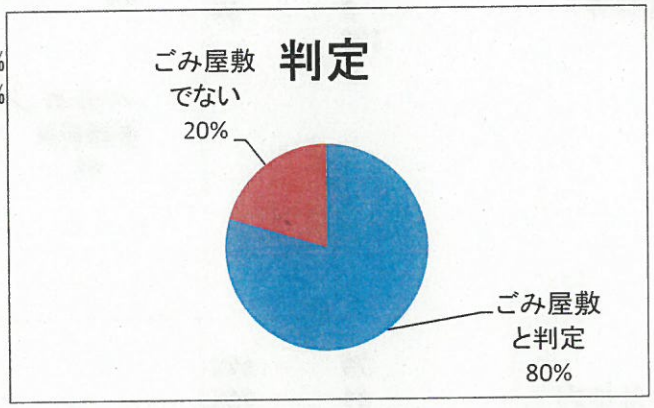
①調査状況

状況把握できた	152	77%
更なる調査が必要	45	23%
	197	



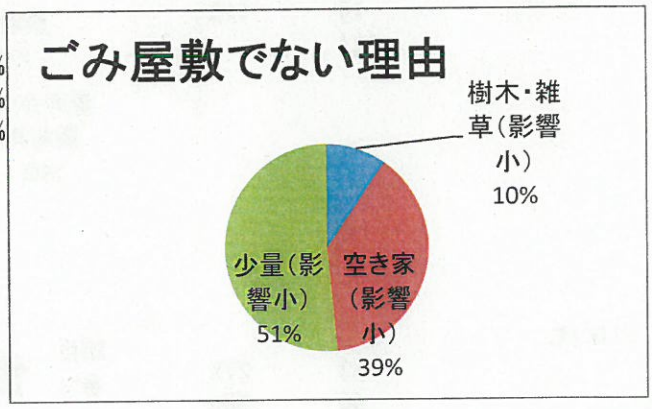
②判定

ごみ屋敷と判定	121	80%
ごみ屋敷でない	31	20%
	152	



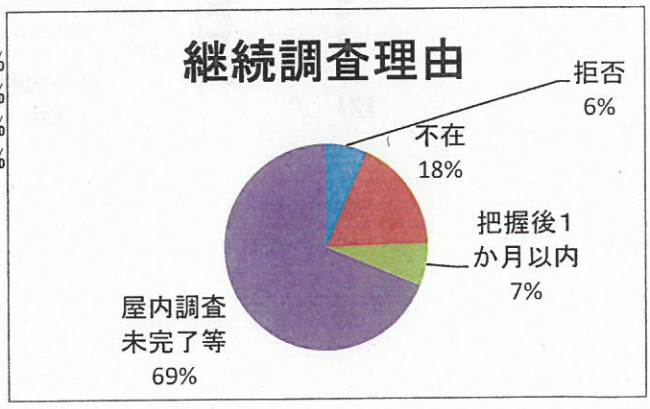
③ごみ屋敷でない理由

樹木・雑草（影響小）	3	10%
空き家（影響小）	12	39%
少量（影響小）	16	52%
	31	



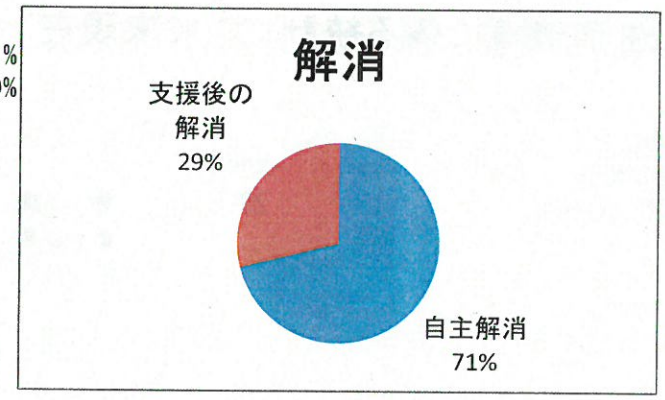
④継続調査理由

拒否	3	7%
不在	8	18%
把握後1か月以内	3	7%
屋内調査未完了等	31	69%
	45	



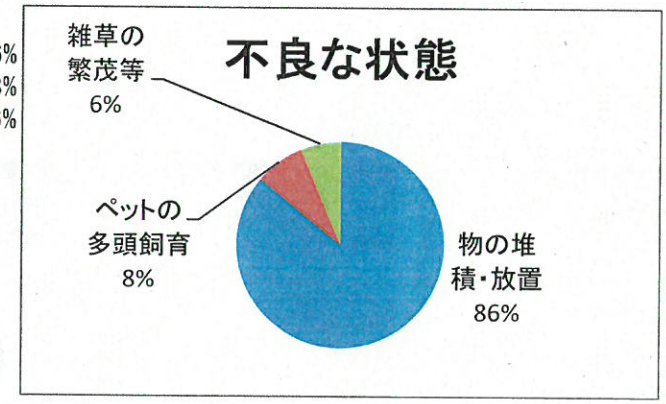
⑤解消

自主解消	37	71%
支援後の解消	15	29%
	52	



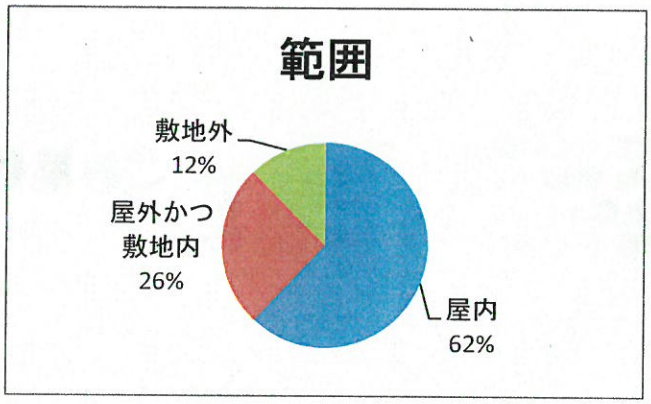
⑥不良な状態（重複あり）

物の堆積・放置	110	86%
ペットの多頭飼育	10	8%
雑草の繁茂等	8	6%
合計	128	



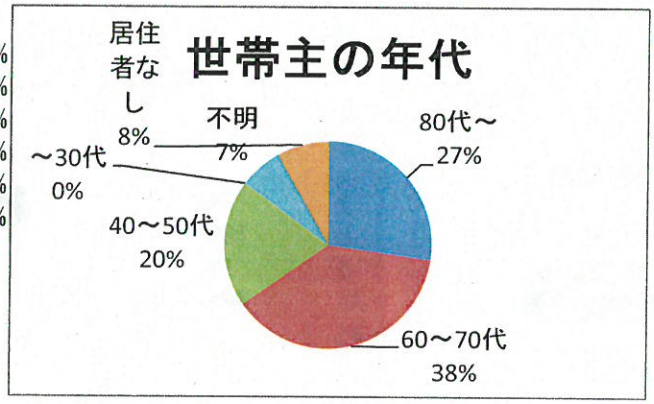
⑦範囲

屋内	75	62%
屋外かつ敷地内	31	26%
敷地外	15	12%
合計	121	



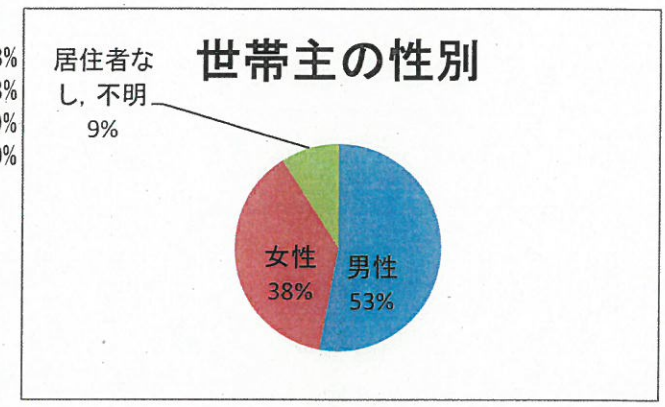
⑧世帯主の年代

80代～	33	27%
60～70代	46	38%
40～50代	24	20%
～30代	0	0%
不明	8	7%
居住者なし	10	8%
	121	



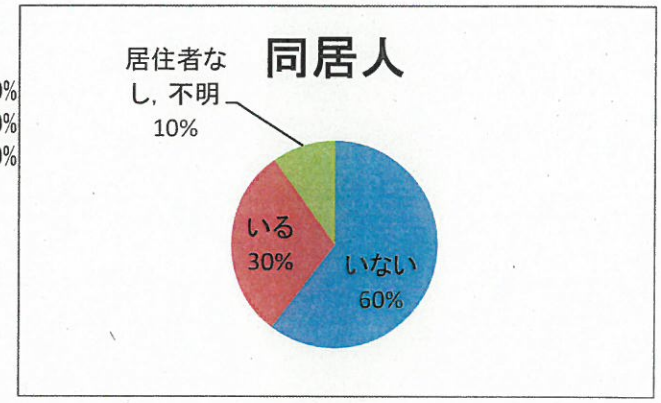
⑨世帯主の性別

男性	64	53%
女性	46	38%
居住者なし，不明	11	9%
合計	121	100%



⑩同居人

いない	73	60%
いる	36	30%
居住者なし，不明	12	10%
合計	121	



⑪対応内容

保健福祉施策	49	施策
清掃	131	回
見守り・声掛け	78	機関
その他の支援	24	施策
指導	200	回

いわゆるごみ屋敷対策に係る行政代執行の実施について

1　日時

平成２７年１１月１３日（金）

撤去開始　午前１０時

撤去完了　午前１１時５７分

2　対象者

５０歳代の男性

3　場所

右京区内

4　撤去した物

新聞紙や雑誌等　　７．５立方メートル

＊京都市有料指定袋（４５Ｌ）換算　１６７袋分

5　行政代執行に対する反応

⑴　対象者

本市職員の丁寧な対応に対し，本市職員に「きれいになった」，「疲れたやろ」，「ご苦労さん」と労いの言葉をかけ，撤去作業後半にはベランダ上の物の撤去に協力する等，協力的な姿勢を見せた。

⑵　市民等

長年の地域課題が解決でき，地域住民から感謝の言葉があった。

テレビ報道を見た市民や他都市の方から，「素晴らしい成果だ。」，「職員の皆さんが本人の人権を尊重し，プライバシーに配慮し，本人の財産として丁寧に運び出されているのを見て大変感動した。」といった評価の声があった。

6　代執行後の状況等

⑴　撤去した物は，市有地で一時保管を行い，ごみとして処分する物とそうでない物の分別を行っている。１２月２日までに９回の分別作業を行い，撤去した物の約７割の分別を行った。

⑵　代執行以降，元の場所に物を堆積させることはなく，撤去後の状況が保たれている。対象者に対しては，引き続き寄り添った支援を行い，家屋内の物を片づけや生活再建に向けて粘り強く取り組む。

（参考）代執行に至るまでの経過等

⑴　概況

ア　通路幅約１３０ｃｍの私道に高さ約２００ｃｍ，奥行約４４０ｃｍ，幅約９０ｃｍにわたって物を堆積させており，車いすを利用している近隣住民が，車いすから降りて，介助者の補助を受けなければ通行できない等，日常の通行の支障となっていることだけでなく，万が一の時には避難の支障となり，生命も脅かしかねない

状態となっていた。

イ　老朽化したベランダに物を堆積させており，崩落した場合，近隣住民の通行に危険を生じさせる可能性がある状態となっていた。

⑵　対応状況

１２６回訪問し，６１回接触を行い，自主的な解決を目指した。

接触の際は，清掃・防火の指導に加え，清掃への協力や健康相談（血圧・脈拍測定，熱中症予防の啓発等），各種福祉制度の情報提供を行う等により，人間関係の構築を図り，支援を基本として取組を進めてきた。人間関係の構築は図れているものの，物の片付けについては拒否的な態度を示し，物の片付けはなかなか進なかった。

⑶　経過

実施年月日	内容	対象者の対応
平成２７年　７月　１日	文書による指導（７月１４日期限）	履行なし
平成２７年　７月２１日	勧告（８月３日期限）	履行なし
平成２７年　８月　７日	弁明の機会の付与の通知（８月２０日期限）	提出なし
平成２７年　９月１４日	有識者の意見聴取	
平成２７年１０月　９日	命令（１０月２２日期限）	履行なし
平成２７年１０月２６日	戒告（１１月８日期限）	履行なし
平成２７年１１月　９日	有識者の意見聴取	
平成２７年１１月１３日	行政代執行	

京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例

目次

第１章　総則（第１条～第７条）
第２章　不良な生活環境を解消するための支援（第８条～第１０条）
第３章　不良な生活環境を解消するための措置（第１１条～第１４条）
第４章　雑則（第１５条～第１８条）
第５章　罰則（第１９条～第２１条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより，その状態の解消を推進し，もって要支援者が抱える生活上の諸課題の解決，市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　建築物等　建築基準法第２条第１号に規定する建築物及びその敷地をいう。

⑵　不良な生活環境　建築物等における物の堆積又は放置，多数の動物の飼育，これらへの給餌又は給水，雑草の繁茂等により，当該建築物等における生活環境又はその周囲の生活環境が衛生上，防災上又は防犯上支障が生じる程度に不良な状態をいう。

⑶　要支援者　疾病，障害その他の理由により不良な生活環境の解消を自ら行うことができない市民であって，その状態を解消するための支援を要するものをいう。

⑷　自治組織　自治会，町内会その他の地域住民の組織する団体をいう。

（基本方針）

第３条　不良な生活環境の解消は，次に掲げる基本方針に基づき，推進されるものとする。

⑴　できる限り不良な生活環境を生じさせた者が行うこと。

⑵　不良な生活環境を生じさせた者のみによっては不可能であると認められるときは，本市，自治組織及び関係する行政機関その他の関係者が協力して行うこと。

⑶　生活環境の悪化を防止するため，できる限り早期に行うこと。

⑷　要支援者が不良な生活環境を生じさせた背景に地域社会における要支援者の孤立その他の生活上の諸課題があることを踏まえ，これらの解決に資するように行うこと。

⑸　市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与するように行うこと。

（本市の責務）

第４条　本市は，基本方針にのっとり，不良な生活環境の解消を推進しなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は，不良な生活環境の発生の予防に努めなければならない。

２　市民は，不良な生活環境を生じさせたときは，速やかにその状態の解消に努めなければならない。

（自治組織の責務）

第６条　自治組織は，基本方針にのっとり，不良な生活環境を解消するための取組に協力するとともに，市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保に向けて主体的かつ積極的に取り組むことにより，市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与するよう努めなければならない。

（相互の協力）

第７条　本市，市民及び自治組織は，この条例の目的を達成するため，相互に，その果たす役割を理解し，協力するものとする。

第２章　不良な生活環境を解消するための支援

（相談及び情報の提供等）

第８条　本市は，不良な生活環境を解消するための取組について，要支援者又は自治組織からの相談に応じ，これらのものに対し，必要な情報の提供及び助言を行わなければならない。

２　前項の規定は，要支援者が抱える生活上の諸課題を解決するための取組について準用する。

（支援の方法）

第９条　本市は，要支援者の意思に従いつつ，必要に応じて自治組織及び関係する行政機関その他の関係者と協力して，不良な生活環境を解消するための支援を行わなければならない。

２　前項の支援を行う場合において堆積している物があるときは，その物の性状，排出の

状況，通常の取扱いの形態，取引価値の有無，要支援者の意思その他の事情を総合的に勘案し，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物とその他の物とを分別するものとする。

３　第１項の支援を受けた者は，別に定める場合を除き，当該支援に要した費用を負担しなければならない。

４　前項の費用の額は，別に定める算定基準に従い，市長が算定して通知する額とする。

（支援の際の留意事項）

第１０条　要支援者の不良な生活環境を解消するための取組は，この章の規定による支援を基本とし，これと次章の規定による措置とを適切に組み合わせて行われなければならない。

第３章　不良な生活環境を解消するための措置

（指導及び勧告）

第１１条　市長は，不良な生活環境を生じさせた者（その者を確知することができない場合にあっては，その状態にある建築物等の所有者）に対し，これを解消するために必要な指導を行うことができる。

２　市長は，前項の指導を行ったにもかかわらず，なお不良な生活環境が解消しないときは，前項に規定する者に対し，その状態を解消するために必要な措置を採ることを勧告することができる。

３　市長は，前項の規定による勧告をしようとするときは，第１項に規定する者に対し，適切な説明を行い，その理解を得るよう努めなければならない。

（命令，公表等）

第１２条　市長は，前条第２項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは，その者に対し，相当の期限を定めて，その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。

２　市長は，著しく不良な生活環境が生じているときは，その状態を生じさせた者（その者を確知することができない場合にあっては，その状態にある建築物等の所有者）に対し，相当の期限を定めて，その状態を解消するために必要な措置を採ることを命じることができる。

３　市長は，前２項の規定による命令をしようとする場合において，必要があると認めるときは，学識経験のある者その他市長が適当と認める者の意見を聴くものとする。

4　市長は，第１項又は第２項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは，次に掲げる事項を公表するとともに，当該事項（第２号に掲げる事項を除く。）を記載した標識を不良な生活環境にある建築物等に設置することができる。この場合においては，当該命令を受けた者は，当該標識の設置を拒み，又は妨げてはならない。

(1)　命令を受けた者の氏名及び住所（その者が不良な生活環境にある建築物等の所有者である場合にあっては，その者の氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）並びにその者が当該所有者である旨）

(2)　不良な生活環境にある建築物等の所在地

(3)　不良な生活環境の内容

(4)　命令の内容

(5)　その他市長が必要と認める事項

5　第９条第２項の規定は，前項に規定する者が同項の命令に従わないため行政代執行法（次項において「法」という。）第２条の規定による代執行を行う場合について準用する。

6　前項の代執行を受けた者は，別に定める場合を除き，法第５条に規定する代執行に要した費用のほか，当該代執行後に要した費用を負担しなければならない。

7　第９条第４項の規定は，第５項の代執行を受けた者が負担する前項の当該代執行後に要した費用について準用する。

（緊急安全措置）

第１３条　市長は，不良な生活環境に起因して，人の生命，身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは，これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い，又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2　市長は，前項の措置を講じたときは，当該措置の内容を不良な生活環境を生じさせた者（その者を確知することができない場合にあっては，その状態にある建築物等の所有者）に通知しなければならない。

3　第１項の措置を行おうとする者は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

4　第９条第２項の規定は，第１項の措置を行う場合について準用する。

5　第２項に規定する者は，別に定める場合を除き，第１項の措置に要した費用を負担しなければならない。

6　第９条第４項の規定は，第２項に規定する者が負担する第１項の措置に要した費用について準用する。

（軽微な措置）

第１４条　前条の規定は，市長が不良な生活環境にある建築物等について，堆積している物の撤去，動物の収容，草刈りその他の別に定める軽微な措置を採ることによりその状態を解消し，又は改善することができると認めるときについて準用する。

第４章　雑則

（調査，報告の徴収等）

第１５条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，不良な生活環境の内容及びその状態を生じさせた者の心身の状態，親族関係，就労の状況，法令に基づく給付の受給の状況その他その者に関する事項について，必要な調査をし，又はその者に対して報告を求めることができる。

２　市長は，不良な生活環境を生じさせた者を確知することができないときは，その状態にある建築物等の所有者又はその連絡先を確知するために必要な調査をすることができる。

３　市長は，不良な生活環境にある建築物等の所有者又はその連絡先を確知することができない場合において必要があると認めるときは，固定資産税の課税その他のこの条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で当該建築物等の所有者又はその連絡先を確知するために有用なものについては，この条例の施行に必要な限度において，自ら利用し，又は提供することができる。

４　市長は，この条例の施行に必要な限度において，不良な生活環境にある建築物等の所有者に対し，当該建築物等の使用及び管理の状況について報告を求めることができる。

（立入調査等）

第１６条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，市長が指定する職員に，不良な生活環境にある建築物等に立ち入り，その状態を調査させ，又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入調査又は質問をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査又は質問の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　市長は，不良な生活環境を生じさせた者又はその状態にある建築物等の所有者が第１項の規定による立入調査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して陳述せず，若しくは虚偽の陳述をしたときは，次に掲げる事項を公表することができる。

(1)　不良な生活環境を生じさせた者又はその状態にある建築物等の所有者の氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2)　不良な生活環境にある建築物等の所在地

(3)　不良な生活環境の内容

(4)　その他市長が必要と認める事項

5　市長は，前項の規定による公表をしようとするときは，あらかじめ同項に規定する者にその理由を通知し，弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（調査結果等の提供等）

第１７条　市長は，第１５条第１項の規定による調査若しくは報告，同条第２項の規定による調査，同条第４項の規定による報告又は前条第１項の規定による立入調査若しくは質問の結果を自治組織及び関係する行政機関その他の関係者に提供し，不良な生活環境を解消するために必要な協力を要請することができる。

2　前項の結果の提供を受けた者は，正当な理由がないのに，当該結果に係る者に関して知り得た事項であってその者を特定させるものを漏らしてはならない。

（委任）

第１８条　この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

第５章　罰則

（過料）

第１９条　正当な理由がなくて第１２条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者は，５０，０００円以下の過料に処する。

第２０条　正当な理由がなくて第１６条第１項の規定による立入調査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して陳述せず，若しくは虚偽の陳述をした者は，３０，０００円以下の過料に処する。

第２１条　第１７条第２項の規定に違反した者は，５０，０００円以下の過料に処する。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第１３条第５項及び第６項（これらの規

定を第１４条において準用する場合を含む。）並びに第５章の規定は，平成２７年１月１日から施行する。

京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例施行規則

（用語）

第１条　この規則において使用する用語は，京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（費用の負担を要しない場合）

第２条　条例第９条第３項，第１２条第６項及び第１３条第５項（条例第１４条において準用する場合を含む。）に規定する別に定める場合は，不良な生活環境を生じさせたことについて，その状態を生じさせた者の責めに帰すべき事由がないと市長が認める場合とする。

（算定基準）

第３条　条例第９条第４項（条例第１３条第６項（条例第１４条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する別に定める算定基準は，次の各号に掲げる費用について，それぞれ当該各号に掲げるところによる。

⑴　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（次号において「法」という。）第２条第２項に規定する一般廃棄物の収集，運搬及び処分に要する費用　京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第１に掲げる手数料に相当する額

⑵　法第２条第４項に規定する産業廃棄物の収集，運搬及び処分に要する費用　当該収集，運搬及び処分の委託に要する費用の額

⑶　特定家庭用機器再商品化法第２条第５項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等（同法第２条第３項に規定する再商品化等をいう。以下この号において同じ。）に要する費用　当該収集及び運搬並びに再商品化等の委託に要する費用の額

⑷　撤去し，又は移動する物（前３号に掲げるものを除く。）の運搬に要する費用　当該運搬の委託に要する費用の額

⑸　撤去する物（第１号から第３号までに掲げるもの及び動物を除く。）の保管に要する費用　当該保管の委託に要する費用の額

⑹　動物の引取り又は収容に要する費用　次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げる額

ア　保健センター又は京都市家庭動物相談所が動物の愛護及び管理に関する法律第３５条第１項の規定により犬又は猫を引き取る場合　京都市衛生関係手数料条例別表

動物の愛護及び管理に関する法律の項に掲げる手数料に相当する額

イ　犬，猫その他の動物をその収容のための施設（保健センター及び京都市家庭動物相談所を除く。）に収容する場合　当該施設への収容の委託に要する費用の額

(7)　草刈り又は樹木の枝の切除に要する費用　当該草刈り又は樹木の枝の切除の委託に要する費用の額

(8)　その他の費用　実費の額

2　条例第１２条第７項において準用する条例第９条第４項に規定する別に定める算定基準は，前項第５号，第６号イ及び第８号に定めるところによる。

（軽微な措置）

第４条　条例第１４条に規定する別に定める軽微な措置は，次に掲げるものとする。

(1)　堆積し，又は放置されている物の撤去

(2)　堆積し，又は放置されている物の移動

(3)　動物の収容

(4)　草刈り

(5)　樹木の枝の切除

(6)　消臭，防臭又は殺虫のための薬剤の使用

(7)　前各号に掲げるもののほか，これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの

（身分証明書）

第５条　条例第１３条第３項（条例第１４条において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書の様式は，第１号様式とする。

2　条例第１６条第２項に規定する身分を示す証明書の様式は，第２号様式とする。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか，条例の施行に関し必要な事項は，保健福祉局長が定める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，第２条（条例第１３条第５項（条例第１４条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第３条第１項（条例第９条第４項を条例第１３条第６項（条例第１４条において準用する場合を含む。）において準用する部分に限る。）の規定は，平成２７年１月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

第　　号

身　分　証　明　書

所　属

職　名

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は，京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例第１３条第１項の規定により緊急安全措置を行い，又は同条例第１４条の規定により軽微な措置を行う職員であることを証明します。

年　　月　　日

京都市長　　印

第２号様式（第５条関係）

第　　号

身　分　証　明　書

所　属

職　名

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は，京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例第１６条第１項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。

年　　月　　日

京都市長　　印

不良な生活環境判定チェックシート
（物の堆積・放置）

別紙３－１

（判定方法）
いずれかの小項目において，　ひとつでも「ａ」判定がある場合 不良な生活環境と判定する。

大項目	小項目	観点	基準	各基準の説明
周囲の生活環境に与える影響	ハエ，蚊，ゴキブリ，ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生の程度によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	当該建築物等の周囲で害虫が多数発生しており，容易に目視できる。 当該建築物等の周囲で，ネズミが発生している。
			b	当該建築物等の周囲で害虫が発生しており，物品をよけた際に目視できる。
			c	当該建築物等の周囲で，害虫の発生は見られない。又はわずかしか見られない。
	臭いの発生	臭いの発生の程度によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が，過半数以上である。
			b	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が半数以下である。
			c	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が誰もいない。
	火災発生の危険性	火災発生の危険性の程度によって，防災上・防犯上の危険性を判定する。	a	屋外に紙等の可燃物が堆積しており，敷地外から容易に火をつけることが可能である。又は周囲で放火が発生している。
			b	屋外に紙等の可燃物が堆積しているが，敷地外から容易に火をつけることはできない。
			c	屋外に堆積物があるが，可燃物は少なく，堆積物を原因とする火災が発生する蓋然性が低い。（一般家屋と同程度）
	通行上の危険性の発生	通行上の危険性の程度によって，防災上の危険性を判定する。	a	堆積物が敷地外の公道上にはみ出している。 堆積物は敷地内に収まっているが，公道近くに山積みされており，崩落すれば，通行者，通行車両等に危害が直ちに及ぶ。 堆積物が他者も使用する私道等にあり，他者の通行の支障を生じさせている。又は災害時の非難の際に支障を生じる可能性がある。
			b	堆積物は敷地内に収まっているが，公道近くに山積みされており，崩落すれば，通行者，通行車両等に危害が及ぶ可能性があるものの，当該公道の使用は限定的で，通行者，通行車両等に危害が及ぶ危険性が低い。
			c	堆積物を原因とする通行上の危険が発生する蓋然性が低い。（一般家屋と同程度）
	その他の不良な状態	その他の事象により，不良な生活環境となっている。	a	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。
			b	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。
			c	一般家屋と同程度

大項目	小項目	観点	基準	各基準の説明
当該建築物等の生活環境に与える影響（当該建築物等に居住者がいる場合に限る。）	堆積物の内容	堆積している物の内容によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	堆積物に多数の生ごみ，汚物及びそれが付着している物品等がある。（45ℓのごみ袋に換算して，5袋以上）
			b	堆積物に少数の生ごみ，汚物及びそれが付着している物品等がある。
			c	堆積物に，生ごみ，汚物及びそれらが付着している物品等がほとんど含まれていない。
	ハエ，蚊，ゴキブリ，ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生の程度によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	当該建築物等に害虫が多数発生しており，容易に目視できる。 当該建築物等で，多数のネズミが発生している。
			b	当該建築物等に害虫が発生しており，物品をよけた際に目視できる。 当該建築物等で，ネズミが発生している。
			c	当該建築物等に，害虫の発生は見られない。又はわずかしか見られない。
	臭いの発生	臭いの発生の程度によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	臭気の判定を行った全員が，生活に耐えられない臭気があると判定した。
			b	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が過半数以上である。
			c	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が半数以下である。
	火災発生の危険性	火災発生の危険性の程度によって，防災上・防犯上の危険性を判定する。	a	火気を使用する場所の真近に可燃物が堆積している。
			b	可燃物が堆積しているが，火気を使用する場所の近くに堆積していない。
			c	堆積物があるが，可燃物は少なく，堆積物を原因とする火災が発生する蓋然性が低い。（一般家屋と同程度）
	その他の不良な状態	その他の事象により，不良な生活環境となっている。	a	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。
			b	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。
			c	一般家屋と同程度

不良な生活環境判定チェックシート
（多頭飼育）

別紙３－２

（判定方法）
いずれかの小項目において，　ひとつでも「ａ」判定がある場合 不良な生活環境と判定する。

大項目	小項目	観点	基準	各基準の説明
周囲の生活環境に与える影響	臭いの発生	臭いの発生の程度によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が，過半数以上である。
			b	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が半数以下である。
			c	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が誰もいない。
	ハエ，蚊，ゴキブリ，ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生の程度によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	当該建築物等の周囲で害虫が多数発生しており，容易に目視できる。 当該建築物等の周囲で，ネズミが発生している。
			b	当該建築物等の周囲で害虫が発生しており，物品をよけた際に目視できる。
			c	当該建築物等の周囲で，害虫の発生は見られない。又はわずかしか見られない。
	その他の不良な状態	その他の事象により，不良な生活環境となっている。	a	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。
			b	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。
			c	一般家屋と同程度

大項目	小項目	観点	基準	各基準の説明
当該建築物等の生活環境に与える影響（当該建築物等に居住者がいる場合に限る。）	臭いの発生	臭いの発生の程度によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	臭気の判定を行った全員が，生活に耐えられない臭気があると判定した。
			b	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が過半数以上である。
			c	臭気の判定を行った者のうち，生活に耐えられない臭気があると判定した者が半数以下である。
	ハエ，蚊，ゴキブリ，ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生の程度によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	当該建築物等に害虫が多数発生しており，容易に目視できる。 当該建築物等で，多数のネズミが発生している。
			b	当該建築物等に害虫が発生しており，物品をよけた際に目視できる。 当該建築物等で，ネズミが発生している。
			c	当該建築物等に，害虫の発生は見られない。又はわずかしか見られない。
	その他の不良な状態	その他の事象により，不良な生活環境となっている。	a	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。
			b	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。
			c	一般家屋と同程度

不良な生活環境判定チェックシート
（雑草の繁茂等）

別紙３－３

（判定方法）
いずれかの小項目において，　ひとつでも「ａ」判定がある場合 不良な生活環境と判定する。

大項目	小項目	観点	基準	各基準の説明
周囲の生活環境に与える影響	ハエ，蚊，ゴキブリ，ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生の程度によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	当該建築物等の周囲で害虫が多数発生しており，容易に目視できる。 当該建築物等の周囲で，ネズミが発生している。
			b	当該建築物等の周囲で害虫が発生しており，物品をよけた際に目視できる。
			c	当該建築物等の周囲で，害虫の発生は見られない。又はわずかしか見られない。
	火災発生の危険性	火災発生の危険性の程度によって，防災上・防犯上の危険性を判定する。	a	屋外に枯草・枯れ木等の可燃物が堆積しており，敷地外から容易に火をつけることが可能である。又は周囲で放火が発生している。
			b	屋外に枯草・枯れ木等の可燃物が堆積しているが，敷地外から容易に火をつけることはできない。
			c	雑草等は繁茂しているが，雑草等を原因とする火災が発生する蓋然性が低い。（一般家屋と同程度）
	その他の不良な状態	その他の事象により，不良な生活環境となっている。	a	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。
			b	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。
			c	一般家屋と同程度

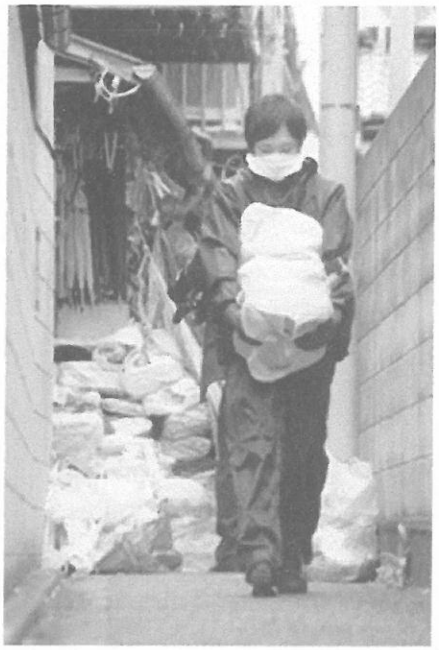
大項目	小項目	観点	基準	各基準の説明
当該建築物等の生活環境に与える影響（当該建築物等に居住者がいる場合に限る。）	ハエ，蚊，ゴキブリ，ネズミ等の発生	害虫やネズミの発生の程度によって，衛生上不良な状態を判定する。	a	当該建築物等に害虫が多数発生しており，容易に目視できる。 当該建築物等で，多数のネズミが発生している。
			b	当該建築物等に害虫が発生しており，物品をよけた際に目視できる。 当該建築物等で，ネズミが発生している。
			c	当該建築物等に，害虫の発生は見られない。又はわずかしか見られない。
	その他の不良な状態	その他の事象により，不良な生活環境となっている。	a	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えている。
			b	その他の不良な状態の程度が受忍限度を超えているとまではいえない。
			c	一般家屋と同程度

資料 4　京都市行政代執行に関する新聞記事と敷地概要

ごみ屋敷のごみ、京都市が強制撤去　私有地では全国初

波多野陽　2015年11月13日10時48分（朝日新聞）

シェア 61　ツイート list　ブックマーク 2　メール　印刷



積み上げられたごみを強制撤去する京都市職員＝13日午前、京都市右京区





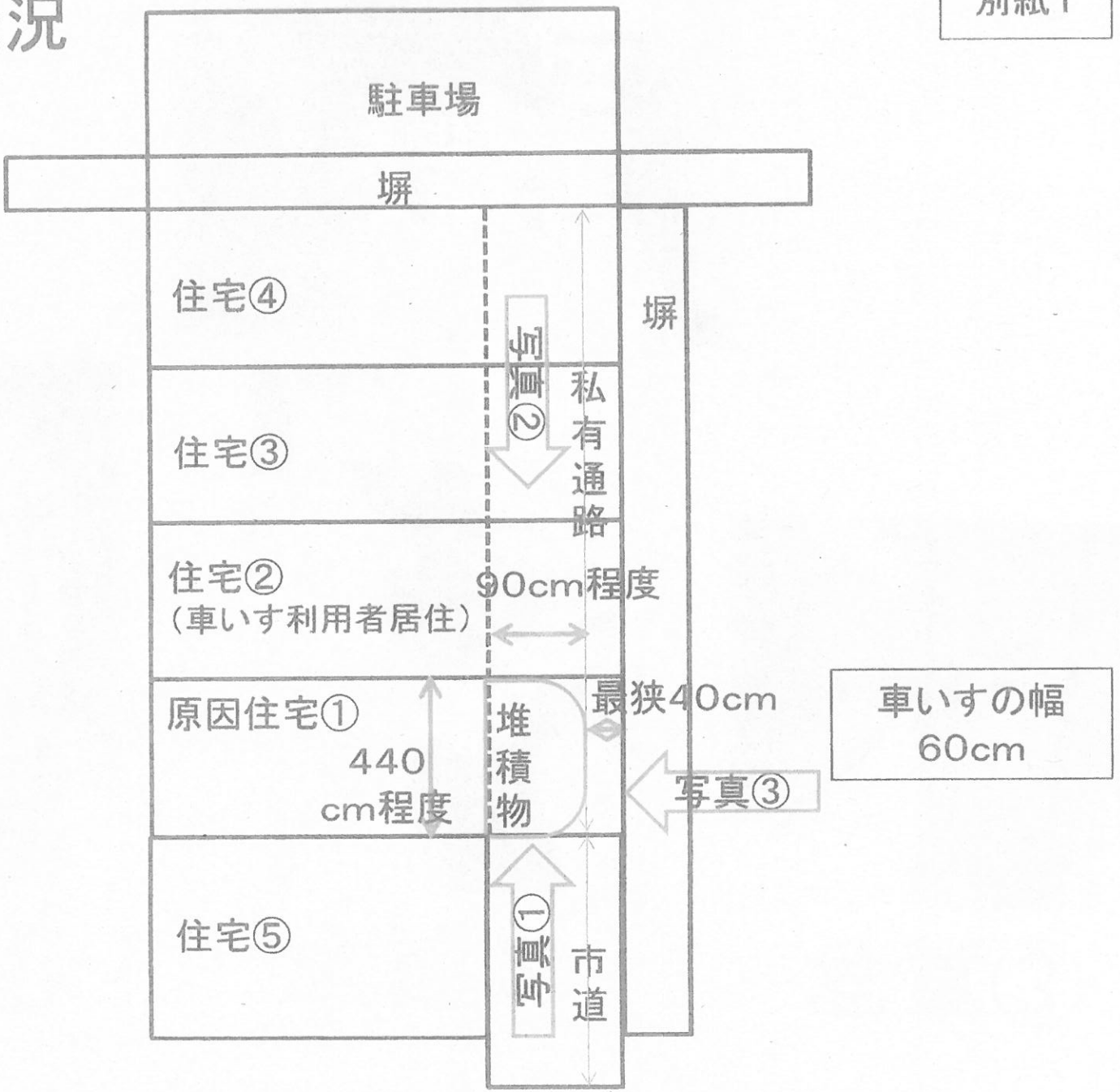
京都市 は13日、50代男性が自宅玄関前に積み上げたごみを 行政代執行 によって撤去した。昨年11月に施行された「ごみ屋敷条例」に基づく措置。私有地に放置されたごみの強制撤去は全国初という。

京都市 右京区 の長屋型アパートに住む男性は玄関前通路にごみを高さ2メートルほど積み上げ、奥の部屋で暮らす住民が通行しにくくなっていた。住民の中には車いすの高齢女性もおり、市は「ごみを放置すると緊急時の避難や救急搬送が妨げられ、住民の生命も脅かしかねない状態」と判断した。

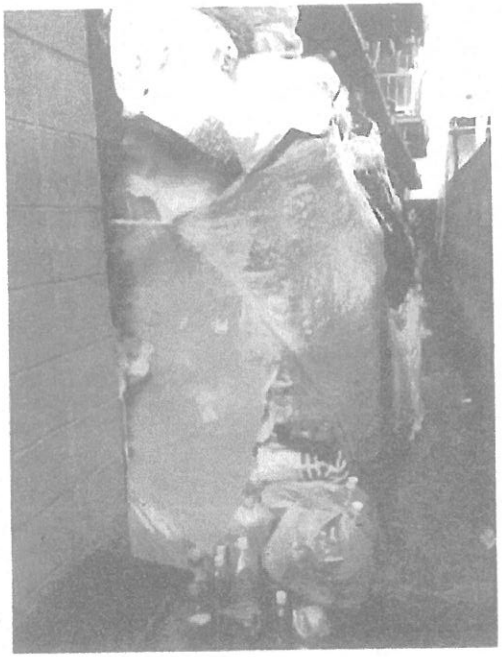
市はこの日午前10時から、職員5、6人で約2時間かけてごみを撤去。軽トラック6台分を運び出した。

敷地概況

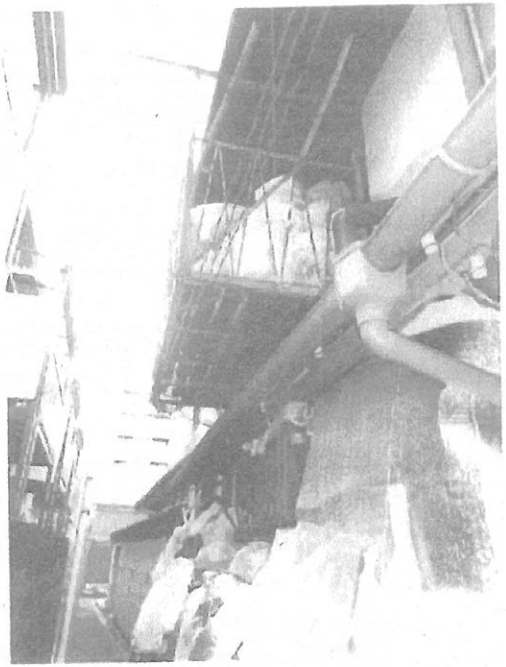
別紙1


駐車場
塀
住宅④
住宅③
住宅②
（車いす利用者居住）
原因住宅①
住宅⑤
写真②
私有通路
90cm程度
塀
最狭40cm
堆積物
440
cm程度
写真③
写真①
市道
車いすの幅
60cm

写真①

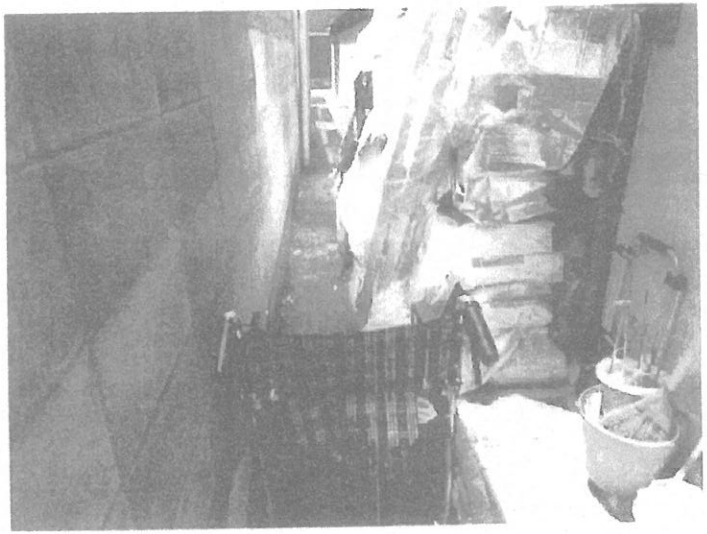


写真②



写真③





（別　記）

議第２５６号に対する付帯決議

不良な生活環境を解消するための取組は「支援」を基本としつつも，必要となる「措置」は適切に行うとともに，行政上の強制力を行使する際には，複数の有識者による会議に諮ったうえで慎重に対応し，速やかに議会に報告すること。

また，条例の施行に当たっては市民への周知を十分に行い，「支援」を基本とした条例の趣旨を広く市民と共有すること。

さらには，要支援者をはじめ周囲の関係住民団体に対しても，市として必要な人的体制を確保したうえで十分な支援を行うこと。

「京都市ごみ屋敷条例に対する修正案」の提案説明



終了本会議討論

玉本なるみ議員

2014/10/27

京都市会ホームページ＞インターネット議会中継 上で、録画がご覧いただけます。（約4年間）

http://113.42.218.61/KyotoCityCong/rokugaM261027.asp

日本共産党市会議員団は、議第256号京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例の制定について、一部修正案を提案していますので、代表して説明をいたします。

今回の条例の制定にあたっては、生活環境を悪化させている方々への支援をおこなっておられる団体や、個人の方々から、多くのご意見が寄せられました。

そのご意見の中心は、生活環境が悪化する原因には老化や疾病、障害、貧困などの様々な課題があり、共通するのは社会的孤立が背景にあるということです。実際の支援の現場では、当事者の方々とまずお話しをするのに、何年もかかる場合もあり、少しずつ信頼を得る中で、堆積したゴミの処分を納得してもらうという丁寧な対応されています。本人の承諾を得ないまま、家の中に立ち入ることや、勝手に堆積物を処分するようなことを行うと、時間をかければ解決できるものを余計にこじらせることになります。そういった苦労をしながら、支援をされている方々の多くは、京都市が行政として、この問題に向き合い、条例を作ることに対しては歓迎されています。

ただし、人の支援が中心としながらも、条例には強制的な措置を想定した条項が細かく整備されており、強引に進められるのではないかと懸念されています。今回、日々要支援者と向き合い、その解決に向けて取り組まれている関係者の皆さんからいただいた意見を元に修正案を策定しました。

以下、主な修正内容の趣旨に沿って、説明します。

まず、目的や基本方針第4項にある「要支援者が不良な生活環境を生じさせた背景に地域社会における要支援者の孤立その他の生活上の諸課題があることを踏まえ、これらの解決に資するように行うこと」を最大限尊重した上で、支援には時間がかかることを十分に認識する必要があり、基本方針第3項の早期に解決させようとする方針を削除しました。さらに、当事者の孤立を深めることになる第12条及び16条の氏名の公表や第19条ないし21条の過料という制裁の条文を削除しました。要支援者の人権に十分な配慮を行うことが求められます。

次に、緊急な安全措置や勧告、命令、行政代執行などの措置を行う場合において、精神科医や弁護士、社会福祉士などの専門家の意見を聴取する必要があると考え、第4章第13条に生活環境保全審議会を設置しました。教育福祉委員会での審議の中で、専門家の意見聴取の必要性は確認されたと思います。しかし、専門家アドバイザーの意見を担当者がそれぞれに聴いて判断することと、審議会の場で、専門家がそれぞれの立場で、意見を出し合い審議することは違うと考えます。要支援者や住民にとっての最良の解決策をあらゆる角度から、経験と英知を集め審議することが

必要ではないでしょうか。しかも、事例が積み上げられ、具体的な対応がパターン化されれば、当てはまる事例の対応について、意見聴取をおこなわないとしています。少し似たようなパターンはあったとしても、要支援者の生い立ちや背景はすべて違います。すべての事案について、個別にそれぞれの判断が必要と考えます。

次に住民組織との関係です。住民の中には解決に向けて、協力をしてくださる方はおられます。また、民生児童委員さんや老人福祉員さん等はご協力をしていただいています。しかし、自治組織は自由な意志で結成されている任意の団体であり、責務として義務付けられることは問題があります。義務ではなく、自主的にご協力をいただけることこそ、その後、要支援者が地域での人間関係を構築していく上で役立つと考えます。したがって、第6条の住民組織の責務は削除しました。また、第5条の市民の責務も削除しています。

次に、要支援者の費用負担についてですが、原案には、自己負担を免除する規定はありますが、認知症や病気などの原因などによる場合という説明であり、貧困からくる生活環境の悪化は対象としていません。原因の中には貧困も根深くあると考えます。したがって、経済的理由により費用を負担できない場合も免除の対象として明記しました。

加えて、実際に丁寧な支援をすすめようとすると、窓口の区役所・支所対策事務局のコアメンバーとなる福祉事務所や保健センター、区役所地域力推進室、消防署、配置されている区の地域あんしん支援員の体制の保障が必要だと考えます。丁寧な対応を行うと説明している点からも、現在のままの体制では、要支援者に寄り添うことは困難ではないでしょうか。人の支援を行うのは人です。体制補充が必要です。さらに、試行実施されている地域あんしん支援員さんは、福祉職です。あくまでも、要支援者の立場に寄り添う立場を明確にして、その役割が果たせるように位置付けることが必要です。

以上、同僚議員の皆様へのご賛同を求め、修正提案といたします。

議第２５６号　京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例の制定についてに対する一部修正案　新旧対照表（日本共産党）

原案	修正案
京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例	京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例
目次 第１章　総則（第１条～第７条） 第２章　不良な生活環境を解消するための支援（第８条～第１０条） 第３章　不良な生活環境を解消するための措置（第１１条～第１４条） 第４章　雑則（第１５条～第１８条） 第５章　罰則（第１９条～第２１条） 附則	目次 第１章　総則（第１条～第５条） 第２章　不良な生活環境を解消するための支援（第６条～第８条） 第３章　不良な生活環境を解消するための措置（第９条～第１２条） 第４章　生活環境保全審議会（第１３条） 第５章　雑則（第１４条～第１７条） 附則
第１章　総則	第１章　総則
（目的） 第１条　この条例は，不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより，その状態の解消を推進し，もって要支援者が抱える生活上の諸課題の解決，市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は，不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより，その状態の解消を推進し，もって要支援者が抱える生活上の諸課題の解決，市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与することを目的とする。
（定義） 第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　建築物等　建築基準法第２条第１号に規定する建築物及びその敷地をいう。 ⑵　不良な生活環境　建築物等における物の堆積又は放置，多数の動物の	（定義） 第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　建築物等　建築基準法第２条第１号に規定する建築物及びその敷地をいう。 ⑵　不良な生活環境　建築物等における物の堆積又は放置，多数の動物の

飼育，これらへの給餌又は給水，雑草の繁茂等により，当該建築物等における生活環境又はその周囲の生活環境が衛生上，防災上又は防犯上支障が生じる程度に不良な状態をいう。	飼育，これらへの給餌又は給水，雑草の繁茂等により，当該建築物等における生活環境又はその周囲の生活環境が衛生上，防災上又は防犯上支障が生じる程度に不良な状態をいう。
(3) 要支援者　疾病，障害その他の理由により不良な生活環境の解消を自ら行うことができない市民であって，その状態を解消するための支援を要するものをいう。	(3) 要支援者　疾病，障害その他の理由により不良な生活環境の解消を自ら行うことができない市民であって，その状態を解消するための支援を要するものをいう。
(4) 自治組織　自治会，町内会その他の地域住民の組織する団体をいう。	(4) 自治組織　自治会，町内会その他の地域住民の組織する団体をいう。
（基本方針）	（基本方針）
第３条　不良な生活環境の解消は，次に掲げる基本方針に基づき，推進されるものとする。	第３条　不良な生活環境の解消は，次に掲げる基本方針に基づき，推進されるものとする。
(1) できる限り不良な生活環境を生じさせた者が行うこと。	(1) できる限り不良な生活環境を生じさせた者が行うとともに，本市はそのために必要な支援を行うこと。
(2) 不良な生活環境を生じさせた者のみによっては不可能であると認められるときは，本市~~，自治組織~~及び関係する行政機関その他の関係者が協力して行うこと。	(2) 不良な生活環境を生じさせた者のみによっては不可能であると認められるときは，本市＿＿＿＿及び関係する行政機関その他の関係者が協力して行うこと。
~~(3) 生活環境の悪化を防止するため，できる限り早期に行うこと。~~	
(4) 要支援者が不良な生活環境を生じさせた背景に地域社会における要支援者の孤立その他の生活上の諸課題があることを踏まえ，これらの解決に資するように行うこと。	(3) 要支援者が不良な生活環境を生じさせた背景に地域社会における要支援者の孤立その他の生活上の諸課題があることを踏まえ，これらの解決に資するように行うこと。
(5) 市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与するように行うこと。	(4) 市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与するように行うこと。
（本市の責務）	（本市の責務）
第４条　本市は，基本方針にのっとり，不良な生活環境の解消を推進しなければならない。	第４条　本市は，基本方針にのっとり，不良な生活環境の解消を推進しなければならない。
~~（市民の責務）~~	
~~第５条　市民は，不良な生活環境の発生の予防に努めなければならない。~~	（削除）

~~2　市民は，不良な生活環境を生じさせたときは，速やかにその状態の解消に努めなければならない。~~	
~~（自治組織の責務）~~	
~~第６条　自治組織は，基本方針にのっとり，不良な生活環境を解消するための取組に協力するとともに，市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保に向けて主体的かつ積極的に取り組むことにより，市民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与するよう努めなければならない。~~	（削除）
（相互の協力）	（相互の協力）
第７条　本市，市民及び自治組織は，この条例の目的を達成するため，相互に，その果たす役割を理解し，協力するものとする。	第５条　本市，市民及び自治組織は，この条例の目的を達成するため，相互に，その果たす役割を理解し，協力するものとする。
第２章　不良な生活環境を解消するための支援	第２章　不良な生活環境を解消するための支援
（相談及び情報の提供等）	（相談及び助言）
第８条　本市は，不良な生活環境を解消するための取組について，要支援者又は自治組織からの相談に応じ，これらのものに対し，必要な~~情報の提供及び~~助言を行わなければならない。	第６条　本市は，不良な生活環境を解消するための取組について，要支援者又は自治組織からの相談に応じ，これらのものに対し，必要な助言を行わなければならない。
２　前項の規定は，要支援者が抱える生活上の諸課題を解決するための取組について準用する。	２　前項の規定は，要支援者が抱える生活上の諸課題を解決するための取組について準用する。
（支援の方法）	（支援の方法）
第９条　本市は，要支援者の意思に従いつつ，必要に応じて自治組織及び関係する行政機関その他の関係者と協力して，不良な生活環境を解消するための支援を行わなければならない。	第７条　本市は，要支援者の意思に従いつつ，必要に応じて自治組織及び関係する行政機関その他の関係者と協力して，不良な生活環境を解消するための支援を行わなければならない。
２　前項の支援を行う場合において堆積している物があるときは，その物の性状，排出の状況，通常の取扱いの形態，取引価値の有無，要支援者の意思その他の事情を総合的に勘案し，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物とその他の物とを分別するものとする。	２　前項の支援を行う場合において堆積している物があるときは，その物の性状，排出の状況，通常の取扱いの形態，取引価値の有無，要支援者の意思その他の事情を総合的に勘案し，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物とその他の物とを分別するものとする。

3　第１項の支援を受けた者は，別に定める場合を除き，当該支援に要した費用を負担しなければならない。 4　前項の費用の額は，別に定める算定基準に従い，市長が算定して通知する額とする。	3　第１項の支援を受けた者は，経済的理由により費用を負担できない場合その他別に定める場合を除き，当該支援に要した費用を負担しなければならない。 4　前項の費用の額は，別に定める算定基準に従い，市長が算定して通知する額とする。 5　市長は前項の規定による算定しようとするときは、あらかじめ第１３条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
（支援の際の留意事項） 第１０条　要支援者の不良な生活環境を解消するための取組は，この章の規定による支援を基本とし，これと次章の規定による措置とを適切に組み合わせて行われなければならない。	（支援の際の留意事項） 第８条　要支援者の不良な生活環境を解消するための取組は，この章の規定による支援を基本とし，当該支援を尽くしても解消しない場合には，これと次章の規定による措置及び第５章の規定による調査等とを適切に組み合わせて行われなければならない。
第３章　不良な生活環境を解消するための措置	第３章　不良な生活環境を解消するための措置
（指導及び勧告） 第１１条　市長は，不良な生活環境を生じさせた者（その者を確知することができない場合にあっては，その状態にある建築物等の所有者）に対し，これを解消するために必要な指導を行うことができる。 2　市長は，前項の指導を行ったにもかかわらず，なお不良な生活環境が解消しないときは，前項に規定する者に対し，その状態を解消するために必要な措置を採ることを勧告することができる。 3　市長は，前項の規定による勧告をしようとするときは，第１項に規定する者に対し，適切な説明を行い，その理解を得るよう努めなければならない。	（指導及び勧告） 第９条　市長は，不良な生活環境を生じさせた者（その者を確知することができない場合にあっては，その状態にある建築物等の所有者）に対し，これを解消するために必要な指導を行うことができる。 2　市長は，前項の指導を行ったにもかかわらず，なお不良な生活環境が解消しないときは，あらかじめ第１３条に規定する審議会の意見を聴いたうえで，前項に規定する者に対し，その状態を解消するために必要な措置を採ることを勧告することができる。 3　市長は，前項の規定による勧告をしようとするときは，第１項に規定する者に対し，適切な説明を行い，その理解を得るよう努めなければならない。
（命令，~~公表~~等）	（命令等）

第１２条　市長は，前条第２項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは，その者に対し，相当の期限を定めて，その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。	第１０条　市長は，前条第２項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは，あらかじめ第１３条に規定する審議会の意見を聴いたうえで，その者に対し，相当の期限を定めて，その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。
２　市長は，著しく不良な生活環境が生じているときは，その状態を生じさせた者（その者を確知することができない場合にあっては，その状態にある建築物等の所有者）に対し，相当の期限を定めて，その状態を解消するために必要な措置を採ることを命じることができる。	２　市長は，著しく不良な生活環境が生じているときは，あらかじめ前項の審議会の意見を聴いたうえで，その状態を生じさせた者（その者を確知することができない場合にあっては，その状態にある建築物等の所有者）に対し，相当の期限を定めて，その状態を解消するために必要な措置を採ることを命じることができる。
~~３　市長は，前２項の規定による命令をしようとする場合において，必要があると認めるときは，学識経験のある者その他市長が適当と認める者の意見を聴くものとする。~~	３　第７条第２項の規定は，前２項の規定による命令を受けた者が同項の命令に従わないため行政代執行法（第５項において「法」という。）第２条の規定による代執行を行う場合について準用する。
~~４　市長は，第１項又は第２項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは，次に掲げる事項を公表するとともに，当該事項（第２号に掲げる事項を除く。）を記載した標識を不良な生活環境にある建築物等に設置することができる。この場合においては，当該命令を受けた者は，当該標識の設置を拒み，又は妨げてはならない。~~	４　市長は，前項の行政代執行をしようとするときは，あらかじめ第１項の審議会の意見を聴かなければならない。
~~(1)　命令を受けた者の氏名及び住所（その者が不良な生活環境にある建築物等の所有者である場合にあっては，その者の氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）並びにその者が当該所有者である旨）~~	５　第３項の代執行を受けた者は，別に定める場合を除き，法第５条に規定する代執行に要した費用のほか，当該代執行後に要した費用を負担しなければならない。
~~(2)　不良な生活環境にある建築物等の所在地~~	６　第７条第４項及び第５項の規定は，第３項の代執行を受けた者が負担する前項の当該代執行後に要した費用について準用する。
~~(3)　不良な生活環境の内容~~	
~~(4)　命令の内容~~	
~~(5)　その他市長が必要と認める事項~~	
５　第９条第２項の規定は，前項に規定する者が同項の命令に従わないため行政代執行法（次項において「法」という。）第２条の規定による代執行を	

行う場合について準用する。 6　前項の代執行を受けた者は，別に定める場合を除き，法第５条に規定する代執行に要した費用のほか，当該代執行後に要した費用を負担しなければならない。 7　第９条第４項の規定は，第５項の代執行を受けた者が負担する前項の当該代執行後に要した費用について準用する。 （緊急安全措置） 第１３条　市長は，不良な生活環境に起因して，人の生命，身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは，これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い，又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。 2　市長は，前項の措置を講じたときは，当該措置の内容を不良な生活環境を生じさせた者（その者を確知することができない場合にあっては，その状態にある建築物等の所有者）に通知しなければならない。 3　第１項の措置を行おうとする者は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。 4　第９条第２項の規定は，第１項の措置を行う場合について準用する。 5　第２項に規定する者は，別に定める場合を除き，第１項の措置に要した費用を負担しなければならない。 6　第９条第４項の規定は，第２項に規定する者が負担する第１項の措置に要した費用について準用する。	（緊急安全措置） 第１１条　市長は，不良な生活環境に起因して，人の生命，身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは，これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い，又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。 2　前項の規定による措置を行い，又は行わせようとするときは，あらかじめ第１３条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。ただし，市民の生命，身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため特に緊急を要する場合であって，あらかじめ当該審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは，この限りでない。 3　前項ただし書の場合においては，市長は，前項の審議会に対し，第１項の措置の内容について報告しなければならない。 4　市長は，第１項の措置を講じたときは，当該措置の内容を不良な生活環境を生じさせた者（その者を確知することができない場合にあっては，その状態にある建築物等の所有者）に通知しなければならない。 5　第１項の措置を行おうとする者は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。 6　第７条第２項の規定は，第１項の措置を行う場合について準用する。 7　第４項に規定する者は，別に定める場合を除き，第１項の措置に要した

	費用を負担しなければならない。
	8　第7条第4項及び第5項の規定は，第4項に規定する者が負担する第1項の措置に要した費用について準用する。
（軽微な措置）	（軽微な措置）
第14条　前条の規定は，市長が不良な生活環境にある建築物等について，堆積している物の撤去，動物の収容，草刈りその他の別に定める軽微な措置を採ることによりその状態を解消し，又は改善することができると認めるときについて準用する。	第12条　前条の規定は，市長が不良な生活環境にある建築物等について，堆積している物の移動，動物の一時的収容，通路を確保するための草刈りその他の別に定める軽微な措置を採ることによりその状態を解消し，又は改善することができると認めるときについて準用する。
	第4章　生活環境保全審議会
	第13条　この条例の施行に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べるため，生活環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。
	2　審議会は，7人以内をもって組織する。
	3　委員は，医師，弁護士，精神保健福祉士，社会福祉士，学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
	4　委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
	5　委員は，再任されることができる。
	6　前各項に定めるもののほか，審議会の組織及び運営に関し必要な事項は，市長が定める。
第4章　雑則	第5章　雑則
（調査，報告の徴収等）	（調査，報告の徴収等）
第15条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，不良な生活環境の内容及びその状態を生じさせた者の心身の状態，親族関係，就労の状況，法令に基づく給付の受給の状況その他その者に関する事項について，必要	第14条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，不良な生活環境の内容及びその状態を生じさせた者の心身の状態，親族関係，就労の状況，法令に基づく給付の受給の状況その他その者に関する事項について，必要

な調査をし，又はその者に対して報告を求めることができる。	な調査をし，又はその者に対して報告を求めることができる。
2　市長は，不良な生活環境を生じさせた者を確知することができないときは，その状態にある建築物等の所有者又はその連絡先を確知するために必要な調査をすることができる。	2　市長は，不良な生活環境を生じさせた者を確知することができないときは，その状態にある建築物等の所有者又はその連絡先を確知するために必要な調査をすることができる。
3　市長は，不良な生活環境にある建築物等の所有者又はその連絡先を確知することができない場合において必要があると認めるときは，固定資産税の課税その他のこの条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で当該建築物等の所有者又はその連絡先を確知するために有用なものについては，この条例の施行に必要な限度において，自ら利用し，又は提供することができる。	3　市長は，不良な生活環境にある建築物等の所有者又はその連絡先を確知することができない場合において必要があると認めるときは，固定資産税の課税その他のこの条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で当該建築物等の所有者又はその連絡先を確知するために有用なものについては，この条例の施行に必要な限度において，自ら利用し，又は提供することができる。
4　市長は，この条例の施行に必要な限度において，不良な生活環境にある建築物等の所有者に対し，当該建築物等の使用及び管理の状況について報告を求めることができる。	4　市長は，この条例の施行に必要な限度において，不良な生活環境にある建築物等の所有者に対し，当該建築物等の使用及び管理の状況について報告を求めることができる。
（立入調査等）	（立入調査等）
第１６条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，市長が指定する職員に，不良な生活環境にある建築物等に立ち入り，その状態を調査させ，又は関係者に質問させることができる。	第１５条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，市長が指定する職員に，不良な生活環境にある建築物等に立ち入り，その状態を調査させ，又は関係者に質問させることができる。
2　前項の規定により立入調査又は質問をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。	2　前項の規定により立入調査又は質問をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。
3　第１項の規定による立入調査又は質問の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	3　第１項の規定による立入調査又は質問の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
~~4　市長は，不良な生活環境を生じさせた者又はその状態にある建築物等の所有者が第１項の規定による立入調査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して陳述せず，若しくは虚偽の陳述をしたときは，次に掲げる~~	

~~事項を公表することができる。~~ ~~(1)　不良な生活環境を生じさせた者又はその状態にある建築物等の所有者の氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）~~ ~~(2)　不良な生活環境にある建築物等の所在地~~ ~~(3)　不良な生活環境の内容~~ ~~(4)　その他市長が必要と認める事項~~	
~~5　市長は，前項の規定による公表をしようとするときは，あらかじめ同項に規定する者にその理由を通知し，弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。~~	
（調査結果等の提供等）	（調査結果等の提供等）
第１７条　市長は，第１５条第１項の規定による調査若しくは報告，同条第２項の規定による調査，同条第４項の規定による報告又は前条第１項の規定による立入調査若しくは質問の結果を~~自治組織及び~~関係する行政機関その他の関係者に提供し，不良な生活環境を解消するために必要な協力を要請することができる。	第１６条　市長は，第１４条第１項の規定による調査若しくは報告，同条第２項の規定による調査，同条第４項の規定による報告又は前条第１項の規定による立入調査若しくは質問の結果を＿＿＿＿＿＿関係する行政機関その他の関係者に提供し，不良な生活環境を解消するために必要な協力を要請することができる。
２　前項の結果の提供を受けた者は，正当な理由がないのに，当該結果に係る者に関して知り得た事項であってその者を特定させるものを漏らしてはならない。	２　前項の結果の提供を受けた者は，正当な理由がないのに，当該結果に係る者に関して知り得た事項であってその者を特定させるものを漏らしてはならない。
（委任）	（委任）
第１８条　この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。	第１７条　この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。
~~第５章　罰則~~	
~~（過料）~~	
~~第１９条　正当な理由がなくて第１２条第１項又は第２項の規定による命令~~	（削除）

~~に違反した者は，５０，０００円以下の過料に処する。~~	
~~第２０条　正当な理由がなくて第１６条第１項の規定による立入調査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して陳述せず，若しくは虚偽の陳述をした者は，３０，０００円以下の過料に処する。~~	（削除）
~~第２１条　第１７条第２項の規定に違反した者は，５０，０００円以下の過料に処する。~~	（削除）
附則	附則
この条例は，公布の日から施行する。ただし，第１３条第５項及び第６項（これらの規定を第１４条において準用する場合を含む。）~~並びに第５章~~の規定は，平成２７年１月１日から施行する。	この条例は，公布の日から施行する。ただし，第１１条第７項及び第８項（これらの規定を第１２条において準用する場合を含む。）の規定は，平成２７年１月１日から施行する。

資料　8　大阪市いわゆるごみ屋敷条例についての当局説明資料

平成 28 年 1 月 21 日（木）午後 2 時 30 分～

大阪市役所 7 階 市会第 3 会議室

日本共産党横浜市会議員団　質問事項

【視察事項】いわゆる「ごみ屋敷」条例について

資料 1　「ごみ屋敷」課題解決推進事業（条例関係）
資料 2　第 1 回審議会資料
資料 3　大阪市のいわゆる「ごみ屋敷」の現状について（第 2 回審議会資料）
資料 4　区役所ならびに環境局・福祉局の役割（フロー図）
資料 5　「要援護者見守りネットワークの機能強化事業」
資料 6　「ごみ屋敷」課題解決推進事業　解決事例
【参　考】　大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例

【質問項目】

・行政代執行の費用について

・個人の私有財産を行政が処分することについての考え

資料 2　第 1 回審議会資料（P.11　参照）

・当事者との関係について

資料 2　第 1 回審議会資料（P.2　参照）

・行政代執行後の具体的な取り組み…条例施行後、命令・行政代執行・経済的支援の実施なし
再びごみ屋敷にならないようにするための取組…条例適用によらず解決した事例について

資料 5　「要援護者見守りネットワークの機能強化事業」、
資料 6　「ごみ屋敷」課題解決推進事業　解決事例　　参照

・その他

大阪市環境局 事業部
事業管理課長

金　箱　幸　泰

〒545-8550
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13F
TEL:06-6630-3220 FAX:06-6630-3581

大阪市福祉局 生活福祉部
福祉活動支援担当課長

松　本　勝　也

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
TEL（06）6208－7945
FAX（06）6202－0990
E-mail:kat-matsumoto@city.osaka.lg.jp

大阪市福祉局 生活福祉部
地域福祉課

担当係長 中　野　真　一

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
電　話（06）6208－7954
FAX（06）6202－0990
E-mail:shi-nakano@city.osaka.lg.jp

資料１

「ごみ屋敷」課題解決推進事業（条例関係）

１経緯

大阪市では従来より区役所に対して市民の方より各種の相談、申出があり、いわゆる「ごみ屋敷」（以下「ごみ屋敷」という。）への対応もその一つでありました。区役所では申し出人の話を聞き、現場確認やその家に住む住民（以下「当事者」という。）と話をし、どのような対応ができるかをケースごとに福祉や地域などの関係者と相談して対応を行ってきたところです。

平成２４年１０月に鶴見区役所より区内で相談を受けているごみ屋敷に関して現状の区保健福祉センターや地域包括支援センター等が地域住民や関係機関と協力して対応する従前のやり方では困難である。また、解決にあたり法的拘束力がないため、当事者が拒否する場合、早期発見、片づけの説得もしくは処分等の措置ができず取り組みに限界がある等という課題解決に向けて大阪市全体として区役所、局をあげて取り組んでもらいたいとの提案があった。

２課題の抽出

平成２４年１０月、１２月の２回、ごみ屋敷プロジェクト会議（関係区役所、関係局による）を開催し、課題の抽出を行ったところ次の３つの課題をまとめた。

① 当事者の「見守り」「孤立防止」をめざすための共助にかかる福祉的な観点からの取り組みを検討する。
② 他都市事例を研究し「ごみ」の撤去、処理に向けた公助にかかる対応策（条例の策定など）を検討する。
③ 「ごみ」であることの判断及び、近隣の生活環境の不良な状態の判断を求める第三者機関の設置の必要性を検討する。

３課題検討ワーキング会議

課題の整理を受けて、平成２５年３月に福祉局、健康局、環境局、生野区、鶴見区、平野区の６部局で「ごみ屋敷」課題検討ワーキング会議を開催するとともに３月市会での質疑を経て

「ごみ屋敷」の問題については、ごみの処分だけでは根本的な解決に結びつかないことから、「ごみ屋敷」に至った原因や当事者の状況を把握したうえで、福祉的観点で生活再建や再発防止等も含めた適切な支援に結びつけることが重要である。これについては専門的なノウハウを持つ福祉局が中心となって進めていく必要がある。

また、「ごみ」の強制的な撤去・処分に関しては、私的財産権を制約する内容で

あり、関係法令との整合性等、十分に検討すべきである。しかしながら、「ごみ屋敷」の問題は近隣の住民の方々の生活環境に大きな影響を与えていることから、その解決が急がれており、ごみ等の撤去といった側面からの条例制定については環境行政の専門的な見地から環境局が中心となって関係局と連携しながら取り組んでいく。
一方、条例の制定によってただちに全てが解決に至るものではなく、各区に設ける対策会議をしっかり機能させ、地域や関係機関との連携を図りつつ問題の解決に向けて取り組みを進めていく。
以上の方針が固められたところである。

４ごみ屋敷アンケート

平成２５年３月１９日から２９日の期間で２４区で把握しているごみ屋敷の状況をアンケート形式で調査した。結果は１５区においてごみ屋敷を認知し、件数は７７件であった。
内容は
・ごみ屋敷の認知方法は関係機関よりの報告によるもの
・ごみ屋敷の原因者は１）５０歳代以上の中・高齢者　２）住居は集合住宅
　３）ひとり暮らし　４）近隣とのかかわりあいがない人という傾向がある
・ごみ屋敷の原因は「ごみを捨てられない」「ごみを集めてくる」状況
・周辺住民は「悪臭被害」「ネズミ等の害虫被害」や「火災の発生の誘発」「防災・防犯機能の低下」「景観の悪化」等を懸念
・７７件のうち約６割が解決のめどがたっていない
　理由は「住人が現状に無関心」「住人がごみを有価物と主張」「住人が話し合いに応じない」「改善指導や勧告する根拠がない」「住人がごみ処理費用を賄えない」等々
　対策としては地域福祉へのつながりなどが有効（説得､ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ、地域の連携など）また、権限の規定・整備、費用支援が有効とのこと
・アンケートよりの課題
　① 区役所職員が介入する法的根拠がない
　② ごみ屋敷への対応の連携体制が不十分
　③ ごみ屋敷の原因者の孤立化

５条例制定

上記１～４を受けてごみ屋敷対策（案）（制度概要及び条例案の骨子）を策定し、平成２５年６月に条例制定に向けてのﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄを実施し、平成２５年１１月に市会に上程し、平成２６年３月１日より施行として「大阪市住居にお

ける物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」が制定された。

６審議会

条例第１２条では「この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせるため、市長の付属機関として審議会を置く。」とされている。

第８条：命令をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第９条：代執行をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第１０条：経済的支援をおこなうときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

委員は７人以内とする。

構成は弁護士・法律の学識経験者・医師・地域代表・環境の学識経験者
衛生の学識経験者など

７条例制定にあたってのパブリックコメントについて

実施時期　平成２５年６月２１日～７月１９日

意見総数　５４件

主な意見

① 制度について
・基準、処理、処分方法などについて公正な判断基準を作成してほしい。

② 経済的支援について
・本人の負担を検討してほしい。

③ 原因者への寄り添い型支援について
・本人への気配り、フォローなど十分な配慮が必要である。

④ 地域や関係機関などについて
・地域住民、行政、精神科等の専門家など関係者が一緒になって取り組む必要がある。

⑤ 再発防止について
・代執行後については精神面などのフォローなども含めて専門家などの対応が必要である。

などがあった。

8 条例上程時の市会での質疑

別紙のとおり

資料　1
（別　紙）

「ごみ屋敷」課題解決推進事業　関連市会質疑

1　平成24年7月臨時会常任委員会（民生保健）
- ① 日　程　07月19日－03号
- ② 項　目　困難事案対応（セルフネグレクト）について
- ③ 質問者　土岐恭生委員(公明党)
- ④ 答弁者　森田福祉局生活福祉部総合福祉調整担当課長
- 【概　要】　ごみ屋敷等セルフネグレクトをはじめとする困難課題に対し、早急な課題解決の仕組みつくりが必要

2　平成25年2・3月定例会
- ① 日　程　03月05日－03号
- ② 項　目　「ごみ屋敷」対策について
- ③ 質問者　高山仁委員(公明党)
- ④ 答弁者　橋下市長
- 【概　要】　単にごみの撤去だけでなく福祉的ケアが必要
  処分費用の支援や拒否者に対する強制的に撤去を促す条例制定を急ぐべき

3　平成25年3月定例会常任委員会（民生保健）
- ① 日　程　03月13日－03号
- ② 項　目　「ごみ屋敷」対策について
- ③ 質問者　土岐恭生委員(公明党)
- ④ 答弁者　森田福祉局生活福祉部地域福祉課長
  都倉鶴見区長
  田中副市長
- 【概　要】　大阪市としての「ごみ屋敷」への取り組みへの質問、「ごみ屋敷」の課題解決にあたっては、福祉的な支援は福祉局、ごみ撤去の条例制定については環境局が中心となり、本市全体で取り組むように

4　平成25年11月定例会常任委員会（民生保健）

① 日　程　11月22日－01号

② 項　目　大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例案について

③ 質問者　木下誠委員（維新）

④ 答弁者　金箱環境局事業部事業管理課長
西野鶴見区役所政策調査担当課長

【概　要】区役所が中心となり、福祉局・環境局と十分連携をとって、条例の目的である市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保していただきたい

5　平成25年11月定例会常任委員会（民生保健）

① 日　程　11月22日－01号

② 項　目　いわゆる「ごみ屋敷」対策について

③ 質問者　佐々木哲夫委員（公明党）

④ 答弁者　金箱環境局事業部事業管理課長

【概　要】　各局及び関係機関が連携し、市民からの相談に基づく調査、できる対策を着実に実行していただきたい

6　平成25年11月定例会常任委員会（民生保健）

① 日　程　11月22日－01号

② 項　目　「ごみ屋敷」対策について

③ 質問者　多賀谷俊史委員(自由民主党)

④ 答弁者　金箱環境局事業部事業管理課長
塩谷福祉局生活福祉部総合福祉調整担当課長
兼住宅支援給付担当課長

【概　要】　条例制定にあたっては、区役所はまず地域に説明のうえ、課題解決に向けていろんな知恵と努力を重ねていただきたい

7　平成25年第3回定例会（平成25年9～12月）

① 日　程　11月29日－09号

② 項　目　第13　議案第306号　大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例案

③ 審査の報告　長尾秀樹委員(OSAKAみらい)

④ 答弁者　－

【概　要】原案どおり条例可決

個々の質疑内容は、大阪市会ホームページをご参照ください。

http://osaka-shikai.gikai-web.jp/kensaku/

資料２

第１回
大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会 資料

平成26年7月7日
大阪市環境局
大阪市福祉局

条例制定の経過

近年、家屋や敷地内にごみ等を溜め込み、悪臭や害虫を発生させるなど、近隣の住民の生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題化

大阪市では、問題解決や再発防止等に向けた取り組みについて検討

・ごみの処分を行うだけでは根本的な解決にならない
・「ごみ屋敷」に至った原因や本人の状況を把握した上で、福祉的観点で適切な支援に結びつけることが必要
・解決に向けては根拠となる法令が必要

《参考》大阪市の「ごみ屋敷」件数：７７件（平成25年３月時点）

○平成24年10月　プロジェクトチーム設置（関係区・関係局が参画）

○平成25年６月　条例案についてパブリックコメント実施

条例の制定　平成26年３月
大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例制定

制度の概要

居住する建物等に堆積している物品等により、近隣住民の生活環境が著しく損なわれている事案に対して、対話・説得などのアプローチを重視しながら、区役所が中心となって取組を行う。

主な取組内容

○調査、改善指導・勧告を実施。
　それでも改善に応じない場合は命令、代執行。

○関係機関・関係者の連携の場として対策会議を開催する。

○堆積物の撤去に同意するが、撤去費用等が負担できない方に対して、経済的支援を実施。

○第三者である有識者によって構成される審議会を設置し、経済的支援、命令等を行う際に諮問。

○解決後も、再発防止の取り組みを行う。

条例の主な内容（１）

○目的

この条例は、市民が居住する建物等における物品の堆積により不良な状態を解消し、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することである。

○定義

・不良な状態：物品等の堆積によりごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態
・堆　積　物：堆積することにより不良な状態の原因となっている物品等
・堆　積　者：物品等を堆積することにより不良な状態を発生させている者
・建　物　等：本市の区域内に存する建物（共同住宅等にあっては居住の用に供する部分及び周辺の共用部分）及びその土地

○責務

・本市は、市民が居住する建物等が不良な状態にあり、又はそのおそれがあるときは必要な対策を総合的に講ずる。
・市民は、居住する建物等を不良な状態にしてはならない。
・建物等の所有者又は管理者はその建物等が不良な状態とならないよう努めなければならない。

条例の主な内容（２）

○政策手法・手段

・調査（職員による立入調査、堆積者及び関係人への質問）
・指導又は勧告（改善措置を行うよう堆積者に指導・勧告）
・命令（改善措置を行うよう堆積者に命令）
・実効性確保手段としての行政代執行

○堆積者への支援

撤去に同意するが費用等が負担できない堆積者に対して、審議会の答申を踏まえ経済的支援を行う。

○対策会議

地域住民、関係機関の代表者その他関係者から多角的な意見を聴くため、区役所において対策会議を開催する。

○審議会

※次頁「審議会について」をご参照ください。

審議会について

○審議会は、命令、行政代執行及び経済的支援に関して、第三者的立場及び専門的立場から市長に意見を述べる。
○命令、行政代執行及び経済的支援を実施しようとする区役所は、あらかじめ審議会に諮問して答申を得なければならない。
○そのほか、不良な状態に関する専門的な事項について調査し、または審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

諮問等の流れ

区役所

事案に関する記録を事務局へ提出
・堆積者及び地域の生活環境に関する調査結果、堆積者の主張内容、働きかけの実績、指導勧告の実施経過等

② 諮問

③ 答申

① 調整

事務局

内容の確認、案件の精査等

審議会

審議
・事案の内容説明
・不明な点の確認
・当該事案の関係者からの意見聴取
・答申内容に関する議論
・答申内容の決定

答申
・命令、代執行、経済的支援の実施の適否
・その理由
・留意事項
・附帯意見

「ごみ屋敷」対策における区役所の役割等について（1）

①相談・受付・確認
・住民等から通報や苦情、相談があれば状況を確認

②調査
・建物等が不良な状態にあり、またはそのおそれがあると認められるときは、立入、調査、質問を実施

③堆積者等へ働きかけ
・堆積者との対話等により信頼関係を構築、ごみの撤去や福祉的支援の利用への促し
・関係者へ協力を要請
状況が進展しない場合

④対策会議
・地域住民、各種関係機関や専門家から意見を聴取
状況が進展しない場合

⑤指導
・改善措置を行うよう指導
状況が進展しない場合

⑥勧告
・期限を定めて改善措置を行うよう勧告
状況が進展しない場合

ごみ撤去

（審議会の諮問を経て）
経済的支援

再発防止の取組

「ごみ屋敷」対策における区役所の役割等について（２）

⑦審議会へ諮問
・審議会は、生活環境に著しい影響が生じているかどうか等について審議、答申

⑧命令
・審議会の答申を踏まえ改善措置を行うよう期限を定めて命令
状況が進展しない場合

⑨審議会へ諮問
・審議会は、代執行の可否について審議

⑩代執行
・審議会の答申を踏まえ代執行

ごみ撤去

ごみ撤去

再発防止の取組

「ごみ屋敷」対策における区役所の役割等について（３）

具体的取組内容

①調査について
○立入調査
建物等が不良な状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、職員が立ち入り、調査し、居住する者や所有者等その他関係人に質問を行う
○報告徴収
官公署及び銀行、信託会社その他の機関に対し、必要な資料の閲覧若しくは提供又は報告を求める。
○氏名公表
調査対象者（堆積者のみ）が正当な理由なく調査等を拒み、妨げ、又は忌避したときはその旨及び氏名を公表することができる。

②働きかけについて
○堆積者へ働きかけ
堆積者のもとへ訪問、信頼関係を構築し、ごみの撤去や福祉的支援の利用の促し等を行う。
○関係者へ働きかけ
関係者へ協力を要請する。

「ごみ屋敷」対策における区役所の役割等について（４）

具体的取組内容

③対策会議について
○多角的な意見聴取を行うために区長が開催する。
○参加機関…地域住民や関係機関その他関係者（意見交換・役割分担）
（区社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者支援センター、民生委員、弁護士、精神科医師等）
○必要に応じて精神科医の派遣等
○再発防止策についての検討（堆積者への見守りの実施、ホームヘルパーによる家事援助等）

④指導又は勧告について
○指導
建物等が不良な状態にあると認めるときは、堆積者に対し、改善措置（堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な状態を解消するための措置）を行うよう指導する。（口頭・文書）
必要があると認めるときは建物等の所有者等に対しても指導することができる。
○勧告
指導をしたにもかかわらず、なお建物等が不良な状態にあると認めるときは、堆積者に対し、改善措置を行うよう期限を定めて勧告する。（文書）

「ごみ屋敷」対策における区役所の役割等について（５）

具体的取組内容

⑤命令
○正当な理由なく勧告に従わない場合で、近隣の住民の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、堆積者に対し期限を定めて改善措置を行うよう命令をすることができる。（文書）
○審査基準
・近隣住民の生活環境に著しい影響が生じているかどうか
悪臭
害虫
火災発生のおそれ
・命令の妥当性、公平性
堆積者への指導・勧告等を尽くしているか
公益上必要であるか

「ごみ屋敷」対策における区役所の役割等について（６）

具体的取組内容

⑥代執行

○正当な理由なく命令に従わない場合で、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ放置することが著しく公益に反すると認めるときは、自ら改善措置をなし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を堆積者から徴収することができる。

○審査基準

・法令によって課された義務で代替性のあるものを義務者が履行しないこと
　義務＝不良な状態の原因となる堆積物を適切に保管または処分すること

・他の手段によってその履行を確保することが困難であること
　堆積者の自発的な義務履行にむけ、指導･勧告等の行政指導を十分に尽くしていること

・その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること
　代執行によって相手方の受ける不利益に比して、その時点において代執行を行わなければならない公益上の必要性があること

○審議会への諮問

命令・代執行をしようとするときはあらかじめ審議会に諮問する。

「ごみ屋敷」対策における区役所の役割等について（７）

具体的取組内容

⑦経済的支援

○　支援の要件（条例第２条各項、第１０条）（施行規則第５条）（経済的支援の実施要綱（以下　要綱）第３条、第７条）
　支援の決定（要綱第９条）

○　経済的支援にかかる要件・審査資料・経済的支援にかかる審査基準については、別紙を参照

○　支援の内容及び方法（要綱第４条）
　(1)　堆積物の処分
　(2)　悪臭の除去
　(3)　害虫の駆除
　(4)　その他市長が必要と認めるもの

○　支援の対象費用（要綱第５条）
　(1)　堆積物の撤去業務等を事業者に委託した場合の当該委託料
　(2)　撤去業務等に要する備品、薬品、消耗品その他の物品の購入又は借入れに要する費用
　(3)　廃棄物処理手数料
　2　前項に定めるもののほか、前条第３項の規定により市民活動団体と協働して撤去業務等を行う場合
　(1)　撤去業務等の作業を行った市民活動団体に対する謝礼金
　　（作業従事者１人につき１時間当たり500円、１の市民活動団体に対する交付額は50,000円を限度とする。）
　(2)　撤去業務等を行った作業従事者に対するボランティア活動保険の保険料
　　（ボランティア活動を対象とした保険であって、賠償責任補償及び傷害補償を目的としているものをいう。）

「ごみ屋敷」対策における区役所の役割等について（８）

具体的取組内容

⑦経済的支援

○　支援の限度（要綱第６条）

支援は、100万円を限度として行う。

（参考）東京都足立区『足立区生活環境の保全に関する支援実施要綱』における支援の限度額も原則として、１世帯につき１回を限度とし、全ての種目の合計で１００万円を限度としている。

資料３

平成 26 年 12 月 25 日
第２回審議会資料

大阪市のいわゆる「ごみ屋敷」の現状について

■「ごみ屋敷」件数推移

調査時点	ア. 条例対象	イ. 条例対象外	ア＋イ 合計
平成 25 年 3 月末時点	－	－	77
平成 26 年 8 月末時点	32	63	95
平成27年8月末時点	15	67	82

ア．条例対象　：条例において「不良な状態」とされる状態
（条例第２条　「不良な状態」とは、物品等の堆積によりごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態）

イ．条例対象外：条例における「不良な状態」ではないが、状況改善に向けた取り組みが必要な状態

ただし、平成 25 年 3 月調べについては条例施行前のものであり、区に寄せられた苦情等を元に集計しているため、居住物件でないもの（店舗・空き家等）も含まれている。

■「ごみ屋敷」区実態調査　集計結果

Ⅰ　調査について

1　調査時点　平成 26 年 8 月末現在

2　調査対象　大阪市内の各区役所で把握しているいわゆる「ごみ屋敷」

3　回答数　　95 件（17/24 区）

Ⅱ　集計結果

()内は平成 25 年 3 月末調査時点の件数

1　認知方法

平成 26 年 8 月末現在で各区役所が把握している「ごみ屋敷」は 95 件あり、「ごみ屋敷」を認知していない区は 7 区で、残る 17 区は認知していた。

なお、認知にかかる内訳はつぎのとおりであり、「ごみ屋敷」の住人自らが助けを求めて相談するというよりも、状況を見かねた関係者からの報告・相談により発覚するというケースが圧倒的に多いという傾向が見られる。

回答 115 件（複数回答あり）

イ. 近隣住民（個人も含む）からの相談	26 件 (15 件)
カ. 関係機関からの報告（区社協、地域包括支援センターなど）	24 件 (33 件)
オ. 職員が業務上、又は業務に付随して訪問したことにより発見	23 件 (23 件)
エ. 町会・自治会からの相談	22 件 (6 件)
ア. 本人・家族からの相談	8 件 (13 件)
ウ. 民生委員からの相談	2 件 (2 件)
キ. その他	10 件 (15 件)

・ケアマネージャー・匿名の通報・集合住宅の管理人

・近隣住民の利用している介護事業者　など

2　原因者

①　年代

年代は「70 歳代～」が最も多く、全体に占める割合は 37％となっている。次いで「60 歳代」25％、「40 歳代」11％、「50 歳代」8％となっており、全体の約 8 割が 40 歳代以上の中・高年層である。

回答 95 件

オ.	70 歳代　～	35 件 (32 件)
エ.	60 歳代	24 件 (17 件)
イ.	40 歳代	10 件 (8 件)
ウ.	50 歳代	8 件 (10 件)
ア.	～30 歳代	3 件 (2 件)
カ.	不明	15 件 (8 件)

②　住まいの状況

住まいの状況は、「一戸建て」が最も多く、全体に占める割合は 47％となっている。集合住宅が 25％、公営住宅が８％、その他（長屋、店舗、ビル等）が２０％と、様々な住まいの状況で課題が発生しているといえる。

回答 95 件

ア.	一戸建て	45 件 (20 件)
イ.	集合住宅（アパート・マンション）	24 件 (38 件)
ウ.	公営住宅	7 件 (6 件)
エ.	その他	19 件 (13 件)

・オフィスビルの１室に居住
・長屋
・１階が店舗の３階建てビル

③ 同居人の有無

同居人の有無は、「いない」が 55%を占めており「いる」は 27%であることから、同居者のいない単身世帯の方が「ごみ屋敷」を形成する割合が多い。年代について、60 歳代以上が約 6 割を占めていることを勘案すると、「ひとり暮らしの高齢者」の姿が浮かび上がってくる。

回答 95 件	
イ．いない	52 件 (60 件)
ア．いる	26 件 (16 件)
ウ．不明	17 件 (1 件)

④ 近隣との関わり

近隣者の関わりは「ない」が 36%、「ある」が 19%となっており、地域で孤立化している状況が分かる。

回答 95 件	
イ．ない	34 件 (37 件)
ア．ある	18 件 (11 件)
ウ．不明	43 件 (29 件)

⑤ 生活保護の受給

生活保護を「受給している」が全体の割合の 34%を占めている。

回答 95 件	
イ．受給していない	39 件 (37 件)
ア．受給している	32 件 (29 件)
ウ．不明	24 件 (11 件)

⑥ 障がいの有無

障がいの有無は、手帳等の認定から判断したところ「精神障がい」が全体の 10%、「身体障がい」が 6%となっている。堆積者への支援を考えるにあたっては、障がい者施策の活用も視野に入れて検討する必要がある。

回答 95 件

カ．なし	44 件 (23 件)
ウ．精神障がい	9 件 (18 件)
ア．身体障がい	6 件 (6 件)
イ．知的障がい	2 件 (2 件)
オ．その他	1 件 (3 件)
エ．発達障がい	0 件 (1 件)
キ．不明	33 件 (26 件)

⑦ 認知症の有無

認知症が確認される件数としては 6 件となっており、「ごみ屋敷」の原因者は認知症高齢者だけでなく、他様々な要因が考えられる。

回答 95 件

イ．なし	40 件 (27 件)
ア．あり	6 件 (8 件)
ウ．不明	49 件 (42 件)

⑧ 居住者（堆積者）の意識

堆積者の意識として「解決のために何とかしたいと思っている」は全体の 17%、「迷惑をかけていることはわかっているが、居住者ではなにもできない」は 7%となっている。一方で「迷惑をかけているとは思っていない」が 31%となっている。

回答 95 件

ウ．迷惑をかけているとは思っていない	29 件 (31 件)
ア．解決のためになんとかしたいと思っている	16 件 (3 件)
イ．迷惑をかけていることはわかっているが、居住者ではなにもできない	7 件 (13 件)
エ．不明	43 件 (30 件)

4 「ごみ屋敷」の態様について

① ごみの集積状況

ごみの集積されている状況は、「建物の中」が全体の 64％75 件と最も多く、続いて「建物外の敷地内」が 24％28 件、「道路等敷地外」が 12％14 件となっている。

回答 117 件（複数回答あり）

ア．建物の中	75 件 (67 件)
イ．建物外の敷地内	28 件 (18 件)
ウ．道路等敷地外	14 件 (6 件)

② 「ごみ屋敷」が形成される原因

「ごみ屋敷」が形成される原因は「自分でごみが捨てられない」45 件、次いで「自分でごみを集めてくる」15 件となっている。一口に「ごみが捨てられない」といっても、「ごみを物理的に捨てることができない（ごみを玄関先まで持って出ることができない)」、「ごみとして処理することができない（いつか使うからと思って残している)」、「粗大ごみ等で処理費用がかかるので捨てられない」などのケースが想定されることから、原因別に対応策を検討する必要がある。また、「自分でごみを集めてくる」というケースは、いったん解決しても、また同じ状態に戻ることが想定されるため、再発防止に向けた対策も必要となると思われる。

回答 106 件（複数回答あり）

ア．自分でごみが捨てられない	45 件 (46 件)
エ．不明	34 件 (25 件)
イ．自分でごみを集めてくる	16 件 (14 件)
ウ．外部の人がごみを置いていく	4 件 (3 件)
オ．その他	7 件 (8 件)

・猫などの動物による
・ごみという認識がない
・衣類

③ ごみを集めてくる場所

項目 4－②において、原因者が「自分でごみを集めてくる」場合、どこから集めてくるかということについては「ごみ置場」が 6 件と最も多い。

回答 26 件

エ．不明	9 件 (8 件)
ア．ごみ置場	6 件 (5 件)
イ．ごみ置場以外の屋外	4 件 (6 件)
ウ．他人の家	2 件 (1 件)
オ．その他	5 件 (3 件)

・購入
・玄関前にフリーペーパーなどの放置あり
・勤務先やスーパー等の廃棄物

④ ごみの種類

「ごみ屋敷」のごみの種類は粗大ごみや日用品が 49 件と最も多い。続いて「資源ごみ（ビン、缶、古紙)」48 件、生ごみなどの生活ごみが 33 件と続く。回答結果からも、ごみの種類は、単一の種類ではなく複数の種類のごみが混在していると思われる。

回答 158 件（複数回答あり）

ウ．粗大ごみや日用品	49 件 (30 件)
イ．資源ごみ	48 件 (50 件)
ア．生ごみなどの生活ごみ	33 件 (46 件)
エ．その他	28 件 (20 件)

- ペットのフンや死骸
- 建物内部のごみの詳細は不明
- ビデオテープや雑誌類
- 以前営んでいた事業の在庫等
- 排泄物

⑤ 堆積者本人への影響

「ごみ屋敷」が堆積者に及ぼす影響については、「ごみにより生活スペースが圧迫されている」が 47 件と最も多く、続いて「衛生状態の悪化による健康被害」が 43 件、「火災による本人の生命への危機」が 28 件と続き、「建物崩壊の恐れ」は 6 件と最も少なかった。これらのうち、「衛生状態の悪化による健康被害」、「火災による本人への生命への危険」については、堆積者だけでなく、周辺住民に対しても影響を及ぼしかねないことからも、対応が求められる。

回答 145 件（複数回答あり）

ウ．ごみにより生活スペースが圧迫されている	47 件 (45 件)
ア．衛生状態の悪化による健康被害	43 件 (33 件)
イ．火災による本人の生命への危険	28 件 (20 件)
エ．建物崩壊の恐れ	6 件 (4 件)
オ．その他	21 件 (23 件)

- 不明
- 近隣から孤立している
- 本人と接触できない

⑥ 周辺住民・地域に対する影響

「ごみ屋敷」の周辺地域に対する影響は「通常生活に支障がある」が 32 件と最も多く、次いで「火災の発生を誘発」28 件、「景観の悪化」18 件、「通行への支障」・「防災・防犯機能の低下」が 12 件と続き、いずれも生活環境上深刻な問題を起こしていることがわかる。

回答 134 件（複数回答あり）

ア．周辺住民の通常生活に支障がある	32 件 (28 件)
イ．火災の発生を誘発	28 件 (20 件)
ウ．景観の悪化	18 件 (16 件)
カ．通行への支障	12 件 (8 件)
キ．防災・防犯機能の低下	12 件 (17 件)
エ．ごみの飛散・崩落・流出	11 件 (8 件)
オ．ごみなどの不法投棄を誘発	4 件 (2 件)
ク．建物崩壊の恐れ	3 件 (3 件)
ケ．その他	14 件 (26 件)

・将来的に周囲への影響がでる恐れがある
・周辺への影響は不明
・影響はない

⑦ 周辺住民に生じている「通常生活上の支障」の内容

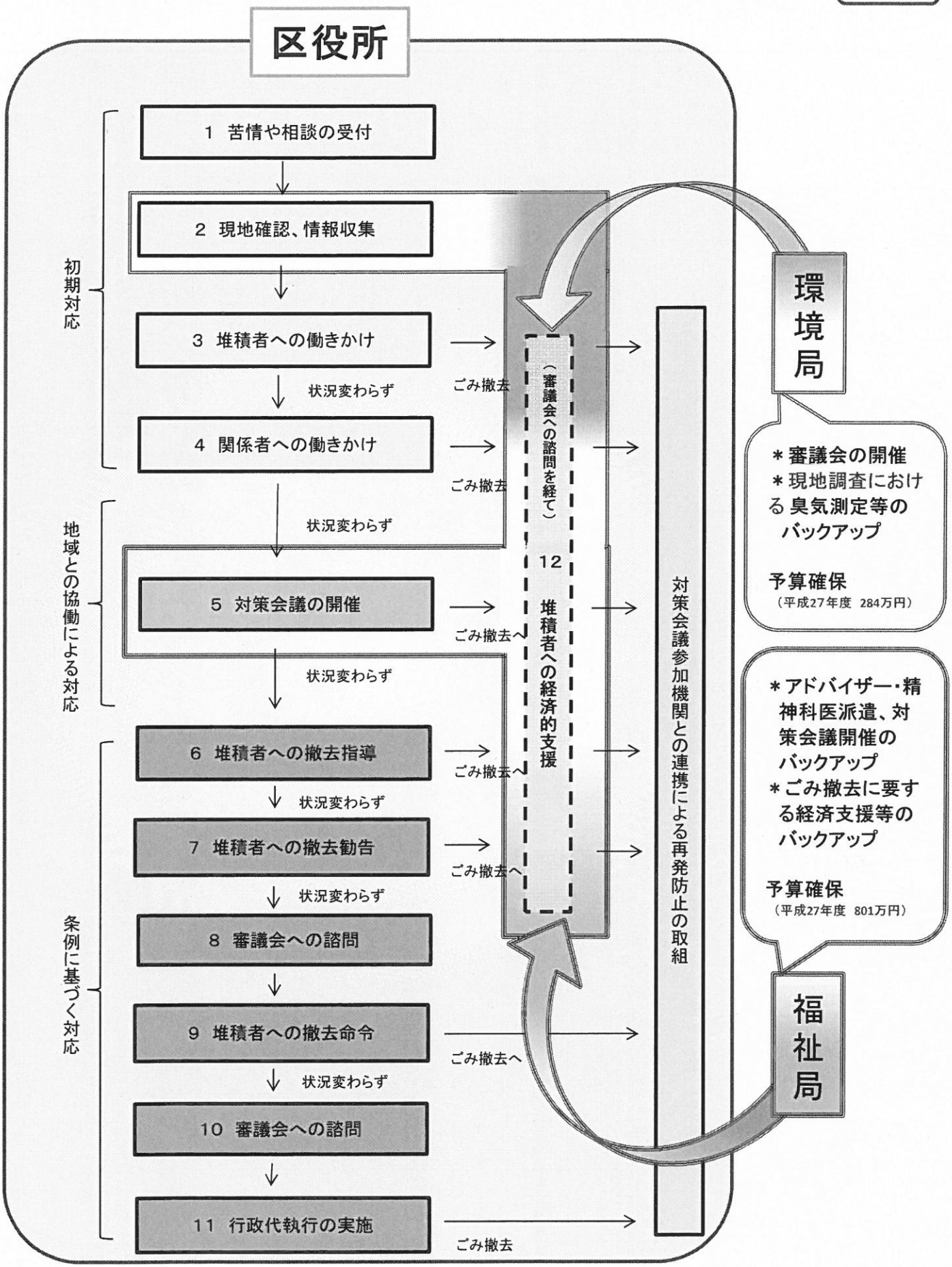
項目 4－⑥のうち、「通常生活に支障がある」の具体例としては、「悪臭被害」が 19 件、「害虫被害」が 19 件、「火災発生を誘発している」が 10 件あった。その他として「排水溝のつまり」等があった。

回答 50 件

ア．悪臭被害	19 件 (23 件)
イ．ネズミ・ハエ等の害虫被害	19 件 (13 件)
ウ．火災発生の危険	10 件
エ．その他	2 件 (10 件)

「ごみ屋敷」対策における区役所ならびに環境局・福祉局の役割

資料 4



資料５

平成27年度予算における区政の充実のための新たな重点経費

誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた
要援護者見守りネットワークの機能強化事業

いま、地域と行政に求められていること（公共的課題）

少子高齢化　社会的孤立の広がり　生活課題複雑・多様・深刻化　地域コミュニティの衰退　災害発生への不安　…

課題

- ○ 地域に埋もれている要援護者を把握すること
- ○ 要援護者を適切な支援につなげ孤立死を防止すること
- ○ 徘徊等に対する地域内での支え合いを推進すること

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

区社会福祉協議会に、福祉専門職のワーカーや名簿提供に係る同意確認の調査員を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者情報を活用して、以下①～③の機能と現行のコミュニティソーシャルワーク機能を一体的に果たすことにより、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークを実現する。

機能①　調査員による要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備

・区役所が保有する要援護者情報の地域への提供に係る同意未確認者に対して、調査員が各戸訪問により本人の意向確認
・同意のあった要援護者の地域の見守り活動へのつなぎ
・行政名簿に地域が把握した要援護者情報を追加することにより、真に実用的な「要援護者名簿」を完成
・「名簿」を活用し、地域における平時の見守りと災害時の避難支援への備えを強化
（※訪問対象者については、当面は「避難行動要支援者名簿」に登載されている65歳以上の高齢者に重点をおいて実施）

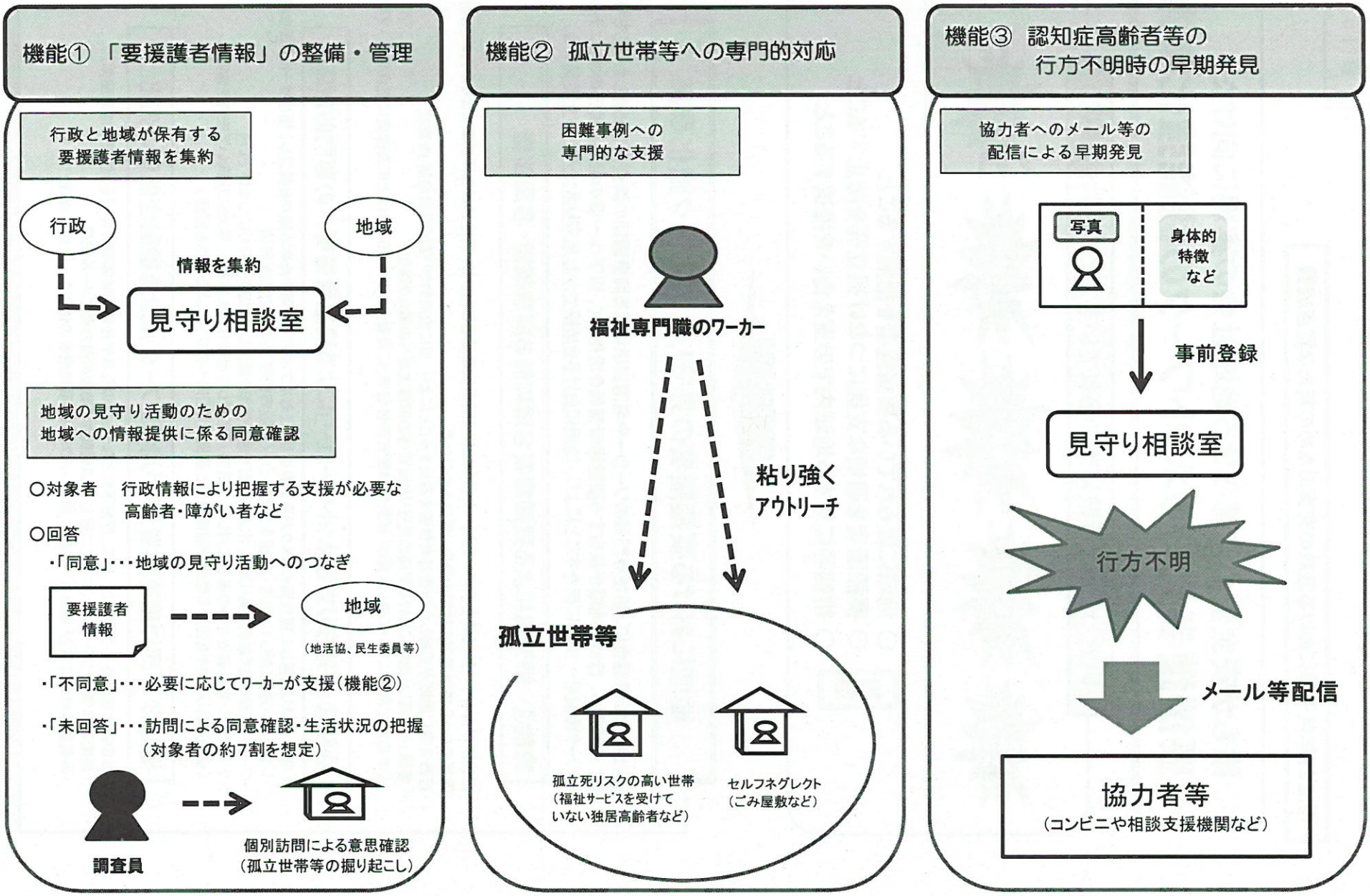
機能②　「見守り支援ネットワーカー」による孤立世帯等への専門的対応

・「名簿」により把握した孤立死のリスクが高い要援護者（セルフネグレクト等のため地域から孤立し、福祉サービス等を利用していない方）に対して、見守り支援ネットワーカー（福祉専門職）が家庭訪問を実施
・ワーカーが粘り強く訪問を繰り返し、本人との間で信頼関係を構築し、地域の見守りにつないでいく
・ライフライン事業者等からの通報に対して、「名簿」を活用して世帯状況を把握し、現地に出向いて安否を確認
（必要に応じてカギを預かる親族や関係機関と連携して屋内への立入による確認も実施）

機能③　「認知症高齢者見守りネットワーク」による徘徊者保護の強化

・認知症高齢者等が徘徊したときに、行方不明となった方の氏名や身体的特徴等の情報を、住民や地域団体、民間事業者（タクシー会社、コンビニ等）、交通機関など地域の協力者にメール配信
・事前登録者の情報も「名簿」に追加し、徘徊リスクのある要援護者の情報も一元的に管理

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（イメージ図）



資料６

「ごみ屋敷」課題解決推進事業　解決事例

平成２６年３月の条例施行後も、経済的支援、命令・代執行（行政処分）に至る前に、引き続き地域ケア会議・担当者による情報交換・現地訪問により、多くの関係機関・支援者等が協力体制を築き、アプローチを行うことで解決している。

① 同意のもと、親類縁者、近隣住民、地域・行政関係者が協力し、堆積物撤去

・区役所職員と区社会福祉協議会、包括支援センターが協力し、堆積物を撤去。その後は地域包括支援センターが定期的に見守りを行い再発防止に努めている。

・CSW が町会長・ブランチ（総合相談窓口）・訪問介護事業所と情報交換し対策を検討。CSW がごみ収集日にあわせて訪問し、堆積物を撤去。その後は介護認定を受け、介護ヘルパー利用により、定期的な訪問・ごみ出しによる継続的支援が可能となり解決。

② 業者委託により自費で堆積物撤去

・区役所職員が、町会、警察、社会福祉協議会、医療機関(精神疾患による)と連携し、本人を説得。業者へ依頼(自弁)し堆積物を撤去。

③ 転居・施設入所・本人死亡等によるもの

・本人体調不良のため、生保ケースワーカー、地域包括支援センター、民生委員が協力し入院を勧め、入院後高齢者施設入所となる。堆積物は親族が業者に依頼し撤去し解決。

・副区長、区役所関係課(総務課・地域保健課・市民協働課)、市営住宅管理センター、都市整備局、消防局、地域包括支援センターが協力し、会議を開き対策を検討。生保ケースワーカーを中心に本人へ働きかけ、生活環境改善のため、高専賃へ入居となる。退去後の堆積物は市営住宅管理センターが処分し解決。

参　考

大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、市民が居住する建物等における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「不良な状態」とは、物品等の堆積によりごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態をいう。

２　この条例において「堆積物」とは、堆積することにより不良な状態の原因となっている当該物品等をいう。

３　この条例において「堆積者」とは、物品等を堆積することにより不良な状態を発生させている者（自然人に限る。）をいう。

４　この条例において「建物等」とは、本市の区域内に存する建物（共同住宅その他これに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあっては、居住の用に供する各部分及び当該各部分の周辺の共用部分）及びその周辺の土地をいう。

（本市の責務）

第３条　本市は、市民が居住する建物等が不良な状態にあり、又はそのおそれがあるときは、地域住民及び関係機関と協働して、その原因、経緯等の検証に努め、第１条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとする。

（市民の責務）

第４条　市民は、その居住する建物等を不良な状態にしてはならない。

２　市民は、近隣の住民と相互に協力して、その居住する地域に存する建物等が不良な状態になることのないよう努めなければならない。

３　市民は、第１条の目的を達成するため、本市が実施する活動に協力するよう努めなければならない。

（所有者等の責務）

第５条　建物等の所有者又は管理者（当該建物等に係る堆積者を除く。以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態とならないよう努めなければならない。

２　建物等の所有者等は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態となった場合においては、当該建物等に係る堆積者と協力し、不良な状態を解消するよう努めなければならない。

３　建物等の所有者等は、第１条の目的を達成するため、本市が実施する活動に協力するよう努めなければならない。

（調査）

第６条　市長は、建物等が不良な状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は当該建物等に居住する者、当該建物等の所有者等その他関係人（以下「調査対象者」という。）に質問させることができる。

２　前項の規定による立入、調査又は質問（以下「調査等」という。）を行う職員は、その身分を証明する証明書を携帯し、調査対象者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

４　市長は、調査対象者が堆積者であることが明らかである場合であって、当該調査対象者が正当な理由なく調査等を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その旨及び当該調査対象者の氏名を公表することができる。

５　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

６　市長は、次条、第８条及び第10条の規定による指導及び勧告、命令並びに経済的支援の実施に関し必要があると認めるときは、調査等のほか、官公署に対し、調査対象者の資産、親族関係、居住関係、保健福祉に関する制度の利用状況並びに当該建物等の所有関係に関して、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀

行、信託会社その他の機関に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（指導又は勧告）

第７条　市長は、第４条第１項の規定にもかかわらず、建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等に係る堆積者に対し、堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な状態を解消するための措置（以下「改善措置」という。）を行うよう指導することができる。

２　市長は、前項の規定による指導をしたにもかかわらず、なお建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等に係る堆積者に対し、改善措置を行うよう期限を定めて勧告することができる。

３　市長は、建物等が不良な状態にあると認める場合であって、必要があると認めるときは、当該建物等の所有者等に対しても、改善措置を行うよう指導することができる。

（命令）

第８条　市長は、前条第２項の規定による勧告をしたにもかかわらず、なお建物等が不良な状態にある場合であって、当該建物等に係る堆積者の近隣の住民の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて改善措置を行うよう命ずることができる。

２　前項の規定による命令については、第１条の目的を達成するために必要な限度において実施しなければならない。

３　市長は、第１項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ第12条第１項の規定による大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

４　市長は、第１項の規定による命令をするときは、当該命令を受けるべき堆積者に対し、市規則で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

（行政代執行）

第９条　市長は、前条第１項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行

政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら改善措置をなし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該堆積者から徴収すること（以下「代執行」という。）ができる。

2　市長は、代執行をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（経済的支援）

第10条　市長は、建物等が不良な状態にあると認める場合であって、当該建物等に係る堆積者の近隣の住民の生活環境が著しく損なわれており、かつ、当該堆積者が経済的理由により自ら不良な状態を解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者の申出に基づき、当該堆積者に対し、不良な状態の解消のために必要な経済的支援を行うことができる。ただし、第８条第１項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わない場合にあっては、この限りでない。

2　市長は、前項の規定により経済的支援を行うときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（対策会議）

第11条　区長は、市長の命を受け、区内の建物等の不良な状態の適正化のために必要があるときは、地域住民、関係機関の代表者その他関係者から多角的な意見を聴くために対策会議を開催することができる。

2　対策会議の開催に関する事項は、区長が定める。

（審議会）

第12条　この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせるため、市長の附属機関として審議会を置く。

2　審議会は、前項に定めるもののほか、不良な状態に関する専門的な事項について、調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

3　審議会は、委員７人以内で組織する。

4　審議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5　審議会の委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。ただし、再任を妨げない。

6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

（守秘義務）

第13条　対策会議に参加した者は、対策会議の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（施行の細目）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附　則

この条例は、平成26年３月１日から施行する。

住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に係る経済的支援の実施に関する要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成25年大阪市条例第133号。以下「条例」という。）第10条第1項及び大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する施行規則第5条（平成26年大阪市規則第9号。以下「規則」という。）の規定経済的支援（以下「支援」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

2　この要綱において「市民活動団体」とは、大阪市市民活動推進条例（平成18年大阪市条例第19号）第2条第2号に規定する市民活動団体をいう。

（支援の要件）

第3条　支援は、堆積者又は当該堆積者の属する世帯に属する者（以下「堆積者等」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合に、当該堆積者に対して行う。

(1)　第7条の規定による申請をしようとする日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日が4月1日から5月31日までの場合にあっては、申請日の属する年度の前年度）の市町村民税が課されていないこと

(2)　申請日において土地、建物その他の不動産を所有していないこと。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(3)　前号に定めるもののほか、保有する現金（預貯金を含む。）その他の資産（ただし、現に最低限度の生活維持のために活用されている資産その他市長が必要と認めるものを除く。以下「資産」という。）の処分価値の総額が150万円（堆積者のほかに当該堆積者の属する世帯に属する者がある場合にあっては、当該堆積者及び当該堆積者の属する世帯に属する者が保有する資産の総額が200万円）以下であること

(4)　過去に支援を受けたことがないこと。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援を受けることができない。

(1)　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは無差別大量殺人行為（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律

第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為をいう。）を行った団体に属する者又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる者
(2)　過去に第12条に規定する支援の取消しを受けた者
(3)　前2号に定める者のほか、支援を行うことが不適当と市長が認める者
3　第1項の規定にかかわらず、市長は、当該不良な状態にある建物等の所在地の校区等地域（おおむね小学校区の範囲を基本とする地域をいう。）において形成された地域活動協議会（地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第2条第1項に規定する地域活動協議会をいう。）に参画する市民活動団体の代表者その他これに準ずると市長が認める者から、市長に対して不良な状態の解消を求める要望がない場合は支援を行わない。
（支援の内容及び方法）
第4条　支援の内容は、次に掲げるものとする。
(1)　堆積物の処分
(2)　悪臭の除去
(3)　害虫の駆除
(4)　その他市長が必要と認めるもの
2　支援は、市長が前項各号に掲げる支援に係る役務を提供し、又はこれらに要する費用を直接支弁することにより行うものとする。
3　市長は、第1項各号に掲げる支援に係る役務の提供を行うときは、当該業務について、事業者へ委託し、又は市民活動団体と協働して行うことができる。ただし、市長は前条第2項第1号に該当する者が属する事業者又は市民活動団体は、役務の提供に従事させないものとする。
（支援の対象費用）
第5条　支援の対象となる費用は、前条第1項各号に掲げる支援に要する費用であって、次の各号に掲げるものとする。
(1)　堆積物の撤去、運搬若しくは処理、悪臭の除去又は害虫の駆除その他の業務（以下「撤去業務等」という。）を事業者に委託した場合の当該委託料
(2)　撤去業務等に要する備品、薬品、消耗品その他の物品の購入又は借入れに要する費用
(3)　廃棄物処理手数料
2　前項に定めるもののほか、前条第3項の規定により市民活動団体と協働して撤去業務等を行う場合は、次の各号に掲げる費用を支援の対象費用として支出することができる。
(1)　撤去業務等の作業を行った市民活動団体に対する謝礼金

なお、謝礼金の交付額は、撤去業務等を行った市民活動団体の作業従事者（以下「作業従事者」という。）1人につき1時間当たり500円とし、1の市民活動団体に対する交付額は50,000円を限度とする。

(2)　撤去業務等を行った作業従事者に対するボランティア活動保険（ボランティア活動を対象とした保険であって、賠償責任補償及び傷害補償を目的としているものをいう。）の保険料

（支援の限度）

第6条　支援は、100万円を限度として行う。

（申請）

第7条　支援を受けようとする堆積者は、経済的支援申請・同意書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)　資産・収入に関する申告書（様式第2号）

(2)　親族に関する申告書（様式第3号）

(3)　支援を行うに当たり必要な調査に関する同意書（様式第4号）

(4)　その他市長が必要と認める書類

（撤去業務等の内容に関する同意）

第8条　前条の規定による申請があったときは、市長は、その職員をして、当該申請に係る建物等の所在地において、申請を行った者（以下「申請者」という。）に撤去業務等の実施の方法及び範囲その他撤去業務等の内容を説明させ、申請者の同意をえるものとする。

2　申請者は、前項の同意をしたときは、作業同意書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支援の決定）

第9条　市長は、第7条の規定による申請があったときは、同条各号に掲げる書類を審査し、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いたうえで、支援をすることが適当であると認めたときは、支援を行うことを決定し、経済的支援決定・却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2　市長は、前項の審査及び審議会の意見を聴いた結果、支援をすることが不適当であると認めたときは、支援を行わないことを決定し、その理由を付して経済的支援決定・却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3　市長は、第1項の支援の決定にあたり、必要に応じて支援を行う際の条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第10条　申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る支援の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、経済的支援申請取下書（様式第7号）により、申請の取下げをすることができる。

2　市長は、申請者が前条第1項の規定による通知を受領した後に、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該取下げをした者に対して、当該取下げをするまでの間に生じた支援の実施に関する費用の全額について、期限を定めてその賠償を求めるものとする。

（支援の変更）

第11条　市長は、第9条第1項の規定により決定した支援の決定内容を変更することを必要と認めるときは、審議会の意見を聴いたうえで、支援の決定内容の変更を決定し、経済的支援変更決定通知書（様式第8号）により支援の決定を受けた者（以下「被支援者」という。）に通知するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、支援の決定内容の変更が次の各号に掲げる事項に係る軽微なものである場合は、前項の規定にかかわらず、市長は審議会の意見を聴くことなく支援の変更を決定することができる。

(1)　支援の実施日程

(2)　支援の内容（追加する場合に限る。）

(3)　市民活動団体による撤去業務等の内容

(4)　支援の金額（2割以内の変更に限る。）

（決定の取消し）

第12条　市長は、被支援者が次のいずれかに該当するときは、当該支援の決定を取り消すことができる。

(1)　虚偽の申告その他不正の手段により支援の決定を受けたとき

(2)　被支援者が、第3条第2項の規定に該当するとき

(3)　条例、規則又はこの要綱の規定に違反したとき

(4)　第10条第3項による支援の決定にあたり付した条件が充足されないとき

(5)　その他支援を行うことが不適当と市長が認めるとき

2　市長は、前項の規定により支援の決定を取り消したときは、経済的支援決定取消通知書（様式第9号）により、被支援者に通知するものとする。

3　市長は、前項の規定により支援の決定を取り消したときは、被支援者に対して、支援の決定を取り消すまでの間に生じた支援の実施に関する費用の全額について、期限を定めてその賠償を求めるものとする。

（延滞損害金）

第13条　市長は、第10条第2項又は前条第3項の規定により賠償を求めた者が、これを納期限までに納付しなかったときは、大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号）

第23条において準用する同条例第11条の規定により算出した延滞損害金の納付を求めるものとする。

（支援の完了）

第14条　市長は、撤去業務等が完了したときは、撤去業務等の実施内容とそれに要した対象費用の額を確定し、被支援者に対し、経済的支援完了報告書（様式第10号）により通知するものとする。

附　則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

大阪市の中学校給食

中学生のすこやかな成長を支える

大阪市では、エネルギーや栄養バランス、衛生・安全面に十分に配慮した学校給食を提供し、中学生の心身の成長著しい時期をサポートしています。また、健康的な食生活への理解を深め、望ましい食習慣を養うよう食育も推進しています。

大阪市教育委員会

中学校給食の内容

中学生の学校給食における摂取基準

エネルギー	たんぱく質	脂　質		ナトリウム（食塩相当量）	カルシウム	鉄
820 Kcal	30g	摂取エネルギー全体の25～30%		3g未満	450mg	4mg
マグネシウム	亜　鉛	ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC	食物繊維
140mg	3mg	300μgRE	0．5mg	0．6mg	35mg	6．5g

【文部科学省「生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」より】

学校給食は、成長期にある中学生に必要な１日の食事摂取基準の３分の１を満たすことができるように考えられており、主食（米飯）、主菜、副菜、汁ものなどに、牛乳を組み合わせて提供します。また、様々な食文化に親しむ目的で、月見や正月などの日本の行事献立や外国の料理も取り入れています。

おもに、副菜

不足しがちなビタミンやミネラル、食物繊維を多く含むいも類や海藻類、野菜などを使ったおかずが入ります。


五目豆


筑前煮


おひたし

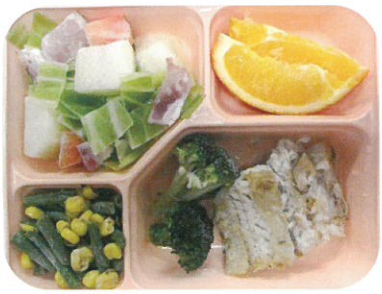

酢のもの

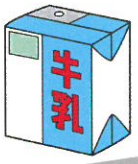

大学いも

季節の果物なども入ります。

牛　乳（１本200ml）

毎日つきます。牛乳１本で、１日に必要なカルシウムの1/3量(約200mg)を摂ることができます。





あたたかい



あたたかい



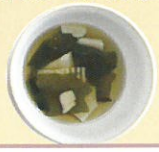
主　食（米飯）

国内産米を使用し、できるだけ温かく食べることができるように、保温コンテナなどを活用し、提供しています。

おもに、汁もの（週３回程度）

水分補給のほか、ミネラルなどの足りない栄養素を補うことができます。**保温食缶で学校に届け、温かく食べることができるようにしています。**


みそけんちん汁


わかたけ汁


ビーフシチュー

学校給食の目標

学校では、給食を教育活動の一環として、生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養えるよう食育を推進しています。学校給食の目標は次の７つです。（「学校給食法第２条」より）

① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

給食の衛生管理

国の衛生管理基準に基づき、副食は調理後すぐに 10℃以下に冷却し、専用の食器に盛り付けてから学校へ冷やしたまま運びます。汁ものは保温食缶を使用して 65℃以上の温かい状態で運び、学校で生徒が盛り付けます。主食(米飯)も 65℃以上の温かい状態を保つため保温コンテナで運びます。

学校の配膳室に運ばれてからも冷蔵庫や湿温蔵庫で温度管理をして食中毒を防止し、衛生的に提供しています。

おもに、主 菜

たんぱく質を多く含む魚介、肉、卵、大豆製品など、様々なおかずが入ります。


鮭の塩焼き


鯖のみそ煮


千草焼き


みそかつ


和風ハンバーグ

カレーライスやハヤシライスなど

カレールウやハヤシルウ、中華丼の具なども保温食缶で届け、温かく米飯にかけて食べることができます。


カレーライス


ハヤシライス

他のカレーライス
○シーフード
○夏野菜、冬野菜　など

行事献立

《正 月》



《冬 至》



《節 分》



中学校給食Q&A

Q：１食あたりの給食費はいくらになりますか。

A：１食あたりの給食費は 300 円（平成２７年 12 月現在）です。支払い方法は、口座振替か納付書でのお支払いとなります。集められた給食費は食材費等に当てられます。調理事業者への委託料や中学校給食の配送などにかかる費用は大阪市が負担します。

Q：口座振替で給食費が引き落とされなかったら、どうすればいいですか。

A：残高不足などで口座振替日に引落しができなかった場合、学校から納付書をお渡しいたします。納付書を金融機関にお持ちいただき、お支払いください。

Q：教育扶助費、就学援助費等の対象になりますか。

A：教育扶助費、就学援助費、特別支援教育就学奨励費の対象になります。生活保護世帯の方は、全額が教育扶助費の支給対象となります。就学援助費は給食費の ２ 分の１の額を支給します。特別支援教育就学奨励費は、給食費の４分の１の額を支給します。（平成２７年１２月現在）

Q：急な体調不良などで欠席する場合や、台風・学級休業などで休みの場合、その日の給食費はどうなりますか。

A：欠席などで喫食できなかった場合や、暴風警報・学校（学級）休業等により給食が中止になった場合は、既に食材を発注してしまっていますので給食費は返金されません。なお、学校行事などで給食実施日が変更になり、年度当初通知する給食費額が変更になった場合は、年度末に２・３月分給食費で精算させていただきます。その後の変更につきましては、３月に精算します。

※転出や長期欠席などで給食を停止する必要がある場合は、土・日祝日を除く喫食日の ５ 営業日前までに学校で事務手続きが完了すれば給食費を返金することができますので早めにお申し出ください。

Q：食物アレルギーの対応については、どのようになっていますか。

A：家庭配布用献立表で、献立ごとに卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かにの ７ 大アレルゲンを含む食品の表示、アレルゲンを含む食品と同じ設備で製造した食品の使用の表示、及び全使用食品を確認することができます。献立表を確認いただき、給食を食べることができない場合は所定の申請手続きをお願いいたします。

副食（おかず）については、喫食日の申請書により日単位で喫食する日と喫食しない日を選択していただくことができ、喫食しない日数分の給食費は減額されます。牛乳及び主食（米飯）は月単位での選択、減額となります。

なお、給食を食べることができない場合は、除去食等の対応はありませんので、家庭弁当の持参等の対応をお願いいたします。

※申請書類（医師の診断が必要です）や手続き等については、お子様の通われる中学校にお問合せください。

Q：今後、中学校給食はどのようになっていきますか。

A：現在は、民間調理事業者で調理した給食を中学校に配送するデリバリー方式により基本的に実施しています。

今後の中学校給食の提供方法については、親子方式もしくは自校調理方式での実施を検討しています。（平成２７年度は、モデル事業として小学校で調理した給食を中学校に配送する小中親子方式を１校で実施しているほか、小中一貫校３校では、小学校と同じ自校調理方式により実施しています。）

【 このパンフレットはデリバリー方式についてのものです 】



お問合せ先

大阪市教育委員会事務局

〒530-8201 大阪市北区中之島１丁目３番 20 号

学校保健担当　06−6208−9158

〈平成 27年１２月〉

資料１０　大阪市中学校給食に関する新聞記事

給食3割弱食べ残し

デリバリー「冷たい」「味気ない」

大阪市立中 全国平均の4倍

大阪市立中学校の生徒が給食の3割弱を残していることが市教委への取材で分かった。全国の小中学校平均の4倍に上る。残飯になった食材費は推計年5億円で、食材費全体の約25%だった。大阪市は仕出し弁当を配る「デリバリー方式」を採用し、食べ残しの多さが問題となっているが、実態が明らかになるのは初めて。【平川哲也】

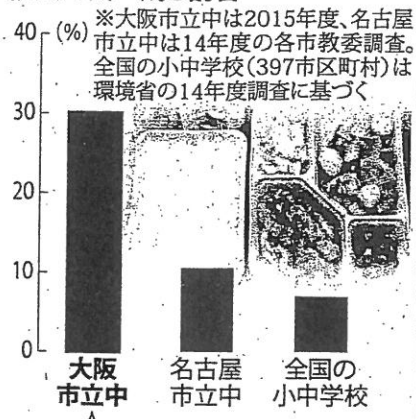
市教委によると、16校を抽出し、今年度の1学期で月2回、おかず、米飯、牛乳の食べ残しの割合を重さで調べた。残飯になった年間食材費も推計した。

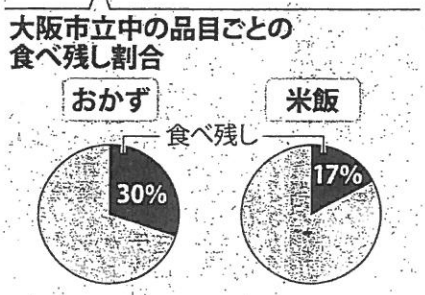
その結果、おかずは30%が残され、無駄になった食材費は4億4000万円となった。米飯は17%で3700万円、牛乳は9%で3300万円。おかずは食中毒防止のため10度以下で保存され、「冷たい」「味気ない」との声が出ており、多く残ったとみられる。

全体の残食率は3割弱だった。環境省調査では小中学校の全国平均は昨年度6・9%。大阪市と同じく調理を民間委託する名古屋市立中学校でも10・5%だった。大阪市の中学校給食は今年度、全1、2年生と一部の3年生の計約4万1300人が対象で、来年度から全生徒（約5万6000人）に拡大する。

給食の食材費は原則自己負担（1食300円）。今年度は165日前後を提供する予定で、食材費の合計は約20億4400万円。一方、業者の調理・配送費用は市が支出しており、今年度は約18億円を計上している。

市は校舎に調理室を整備する「自校調理方式」か、近隣の小学校でつくった給食を配膳する「親子方式」への移行を計画している。吉村洋文市長は2019年度までに改める意向を示しており、14日の市議会本会議でも取り上げられる予定だ。





大阪市の中学校給食

欠食生徒が多いなどの理由から、橋下徹市長（当時）が2012年9月に「デリバリー方式」で導入した。当初は家庭弁当との選択制で、14年度から1年生を対象に全員給食に踏み切った。校内に調理室を設けず、業者が調理した仕出し弁当を学校の配膳室に届ける。米飯は65度以上で温蔵、おかずは10度以下で冷蔵。昨年からは4校で「自校調理方式」や「親子方式」を実施している。

28.1.13 Me(11)

資料１１　大阪市 H26 中学校給食に関するアンケート結果

●H26中学校給食に関するアンケート調査（単純集計）

区分	生徒	保護者	合計
対象数	25,550	25,550	51,100
回答数	22,870	18,458	41,328
回答率	89.5%	72.2%	80.9%

Ⅰ．中学校給食について

設問No.	設問	回答	回答数 生徒	回答数 保護者	割合 生徒	割合 保護者
－	あなたは、朝食を食べていますか。（１つ選択）	1. 毎日食べている	17,955		79.0%	
		2. 食べるときと食べない時がある	4,059		17.9%	
		3. 食べていない	719		3.2%	
		対象外・無効回答	137			
【設問1】	おいしいですか。（1つ選択）	1. おいしい	529		2.3%	
		2. どちらかといえばおいしい	756		3.3%	
		3. ふつう	2,586		11.4%	
		4. どちらかといえばおいしくない	3,793		16.7%	
		5. おいしくない	15,057		66.3%	
		対象外・無効回答	149			
【設問2】	味はいかがですか。（１つ選択）	1. 濃い	1,527		6.8%	
		2. どちらかといえば濃い	1,599		7.1%	
		3. ふつう	8,103		36.0%	
		4. どちらかといえば薄い	3,892		17.3%	
		5. 薄い	7,404		32.9%	
		対象外・無効回答	345			
【設問3】	主食（米飯）の温度はいかがですか。（１つ選択）	1. 熱い	1,322		5.8%	
		2. どちらかといえば熱い	2,615		11.5%	
		3. ちょうど良い	12,051		53.1%	
		4. どちらかといえばぬるい	2,803		12.4%	
		5. ぬるい	3,890		17.2%	
		対象外・無効回答	189			
【設問4】	副食（おかず）の温度はいかがですか。（１つ選択）	1. ちょうど良い	231		1.0%	
		2. ふつう	636		2.8%	
		3. どちらかといえば冷たい	1,938		8.6%	
		4. 冷たい	19,761		87.6%	
		対象外・無効回答	304			
【設問5】（設問4）	献立（メニュー）はいかがですか。（１つ選択）	1. 良い	566	1,168	2.5%	6.4%
		2. どちらかといえば良い	855	2,047	3.8%	11.2%
		3. ふつう	4,497	6,800	19.8%	37.1%
		4. どちらかといえば良くない	4,497	3,817	19.8%	20.8%
		5. 良くない	12,285	4,485	54.1%	24.5%
		対象外・無効回答	170	141		
【設問6】	温かいメニューとして、月1回程度、カレーライス（7月から汁物を週2回程度）を導入していますがどのように感じますか。（１つ選択）	1. 回数を増やしてほしい	9,615		42.9%	
		2. このままでよい	3,337		14.9%	
		3. 回数を減らしてほしい	1,571		7.0%	
		4. どちらでもよい	5,749		25.6%	
		5. その他	2,145		9.6%	
		対象外・無効回答	453			
【設問7】	ご飯とおかずを含めた分量はいかがですか。（１つ選択）	1. 多い	4,233		18.8%	
		2. どちらかといえば多い	4,570		20.3%	
		3. ちょうど良い	6,821		30.3%	
		4. どちらかといえば少ない	2,771		12.3%	
		5. 少ない	4,151		18.4%	
		対象外・無効回答	324			
【設問8】	毎日、給食を全部食べていますか。（１つ選択）	1. 全部食べている	2,441		10.8%	
		2. ほぼ全部食べている	3,557		15.7%	
		3. 半分くらい食べている	5,931		26.2%	
		4. 少しだけ食べている	4,117		18.2%	
		5. ほとんど食べていない	6,559		29.0%	
		対象外・無効回答	265			

【設問8】（毎日、給食を全部食べていますか。）に対して「3. 半分くらい食べている」「4. 少しだけ食べている」「5. ほとんど食べていない」と回答した生徒（73.4%）のうち、他の設問で『給食の分量が多い』と回答している生徒が約47%（回答者全体の約34%）います。

≪【設問8】で「3.半分くらい食べている」「4.少しだけ食べている」「5.ほとんど食べていない」と回答した方≫≪保護者（設問1）で「4.どちらかといえば良くない」または「5.良くない」と回答した方≫						
【設問9】（設問3）	そのように感じる主な理由は何ですか。（２つまで選択）	1(4). 分量が多いから	2,547	124	8.2%	2.2%
		2. 味が濃い(薄い)	1,856		6.0%	
		3. ご飯の温度が熱い(ぬるい)	290		0.9%	
		4(1). 食べたい(食べさせたい)と思う献立がないから	6,727	458	21.6%	8.0%
		5(3). おかずが冷たいから	9,011	2,230	28.9%	38.8%
		6. おかずに嫌いな食材があるから	2,709		8.7%	
		7(9). 異物混入があったから	1,730	428	5.5%	7.5%
		8(6). 牛乳が嫌いだから	711	48	2.3%	0.8%
		(2). 子どもが嫌いなメニューだから		284		4.9%
		(5). 分量が少ないから		615		10.7%
		(7). 給食費(300円)が高いから		412		7.2%
		(8). 食物アレルギーがあるから		46		0.8%
		9(10). その他	5,606	1,098	18.0%	19.1%
		対象外・無効回答				
（設問１）	給食事業についてどう思いますか。（１つ選択）	1. 良い		6,788		36.9%
		2. どちらかといえば良い		3,363		18.3%
		3. ふつう		1,586		8.6%
		4. どちらかと言えば良くない		2,947		16.0%
		5. 良くない		3,705		20.1%
		対象外・無効回答		69		

＜（設問1）で「1．良い」または「2．どちらかといえば良い」と回答した方＞						
（設問２）	そのように感じる主な理由は何ですか。（２つまで選択）	1. 栄養のバランスがよいから		7,349		39.5%
		2. 安全な食材を使用しているから		589		3.2%
		3. 給食費(300円)が安いから		1,676		9.0%
		4. お弁当を作らなくてよいから		6,860		36.9%
		5. 食べ物の好き嫌いがなくなるから		1,270		6.8%
		6. 旬の食材が食べられるから		491		2.6%
		7. その他		364		2.0%
		対象外・無効回答				
＜全員＞						
【設問１０】（設問５）	主食（米飯）の分量についてどのようにしたらよいと思いますか。（１つ選択）	1. おかわりできるようにしてほしい	4,506	9,638	20.1%	52.9%
		2. 最初から量を増やしてほしい	2,263	1,312	10.1%	7.2%
		3. 最初から量を減らしてほしい	4,801	1,374	21.4%	7.5%
		4. そのままでいい	10,827	5,888	48.3%	32.3%
		対象外・無効回答	473	246		
＜【設問10】で「1. おかわりできるようにしてほしい」と回答した方＞						
【設問11】	主食（ご飯）の分量について、どのくらい増やしてほしいですか。（１つ選択）	1. 現在のご飯の容器の1/4程度	1,188		27.0%	
		2. 現在のご飯の容器の1/2程度	1,524		34.7%	
		3. 現在のご飯の容器の3/4程度	392		8.9%	
		4. 現在のご飯の容器を1箱	1,289		29.3%	
		対象外・無効回答	18,477			
＜【設問10】で「2. 最初から量を増やしてほしい」と回答した方＞						
【設問１２】	主食（ご飯）の分量について、どのくらい増やしてほしいですか。（１つ選択）	1. 現在のご飯の容器の1/4程度	561		29.5%	
		2. 現在のご飯の容器の1/2程度	804		42.2%	
		3. 現在のご飯の容器の3/4程度	195		10.2%	
		4. 現在のご飯の容器を1箱	344		18.1%	
		対象外・無効回答	20,966			
（設問６）	主食（ご飯）の分量を調整した場合、増量を選んだ生徒の給食費についてどう思いますか。（１つ選択）	1. 給食費は増額でよい		2,058		11.5%
		2. 給食費はすえおきがよい		10,686		59.7%
		3. どちらでもよい		4,570		25.5%
		4. その他		590		3.3%
		対象外・無効回答		554		
＜全員＞						
【設問１３】（設問７）	中学校給食について、今後主に改善してほしいところはありますか。（１つ選択）	1. 給食の味の改善	9,702	8,569	43.9%	46.7%
		2. 温かいおかずの提供	6,634	7,483	30.0%	40.8%
		3. アレルギー対応	190	120	0.9%	0.7%
		4. 米飯の分量調整	494	530	2.2%	2.9%
		5. 今のままでいい	951	315	4.3%	1.7%
		6. その他	4,124	1,316	18.7%	7.2%
		対象外・無効回答	775	125		
（設問８）	あなたは中学校給食について、最も重視しているのは何ですか。（１つ選択）	1. 栄養価、栄養バランスに配慮されていること		6,127		33.5%
		2. 安全で衛生的であること		5,647		30.9%
		3. 味		4,972		27.2%
		4. 分量		241		1.3%
		5. 価格		357		2.0%
		6. その他		949		5.2%
		対象外・無効回答		165		
【設問１４】	今後、給食として新たに増やしてほしいメニューはありますか。	1. ある	7,657		35.4%	
		2. ない	13,953		64.6%	
		対象外・無効回答	1,260			

シリーズ

大阪壊し〝橋下流〟——維新政治を問う

④デリバリーで全員給食

給食と呼べるものではない

7割超える生徒 給食を食べ残し

「冷えきったお肉の油が白く固まっている」「髪の毛やつまづがおかずに付いていた」——中学生の子どもを持つ大阪市の母親が、友人から聞いた話です。

大阪市は昨年4月から、それまで選択式だったデリバリー方式の学校給食を、中学1年生全員に導入しました。民間業者が調理・配送するものですが、「おかずが冷たい」などの理由で、7割を超える生徒が食べ残しています。

「中学生たちが健やかに成長できるよう豊かな給食であってほしいと思います」というのは、学校見学で実際に生徒と一緒にデリバリー弁当を試食した女性。メインのおかずは麻婆豆腐でしたが豆腐が冷たくて固く、魚の煮物も量が少なくて、「これで足りるのかと驚いた」と言います。

「給食をまったく食べないこともあるという生徒や、空腹のままクラブ活動をするという生徒もいます。育ち盛りの子どもたちにそんな思いをさせていいはずがありません。方針を打ち出したのです。

問題が多すぎる デリバリー給食

「中学校給食は保護者みんなの切実な願いです。誰一人として〝反対〟なんて思いません。…。慣れ親しんだ小学校給食をイメージしていたという母親はそう語り、でもデリバリー式には問題が多すぎます」。大阪市都島区の1年女子の保護者が語ると、別の生徒の母親も「大阪市はずっと愛情弁当だと言って、給食の実施を否定してきました。やるなら小学校と同じような自校式にしてほしい。デリバリーと聞いて、ママ友みんな〝エ～〟っとがっかりです」。

温かく栄養価の高い給食を生徒みんなで楽しむ2年生の長男には、卒業まで手作り弁当を持たせるつもりだと言いました。

衛生面での問題やコスト削減で

中学校給食を調理・配送するのは大阪、大東、東大阪、松原各市の民間事業者ですが、市内4つに分けられた各ブロックごとに数千食の弁当を完成させるため、深夜から調理業務が始まり、学校によっては朝の早い時間帯に到着するケースもあります。

食中毒防止のため、おかずは配膳室の冷蔵庫に保管され、冷えたままの給食が生徒に提供されてきました。

昨年4月の「全員給食」導入の際、調理機械や保管設備などが不十分なまま、複数の給食調理事業者が「見切り発車」したとの指摘もあります。

ある関係者によると、回収した使用済み給食容器を洗浄しないまま長時間放置したり、乾燥機に入らない容器が工場内に並べられたというケースも。頻繁に動物が侵入するなど衛生面でも重大な問題を抱えるある工場では、深夜勤務で慢性的な人手不足のため、長時間過密労働を招いていると言います。

「献立は市教委がつくるが、食材買い付けは業者が行います。これが問題で、コストを下げるため、『B級・C級』と呼ばれる食材が使われることもある」と告発します。

導入促進事業を 創設したものの

中学校給食は、〝子どもが笑う大阪に〟と橋下市長が府知事時代から掲げてきた肝煎り政策の1つ。全国最低だった府内公立中学校の給食実施率を改善しようと、2011年度から5年計画で、未実施の市町村に初期投資を補助する「導入促進事業」を創設しました。しかし補助には上限が設定されたため、多くの自治体が校内に調理室を設ける自校式を敬遠し、デリバリーや選択制に流れました。

大阪府教育委員会のまとめによると、デリバリー方式を導入するのは政令指定都市の大阪、堺2市を含め17市町、このうち10自治体が希望者だけの選択式です。

豊かな学び保障する中学給食を

広がる不満の声を背景に大阪市は、小学校で調理した給食を周辺の中学校に配送する「親子式」給食を一つの中学校で試行・検証する方針を決め、関連予算を3月定例市議会に提案。しかし大阪市は、親子式や自校式給食が実現するには「10年以上の期間がかかる」（橋下市長）などとしており、市民から「日々成長する目の前の子どもたちのために予算を重点配分できないのか」との意見も出ています。

大阪市東住吉区で3人の子どもを育てる母親が語ります。

「家庭の事情で弁当を持参できずお腹を空かした子どもがいるのは、とてもつらいことです。学校給食は教育の一環。〝おいしいね〟とみんな笑顔になって心身の成長につながるような豊かな学びを保障する給食になってほしい」



自校調理で栄養価の高い中学校給食を
（写真は府内公立中学校の給食）

「ほとんど食べない」3割も 大阪市の生徒アンケート

昨年6月、大阪市は市内全128校の生徒約2万5千人を対象にアンケート調査を実施。それによると、給食を「全部食べている」と答えた生徒は10・8％に過ぎず、「ほとんど食べていない」は29・0％、「少しだけ食べている」は18・2％、「半分くらい食べている」が26・2％で、計73・4％が給食を食べ残している実態が浮き彫りになりました。

課題を尋ねる設問では、生徒9702人（43・9％）が「味の改善」を求め、6634人（30％）が「温かいおかずの提供」を挙げました。

子ども市会
給食もっとおいしく　中学生、橋下市長と議論
／大阪

毎日新聞 2015年8月9日　地方版

中学校　大阪府　教育

大阪市議会を模した「子ども市会」が７日あり、市内在住か在学の中学生８６人が橋下徹市長と議論した。子どもたちが市政に関心を持つよう、小学生との隔年で１９９７年から続く試み。学校施設や給食など中学生ならではの質問が相次いだ。

子ども議員は応募者から選ばれた。先月２１日に六つの委員会に分かれて意見を集約し、本会議に臨んだ。

トイレのない校舎があると紹介した男子生徒に、橋下市長は「９月の補正予算に盛り込めないか検討する」と答弁。女子生徒は学校給食を「おいしいという人はほとんどいない」と迫り、橋下市長が苦笑させられていた。

副議長を務めた市立中野中２年、道本月乃さん（１３）は「テレビでは怒ってばかりの橋下市長が紳士的なので驚いた」と話した。【平川哲也】

2015年8月7日　子ども会（中学生会）

【質問３「中学校給食の改善について」】

私たちは給食について話し合いました。私たちの中学校では、現在の給食について、毎日おいしいと言っている生徒はほとんどいません。なぜなら、おかずが冷たいということや異物が混入しているなどの問題があるからです。多くの生徒からは「おいしくしてほしい」、「おかずを温めてほしい」といった意見が多いです。置く場所や温める時間について工夫が必要ですが、電子レンジを置いたらといったことも考えました。

本当は親の愛情が詰まったお弁当を望んでいる生徒が多いのではないでしょうか。しかし、今の給食の現状を考えて、改善するために、私たちは選択制にするか、給食の今のやり方を変えるかということを考えました。そこで、今のお弁当方式の給食ではなく、小学校のように、学校で作って配ぜんする給食にするのがいいと思います。そうすれば、人によって食べる量が違うのも調整できるし、温かいし、食べ残しも少なくなると思います。ぜひ、検討をお願いします。

【市長答弁要旨】

○ 給食に対する皆さんの気持ちは、しっかりと受け止めた。
○ 給食にこだわる理由は、全国の中学校の90％は給食を実施しているのに、大阪では、ほとんど実施していなかったからである。
○ また、大阪の現状として、学力調査テストの結果がとても低く、その原因の一つとして、朝食を食べていない子どもの割合が多かったため、これを何とかしなければならないと思い、給食をやらなくてはいけないと考えた。
○ 選択制という意見もあったが、弁当では偏食になってしまいがち、栄養のバランスがとれた食事が重要であるなど、さまざまな意見をもとに今の大阪の現状を考え、一律に給食にしようと考えた。
○ しかし、各学校で給食を作るには200億円以上のお金がかかる。そこで、まずお弁当方式をやろうと考えた。
○ 異物混入や冷たいなど、不満があるのは申し訳ない。
○ ６年くらいかけて、各中学校で給食を作れるように、あるいは、小学校で作ったものを中学校へ運ぶように変えていく。
○ 皆さんが在学中に、このような方式に変わるか約束できないが、大きな目標に基づいて学校給食に取り組んでいるので、理解してほしい。味の改善にも取り組む。

教育委員会事務局 学校保健担当

中学校給食の改善に向けた取り組みについて

【給食内容の改善】

① 温かいおかずの提供

平成２６年 ６月　食缶を利用したカレーの提供開始
７月　週２回汁物の提供開始
１０月　クリームシチュー、ハヤシライスの提供開始
平成２７年 ２月　汁物、カレー、スープ等の提供を週３回へ拡充
平成２７年７月よりマーボー丼、中華丼などの「どんぶりあん」を食缶で提供

② 分量調整

平成２６年８月　おかわり用ご飯の提供開始
平成２７年１０月　学校の希望に応じておかわりの個数等を柔軟に対応

③ 献立内容の充実

平成２６年８月に全区で「かるしおレシピ」の試食会を実施し、高い人気を得たメニューを導入。また、同年６月の生徒アンケートで希望のあった献立も順次献立に反映。

〔かるしおレシピ〕
○ビーフシチュー、豚肉しゃぶしゃぶおろしじょうゆがけ、鶏肉チリソース
きのこソースハンバーグ、タラのムニエル青しそソース、他
※継続して月２回程度提供

〔アンケート〕
○ハヤシライス、クリームシチュー、他

④ アレルギーへの対応

牛乳に加え、平成２６年度の２学期から、主食については月ごと、副食については日ごとの減額を実施。

⑤ 異物混入対策の強化

・平成２６年度２学期より保健所との連携を強化し、異物混入発生後、迅速に各調理事業者を所管する市内外の保健所に報告し、保健所による調理事業者への立入検査、再発防止指導など、継続的に指導監督する体制を構築。
・平成２６年１１月に全校を対象とした中学校給食に関する説明会を開催し、保健所の調査内容や異物混入防止に向けた調理事業者の取り組みの報告、学校での混入防止に向けた衛生面における指導強化を依頼。
・調理事業者による主な異物混入対策としては、毛髪等の混入防止のための調理従事者等の

粘着ローラー掛け等の徹底と相互チェックの強化、包装資材等の混入防止のための食材の検品作業の強化や防虫駆除の徹底、衛生講習等による従業員の意識強化などを実施。

・学校における異物混入対策の一環として平成２７年４月より、配膳棚カバー等の設置。

・これらの対策を行った結果、異物混入の発生率については、平成２６年１学期に比べ３学期は約６割減少している。また、平成２７年度１学期は、全員喫食の学年進行により提供食数が大幅に増えているが、平成２６年度の同時期に比べ発生率は約６割減少しており、平成２６年度全体と比べても約４割の減少である。

	発生率	件数	提供食数
平成２６年度１学期	102ｐｐｍ	138件	約135万食
平成２６年度２学期	68ｐｐｍ	114件	約167万食
平成２６年度３学期	41ｐｐｍ	45件	約109万食
平成２６年度全　体	72ｐｐｍ	297件	約411万食
平成２７年度１学期	43ｐｐｍ	87件	約202万食

※ppm：百万分のいくらであるという割合を示す数値。濃度や不良品発生率を表すために用いられる。

【配膳方法の改善】

① 平成２７年４月より、配膳員が学校の要望に応じて、各学年前の廊下まで配膳棚を運搬。

② 平成２７年４月より、配膳時の安全面・衛生面の確保や配膳の効率化に向けて、配膳コンテナや配膳棚カバーを使用した配膳を開始。

③ 平成２７年３月より、配膳しやすい汁物容器（お椀）を導入。平成２７年４月からは、レードルも注ぎやすい形状へ一部変更。

【改善状況】

中学校給食に関する学校アンケート調査（平成27年2月実施、全校対象）

中学校給食に関する生徒抽出アンケート調査（平成27年3月実施・各区1校）

○改善を感じている生徒及び教職員の回答割合

	生徒	教職員
献立が（やや）良くなった、以前から良い	４８．４％	５１．６％
味が（やや）おいしくなった、以前からおいしい	３５．３％	５５．５％
食缶のおかずが（どちらかといえば）良い	５５．１％	
おかわりをいつも（時々）利用している	２７．７％	
残食が（やや）減っている	２９．７％	

資料１４　京都市中学校給食パンフレット（京都市教育委員会）

選択制
中学校給食

中学生の健やかな成長をめざして



京都市立中学校長会　京都市教育委員会



中学校給食の1日



1 調　理

事前に教育委員会から詳細に指示した方法により、当日朝に調理されます。



2 配　送

保冷車で適切に温度管理し、学校に配送されます。



配膳員が給食をクラスごとに仕分けします。

3 配　膳

配送された給食は、配膳室で保管されます。昼食時間になると、当番生徒が配膳室で給食を受け取り、教室に運びます。



4 会　食

楽しく和やかな雰囲気の中で食事をしながら、食と健康との関係や食事のマナー、人との接し方などたくさんのことを学びます。



牛乳パックは、回収後、めぐレットペーパーにリサイクルされます。

5 後片付け

食後、弁当箱を配膳室へ返却します。

返却された弁当箱は調理業者が回収し、洗浄、殺菌したのち、翌日まで衛生的に保管されます。

中学校給食について

実施の目的

京都市の中学校給食は，生徒が実際の食事を通して望ましい食習慣を身につけ，自ら実践する態度を育成するとともに，親子の温もりを大切にした手作り弁当の教育的効果を生かしつつ，弁当を持参できない生徒に栄養のバランスに配慮した食事を提供することを目的として実施しています。各中学校では，以下の目標を掲げ，食教育主任を中心に「食」に関する指導を進めています。

●望ましい食習慣の育成

食生活が心身の健康に関わることを理解し，成長期にふさわしい食生活が実践できるようにする。

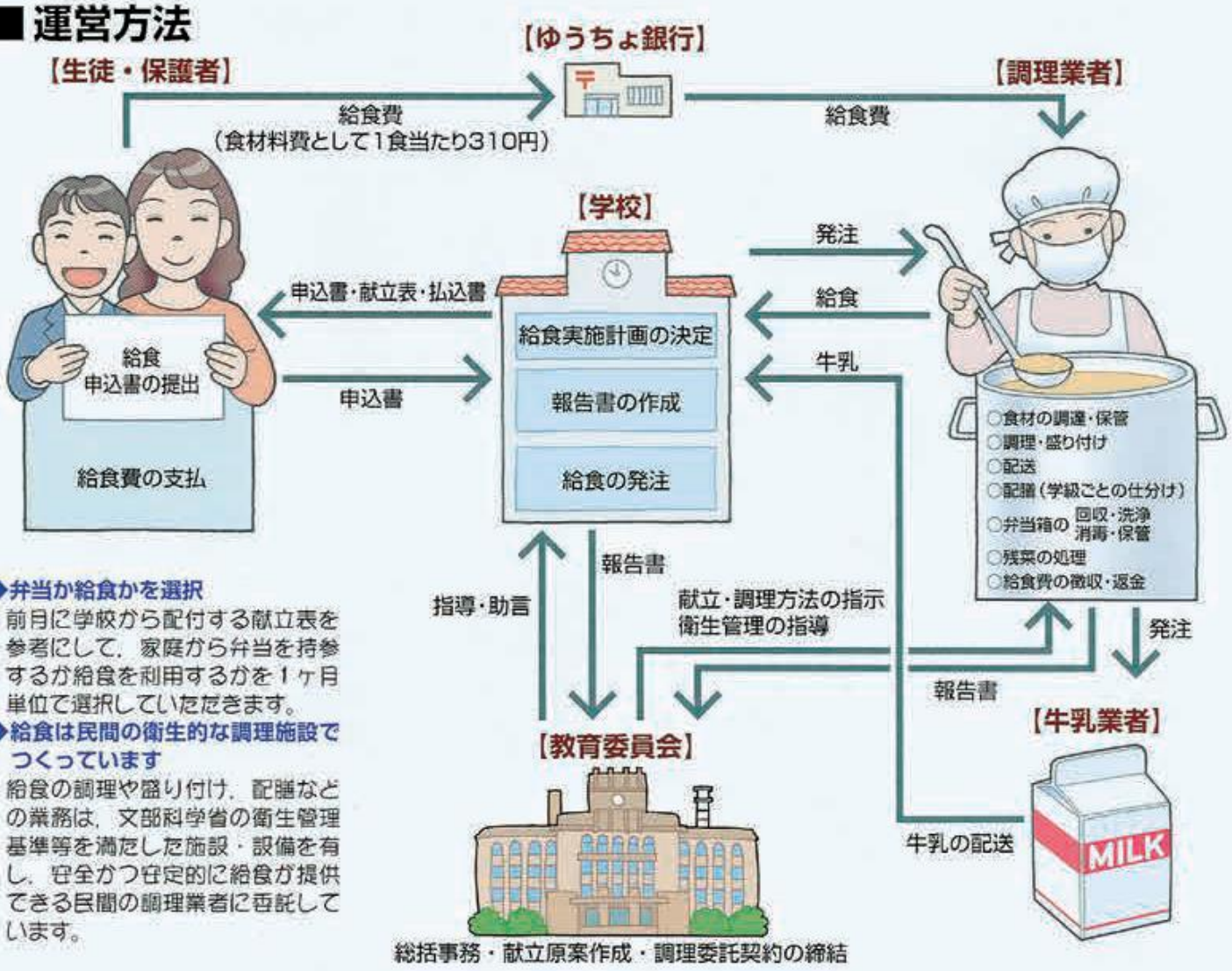
●食の自己管理能力の育成

自分自身の健康を考え，日常生活や食生活を見直し，自ら改善していくことができる力の育成を図る。

●好ましい人間関係の形成

お互いを認め合い，楽しく会食する中で，好ましい人間関係を形成する。

■運営方法



◆弁当か給食かを選択

前月に学校から配付する献立表を参考にして，家庭から弁当を持参するか給食を利用するかを１ヶ月単位で選択していただきます。

◆給食は民間の衛生的な調理施設でつくっています

給食の調理や盛り付け，配膳などの業務は，文部科学省の衛生管理基準等を満たした施設・設備を有し，安全かつ安定的に給食が提供できる民間の調理業者に委託しています。

た教材”です



献立の内容

ごはん（週2回は麦ごはん，月2回は玄米ごはん，炊き込みごはん）と，おかず（5品以上，デザートを含む）に牛乳がつきます。

おかずは，いろいろな食材を使用し，揚げる，焼く，蒸す，煮る，炒めるなど，調理法に変化をつけています。





最近の献立から…

●おかず


えびマヨ


冷麺


焼肉


ハム入スクランブル


たこのつまみあげ


鮭のマリネ


あんかけ焼そば


豆腐と野菜のチャンプル


煮込みハンバーグ

●デザート


安倍川もち

●炊き込みご飯


きのこご飯


黒米入赤飯


カレーピラフ

●セルフ丼（白いご飯の上に各自で具をのせます。）


あなご丼


セルフのり巻き


ビビンバ


フルーツカスタード

給食は食体験から学べる“生き

中学校給食の献立は，食の安全を第一に考えるとともに，成長期にある中学生に必要な栄養量を満たすため，食品の使用量や組み合わせに配慮して作成しています。また，伝統行事や地域の特色を生かした料理も積極的に取り入れるなど，献立の多様化にも努めています。

安全な献立

給食の献立は，食中毒を防止するため，無理なく衛生的に調理できるものとし，全て加熱調理して仕上げています。食材は，化学調味料を使用したものは努めて避けるなど，生徒の健康や安全を考慮して定めた中学校給食独自の規格に適合する安全で良質なもののみを使用しています。



“生きた教材”となる献立

子どもたちがよりよい嗜好を身につけられるよう，豊富な食体験を通して，健康と食事との関係や，地域の文化などを学習できるような献立も実施しています。

●行事献立

お正月やお祭りなどの伝統行事や，入学式などの学校行事にちなんだ献立です。料理の由来などから，行事と食べ物とのつながりを知ることができます。


祝入学「赤飯」


おせち「黒豆」


節分「鰯のかば焼き」


ひな祭「ちらしずし」

●京のおばんざい

「おばんざい」とは，古くから京都の家庭で食べられているお惣菜のことです。旬の食材を無駄なく使い，食物繊維や鉄分もたくさん摂取できるなど，長い歴史の中で培われた生活の知恵が詰まっています。


おから


にしんなす


切干大根の煮付け

学校給食摂取基準

カルシウムやビタミン類など，不足しがちな栄養素は，家庭でも積極的に摂取するように心がけましょう。

エネルギー	タンパク質	脂　肪	ナトリウム（食塩相当分）	カルシウム	鉄	食物繊維
820Kcal	30g	摂取エネルギーの25～30%	3g未満	450mg	4mg	6.5g
ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC	マグネシウム	亜　鉛	
300μgRE	0.5mg	0.6mg	35mg	140mg	3mg	

食生活について



本となるものです。また，家族となごやかな雰囲気の中で食事をすることは，豊かな心を育てるうえからも大切なことです。

楽しく食事をしましょう



家族や友人とゆったりと楽しい会話をしながら食事をすると，充実した気持ちになれるように，楽しい食事は，子どもたちの心の成長に大きな役割を果たします。

みなさんの家庭でも，家族一緒に食事を取る機会を増やすなど，楽しい食事をするための工夫をしましょう。

無理なダイエットは禁物です

「スリムになりたい」と思うあまり，食事を抜いたり，食べる量を極端に減らしたりすると，エネルギーが不足して体力が低下し，病気にかかりやすくなってしまいます。また，成長期の子どもたちにとって必要な栄養素が満たせず，健全な発育の妨げにもなります。

適正な体重を保つためには，無理なダイエットに頼らず，バランスのよい食事をとり，適度な運動をして，余分なエネルギーを消費させることが大切です。



中学生の健全な成長を支える

心身ともに著しい成長期にある中学生にとって，1日3回の食事をしっかりとり，バランスのとれた栄養を摂取することは健康な生活を送るうえで基

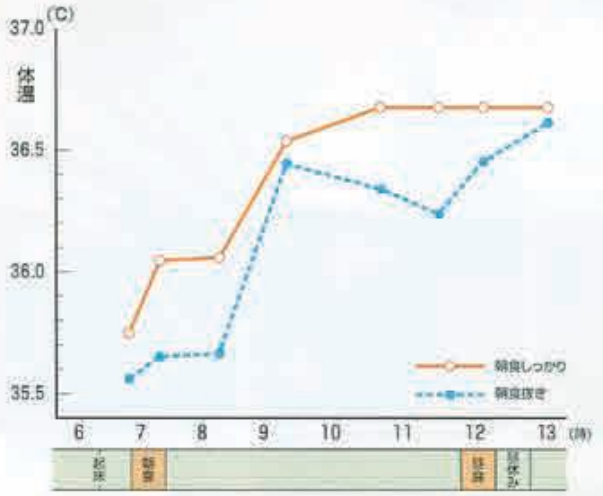
朝食をしっかり食べよう

朝食は1日をスタートさせる大切なエネルギー源であるとともに，毎日の生活を充実した気持ちで送ることにも大きく関わっています。

「時間がない」「食欲がない」という理由で朝食を抜く人が増えています。家庭の中で朝食を大切にする雰囲気を作り上げることで，毎日朝食をとる習慣を定着させるとともに，食事時間を十分にとり，バランスのとれた食事内容となるよう心がけたいものです。

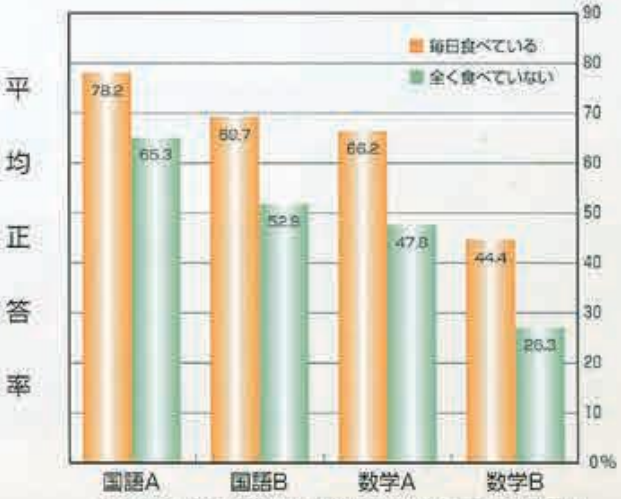
朝ごはんにしっかり主食を食べることが，脳の**活性化**や**集中力**を高めます。

朝食で脳と体のウォーミングアップ



出典：実践的スポーツ栄養学（改訂新版，2009，文光堂）

朝食の摂取と学力調査の平均正答率との関係



・文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」を基に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会資料から抜粋

栄養バランスのとれた食事をとりましょう

調理済み食品や加工食品が家庭の食事に定着していますが，それだけで簡単に食事を済ませたり，それらの食品を摂り過ぎることは，栄養のバランスを崩す要因となります。

栄養素を補う食材を加えるなど組み合わせる食品に配慮し，栄養バランスに配慮した食事を心がけましょう。

また，就寝前の夜食や，時間を決めずにダラダラと摂る間食は，大切な食事時間に食欲がなく，きちんとした食事が摂れないなど，肥満や体調不良の原因にもなります。食品の種類や時間，量を考えて摂りましょう。



お弁当づくりのポイント

1 成長期に必要なカルシウムが豊富な食材を意識して取り入れましょう!

小魚類や豆類，ほうれん草やチーズなどは，カルシウムが豊富で，お弁当のおかずにも使いやすい食材です。じゃこや豆はカラッと揚げたり，野菜は卵やツナと合わせて炒めるなど，アレンジすることでいろいろなバリエーションが広がります。

2 しっかり火を通し，しっかり冷ましてから盛り付けましょう!

加熱不足が原因の食中毒が後を絶ちません。常温で放置しているうちに，菌が増殖してしまうケースもあります。清潔な調理器具を用い，新鮮な食材を使って，しっかり中まで火を通すことが大切です。加熱後は，大きな皿にうすく広げ，十分に冷めたことを確認してから，盛り付けましょう。

3 前日の夕食のおかずや冷凍食品を上手に利用しましょう!

冷凍食品は，味付けの濃いものが多いので，例えば，ミートボールやハンバーグに，玉ねぎやマッシュルームを加えて煮込むなど，ちょっと工夫することで，さらにおいしく仕上がります。また，里芋や三度豆などの冷凍食材を利用すると，短時間で品数が増え，彩りも豊富になります。

前日のおかずはあらかじめお弁当用に取り分けておきましょう。ただし，再加熱を忘れずに。

中学校給食の献立を，お弁当作りにご活用ください!

成長期に必要なカルシウム(Ca)がたっぷりのメニューを紹介

レシピ1

◆ わかさぎの衣揚げ

Ca164mg

鶏肉，豚肉でのアレンジもOK!

【材料1人分】

わかさぎ	3尾
塩・こしょう	少々
スライスアーモンド	適宜
水	3g
卵	1/3個
小麦粉	小さじ1
揚げ油	適量

【作り方】

① わかさぎに，塩・こしょうを振る。
② 水・卵を合わせる。
③ ②，小麦粉，アーモンドを合わせる。
④ ①に③をつけて揚げる。



レシピ2

◆ 豆みそ

Ca34mg

大豆を納豆にするとさらに美味!

【材料1人分】

大豆(ゆで)	10g
青ねぎ	5g
豚ひき肉	10g
赤みそ	小さじ1
砂糖	小さじ1/2
サラダ油	少々
すりごま	少々

【作り方】

① みそと砂糖を合わせておく。
② 油を熱し，豚肉を炒め，色が変わったら，大豆を加える。
③ ②に火が通ったら，①で味付けし，味がしみこんだら，小口切りの青ねぎ，ごまを振り，仕上げる。



レシピ3

◆ ほうれん草と卵のソティ

Ca33mg

菜の花やアスパラガスとのアレンジもGood!

【材料1人分】

ほうれん草		1/4束
❶	卵	1/2ケ
	濃口しょうゆ	少々
	サラダ油	少々
淡口しょうゆ		小さじ1/2
こしょう		少々
バター		5g

【作り方】

① ほうれん草を下ゆでし，水洗いした後，4cmの長さにカットする。
② ❶の材料で炒り卵を作る。
③ バターを溶かし①と②を炒め，こしょう・薄口しょうゆで味をつけて仕上げる。



子どもたちの今と未来のため，社会のあらゆる場で「京都はぐくみ憲章」を実践しましょう!

京都はぐくみ憲章

R100 SOY INK 古紙配合率100%再生紙 大豆インクを使用しています

資料１５　京都市中学校給食について（京都市教育委員会ホームページより）

中学校給食

中学校給食の目的

家庭からの弁当持参か給食かを生徒・保護者が自由に選択できる本市の中学校給食は，心身の成長期にある中学生に，学校での昼食を通じて，正しい食生活を身に付けさせ，自ら実践する態度を育てる「食」に関する指導の充実を図るとともに，家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ，弁当を持参できない生徒に栄養のバランスに配慮した食事を提供することを目的として実施しています。

実施状況

平成12年度（平成13年1月）に6校で試行実施し，その成果を基に，平成13～15年度の3年間で計画的に実施校の拡大を図り，平成15年度（平成16年1月）に全校への「校外調理委託方式・選択制」による給食導入を完了しました。（施設一体型の小学校併設校等を除く）

＜経年実施状況＞

平成12年度：6校

平成13年度：29校（23校新規実施）

平成14年度：52校（23校新規実施）

平成15年度：72校（20校新規実施）【「校外調理委託方式・選択制」全校展開完了】

平成16年度：73校（洛風中学校開校により1校増）

平成17・18年度：73校

平成19年度：70校（下京中学校開校に伴う統合により5校減及び下京中学校・洛友中学校開校により2校増）

平成20年度：70校

平成21年度：69校（大原中学校の小中一貫校移行による実施方式変更により1校減）

平成22年度：69校

平成23年度：67校（開晴中学校開校に伴う統合により2校減）

平成24年度～：66校（凌風中学校開校に伴う統合により1校減）

中学校における給食実施状況（平成24年度～）

実施方式	学校数	補足
校外調理委託方式・選択制	66校	
全員給食制	5校	施設一体型の小学校併設校
ミルク給食	1校	牛乳のみ供給
未実施	1校	中・高一貫校のため食堂弁当利用可
合計	73校	

目標

本市の中学校給食は，中学生の発達段階の特徴や選択制の特性などを考慮し，以下の3点を目標としています。

（1）望ましい食習慣の育成

食生活が心身の健康にかかわることを理解し，成長期にふさわしい食生活が実践できるようにする。

（2）食の自己管理能力の育成

自分自身の健康を考えて，日常生活や食生活を見直し，自ら改善していくことができる力の育成を図る。

（3）好ましい人間関係の形成

お互いを認め合い，楽しく会食する中で，好ましい人間関係を形成する。

運営管理

(1) 運営方式

選択制

保護者・生徒がそれぞれの体調や生活の状況などを考慮し，家庭から弁当を持参するか給食を利用するかを月単位で自由に選択できる『選択制』で実施しています。

これは，親子の温もりを大切にした家庭からの手作り弁当の教育的効果を生かしつつ，学校における昼食が「食」の在り方について考え，より望ましい食生活を身に付ける機会となることを目的としています。

校外調理委託方式

調理業務等は，業務の履行能力や衛生管理のために備えるべき施設・設備について本市が定めた基準を満たす民間の業者に委託する『校外調理委託方式』で実施しています。

具体的には，委託業者が自前の調理施設(学校外)で調理・盛り付けした弁当箱形式の給食を各校の配膳室に配送し，委託業者から派遣される配膳員により各クラスに仕分けされた給食を生徒が引き渡しを受ける方式としています。

なお，牛乳については，牛乳業者が配膳室に配送しています。



盛り付けの様子

栄養管理

献立は，教育委員会の栄養士が，献立原案を作成し，毎月，献立作成委員会において学校現場の意見を取り入れて決定しています。決定した献立は，教育委員会が委託業者にその調理方法など詳細にわたって指示しています。

物資管理

使用する全物資について，安全性はもとより，衛生，栄養，経済性などに配慮し，詳細な規格基準を定め，この規格基準に合致した物資のみを使用するよう，教育委員会が委託業者に指示しています。

衛生管理

本市独自の厳しい衛生管理基準を定め，委託業者に遵守させるとともに，随時，施設の立ち入り検査などを行い，作業管理の状況を点検するなど，全市同一レベルで万全を期しています。

施設・設備

委託業者から配送される給食を安全・衛生的に学校内で保管し，生徒に効率的に受け渡しを行う「配膳室」を整備しています。また，生徒同士などのふれあいを大切にした会食や食に関する指導の場，様々な教育活動の場として「いきいき交流ルーム(ランチルーム)」を整備しています。

(2) 実施計画

年間の具体的な実施回数は，学校行事計画などを勘案して各校の学校長が決定しています。

(3) 給食費(保護者負担額)

給食費(保護者負担)は，食材料費として1食当たり310円(平成27年4月分～)としています。

なお，生活保護及び就学援助を受けている家庭においては，公費で負担しています。

(4)申込方法

申込単位

給食実施月の前月に全ての生徒・保護者に献立表を配付し，1ヶ月分を一括して申込みを受け付けています。

申込方法

保護者の方は，給食実施月の前月に学校へ給食申込書を提出のうえ，1ヶ月分の給食費を専用の払込用紙を利用し，ゆうちょ銀行で委託業者に直接払い込むこととしています。

栄養管理

(1) 栄養所要量及び食品構成の基準

学校給食の食事内容は，安全で生徒にとって魅力的であるとともに，心身のめざましい成長期にある中学生に必要な栄養量が常に満たされ，栄養のバランスのとれたものであることが重要であるという認識のもと，本市における中学校給食の栄養所要量を以下のとおり定めています。

栄養所要量の基準

本市中学校における栄養所要量の基準は，文部科学省告示『学校給食実施基準』において示されている「児童生徒1人1回当たりの栄養所要量の基準」を適用しています。

栄養所要量の基準

区　分	エネルギー（Kcal）	たんぱく質（g）	脂肪（%）	食塩（g）	カルシウム（mg）	鉄（mg）
栄養量	820	25～40	摂取エネルギー全体の25～30%	3	450	4

ビタミン				食物繊維（g）	マグネシウム（mg）	亜鉛（mg）
A（μgRE）	B1（mg）	B2（mg）	C（mg）			
300	0.5	0.6	35	6.5	140	3

（2）献立

献立は，中学生の発達段階を考慮し，栄養やメニューのバランスを考え，安全性・生徒の嗜好・経費などに留意し，教育委員会の栄養士が献立原案を作成し，学校現場等の意見を取り入れて決定しています。

基準献立作成の指針

○　安全な献立

食中毒防止のため，年間を通じて，全て加熱献立としています。

校外調理委託方式による弁当箱での配送形式ということを十分に踏まえ，調理施設・設備，調理方法，調理時間など衛生面を考慮して，献立を作成しています。

○　栄養のバランスのとれた献立

栄養所要量及び食品構成表の基準を満たした栄養のバランスのとれた献立を作成しています。

○　昼食指導における「生きた教材」となる献立

あらゆる食材を選び，調理法の変化や献立の組み合わせにも留意し，健全な嗜好が形成できる献立の作成に努めています。

京の伝統食や行事にちなんだ献立，季節を素材にした献立などを取り入れ，献立の多様化に努めています。

○　経済的な献立

決められた給食費で必要な栄養量が様々な食材からとれるように，新鮮で経済的な食材を使用しています。

基準献立の内容

ア　主食

米飯（精米110g，一部米粒麦入り…週2回，炊き込みご飯…月2回，玄米ごはん…月1回）としています。

イ　副食（おかず）

主菜に加え副菜4品（デザート含む）以上としています。

ウ　牛乳

毎日，200mlを提供しています。

物資管理

(1) 物資選定の方法

中学校給食用の物資は，安全性はもとより，衛生・栄養・経済性などに配慮し，使用する全物資（約500品目）について，詳細な規格基準を定めています。

また，物資の選定に当たっては，安全・衛生・栄養等の観点から専門的に検討し，選定を行うことが必要であり，『京都市立中学校給食物資選定委員会』において，使用する物資を選定するとともに，規格基準を定めています。

(2) 物資の供給経路

主食（精米）

中学校給食で使用される精米は，財団法人京都府学校給食会（京都市立小学校での学校給食用精米を供給）の精米又はそれと同等以上のものを，委託業者が買い入れ，炊飯し，学校に納入しています。

副食（おかず）

中学校給食用の副食（おかず）物資は，教育委員会が定める『中学校給食用物資標準規格書』に適合したものを，委託業者が調達しています。

なお，使用する物資は，定期的に細菌，農薬，添加物等についての検査を実施し，安全性の確保に努めています。

牛乳

中学校給食用の牛乳は，京都府知事が決定した牛乳供給業者より供給を受けています。

施設・設備

(1) 配膳室

中学校給食の導入に当たっては，衛生管理に万全を期すため，委託業者が学校外で調理及び盛り付けし，配送・納品する弁当箱形式の給食（主食，副食，牛乳）を，生徒への引き渡しまで安全・衛生的に保管するとともに，生徒へ効率的に給食の受け渡しを行う『配膳室』を学校内に整備しています。

配膳室には，主食（ごはん）を温蔵保管する「温蔵庫」，副食（おかず）を冷蔵保管する「保冷庫」，牛乳を冷蔵保管する「牛乳保冷庫」等を設置しています。

(2) いきいき交流ルーム（ランチルーム）

余裕教室の改修により『いきいき交流ルーム（ランチルーム）』を整備し，生徒の食事環境の向上を図るとともに，「食」に関する指導の場としての活用の他，各種教育活動や地域開放など多目的な利用を図っています。

食事にふさわしい場として，生徒が楽しく，くつろいだ雰囲気で会食できるように，壁面や照明などを改修するとともに，食卓・椅子などの調度品を整備しています。

(3) 食器具

弁当箱は，作業効率や温度管理の方法（主食は温，副食は冷）を考慮して，主食用（中仕切無し）と副食用（中仕切有り）の2種類を教育委員会が購入し，各校から委託業者に貸与している。弁当箱の材質は，安全性や耐久性，質感，外観，経済性などを考慮して，ポリプロピレン製とし，製品は，厚生労働省指定の検査機関により安全性が確認されたものを購入しています。

給食制度の導入に至る経緯

(1) 平成9年2月18日，教育長の諮問機関として学識経験者，PTAの代表，学校関係者等からなる「中学生の健やかな成長を目指す望ましい食生活と昼食に関する検討委員会」（委員長：加茂直樹京都教育大学学長）を設置し，「中学生の健やかな成長を目指す望ましい食生活と昼食の在り方」について諮問しました。

(2) 検討委員会では，他都市における昼食等の全国規模での調査や本市中学生2,000人を抽出した食生活に関する詳細なアンケート調査及び全市中学校への実態調査等を実施し，教育的見地から，食生活全体にわたって検討が進められ，平成11年6月2日に「中間報告」が提出されました。

(3) その後，調査結果をもとに，約200項目にわたるクロス集計を行うなど，様々な角度から分析・考察を進め，望ましい食生活の在り方，本市の実態を踏まえた学校での昼食の在り方の2項目について検討が重ねられました。

(4) その結果，平成11年12月15日に答申があり，「食」に関する指導の必要性を指摘するとともに，学校における昼食については，「完全自由選択制・校外調理委託方式」による給食制度の導入が提言されました。

(5) 教育委員会では，この答申を尊重し，給食制度の導入を決定するとともに，平成11年12月22日に，給食制度の円滑・効率的な導入に向けて，学識経験者やPTAの代表，学校関係者等からなる「中学校給食等推進委員会」を設置し，管理・運営の方法や「食」に関する指導方法，試行実施の内容などの多岐にわたる検討項目について，4つの専門委員会に分かれ，具体的な検討を進めました。

(6) それらの検討結果を踏まえ，施設設備の整備，委託業者の選定，学校体制の整備などを進め，平成13年1月から6校をモデル校として試行実施を開始しました。

資料１６　京都市中学校給食に関する請願

請　願　文　書　表

（教育委員会）

受理番号	１３	受理年月日	平成27年11月27日
件　名	全員制の中学校給食の実施		
要　旨	子供の貧困率が過去最悪となり，６人に一人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている。国においても，子供の将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され，京都府でも子どもの貧困対策推進計画が策定された。そして国は，教育環境整備の中に学校給食実施率向上を掲げた。 ＮＰＯ法人フードバンクと新潟県立大学が行った貧困世帯に対する調査結果によると，１日のうち主食，主菜，副菜がそろったバランスの取れた食事を１回も取れていない世帯が86％を超え，一人当たりの食費が１日平均329円，半数近くが300円以下で，体重の減少，貧血など子供の健康に影響が出ている。栄養バランスの取れた温かくおいしい給食を提供することは，子供の貧困対策にとって重要である。京都市は選択制の中学校給食を実施しているが，喫食率は３割と大変低く，友達と違うということを嫌がる思春期の中学生にとって利用しにくいものとなっている。これでは給食が必要な子供たちを取りこぼしているのではないか。 また，一番の成長期であるこの時期，家庭弁当で栄養のバランスが取れたものを毎日持たせるのは困難で，どうしても子供の好き嫌いに合わせたメニューになりがちである。2008年に大幅改正された学校給食法の学校給食実施基準には「学校給食は在学するすべての児童又は生徒に対して実施されるもの」と規定されており，学校給食を生きた教材として学校における食育を推進していくことが，これまで以上に重要となった。全国では中学校給食は当たり前，実に８割の中学生が毎日給食を食べている。京都市も全ての子供たちの栄養を保障し，給食を通じて食育教育が行えるよう，全員制の温かい中学校給食を早急に行ってほしい。 ついては，以下のことを願う。 １　選択制ではなく，おいしくて栄養のある温かい全員制の中学校給食を実施すること。その際，校舎増改築などで可能な所は自校方式で，それ以外は小学校で作った給食を中学校に運ぶ親子方式での実施を検討すること。		
請願者			
紹介議員	玉本なるみ，ほり　信子，くらた共子，加藤　あい		
付託委員会	教育福祉委員会		

資料１７　京都市日本共産党赤坂議員要求資料（京都市教育委員会）

赤阪議員要求資料

平成２７年１１月
教育委員会

政令市における中学校の全員給食の実施割合について（平成 27 年 9 月時点）

政令市名	割合（%）	実施手法	備考
札幌	100	自校・親子方式	
仙台	100	自校・親子・センター方式	
さいたま	100	自校・親子・センター方式	
千葉	100	センター方式	
川崎	0	―	
横浜	0	―	
相模原	18.9	センター方式	選択制と併用
新潟	50.9	自校・親子・センター方式	選択制と併用
静岡	74.4	自校・親子・センター方式	選択制と併用
浜松	100	自校・親子・センター方式	
名古屋	0.9	自校方式	選択制と併用
京都	6.9	自校方式	選択制と併用
大阪	98.5	自校・親子・デリバリー弁当方式	
堺	0	―	
神戸	0	―	選択制で実施
岡山	94.7	自校・センター方式	
広島	32.8	自校・親子・センター方式	選択制と併用
北九州	100	親子方式	
福岡	100	自校・センター方式	
熊本	100	自校・親子・センター方式	
計 （政令市平均）	55.0		

平成２６年度中学校給食の喫食状況（行政区別・業者別）

行政区別

NO	行政区	在籍人員	平均		調理等委託先
			給食人員	喫食率	
1	北	2,347	737	31.4%	デリカハウス㈱
2	上京	1,206	471	39.1%	デリカハウス㈱
3	中京	2,496	747	29.9%	デリカハウス㈱ ㈱ファーストフーズ（本社工場）
4	下京	1,054	269	25.5%	㈱ファーストフーズ（本社工場）
5	南	1,965	566	28.8%	㈱ファーストフーズ（本社工場） ㈱ファーストフーズ（上鳥羽工場）
6	左京	2,900	754	26.0%	デリカハウス㈱
7	東山	236	129	54.7%	㈱ファーストフーズ（上鳥羽工場） 小中一貫校あり
8	山科	3,182	883	27.7%	㈱ファーストフーズ（上鳥羽工場）
9	右京	4,621	1,386	30.0%	デリカハウス㈱ ㈱ファーストフーズ（本社工場）
10	西京	4,272	1,403	32.8%	㈱ファーストフーズ（本社工場） ㈱ファーストフーズ（上鳥羽工場）
11	伏見	7,327	2,877	39.3%	㈱ファーストフーズ（上鳥羽工場）
合計		31,606	10,222	32.3%	